

## 令和3年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第1日 9月8日(水曜日)	
○議事日程 .....	3
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	3
○職務のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 (午前 9時00分) .....	5
○開会の宣告 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	5
○一般質問 .....	6
森 雅 哉 君 .....	6
酒 卷 広 明 君 .....	16
橋 本 和 之 君 .....	24
大 谷 純 一 君 .....	33
原 口 剛 君 .....	41
大 澤 成 樹 君 .....	49
○次会日程の報告 .....	56
○散会の宣告 .....	56
散 会 (午後 2時11分) .....	56
第2日 9月9日(木曜日)	
○議事日程 .....	57
○出席議員 .....	57
○欠席議員 .....	58
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	58

○職務のため出席した者の職氏名 .....	5 8
開    議    （午前 9時00分） .....	5 9
○開議の宣告 .....	5 9
○報告第3号の上程、説明、報告 .....	5 9
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 1
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 4
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 6
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 8
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 8
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 0
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 2
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 3
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 4
○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託 .....	9 5
○次会日程の報告 .....	1 0 0
○散会の宣告 .....	1 0 1
散    会    （午後 零時26分） .....	1 0 1

第10日 9月17日（金曜日）

○議事日程 .....	1 0 3
○出席議員 .....	1 0 3
○欠席議員 .....	1 0 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	1 0 3
○職務のため出席した者の職氏名 .....	1 0 4
開    議    （午前 9時00分） .....	1 0 5
○開議の宣告 .....	1 0 5
○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決 .....	1 0 5
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 7
○議員派遣の件 .....	1 1 7
○閉会中の継続調査の申し出 .....	1 1 8
○町長挨拶 .....	1 1 8
○閉会の宣告 .....	1 1 9
閉    会    （午前10時07分） .....	1 2 0

令和3年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月2日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和3年9月8日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	小	林	正	明	君	1 2 番	柿	沼	英	己	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和3年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月8日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	小林	正明	君	12番	柿沼	英己	君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	柿沼孝明	君
企画財政課長	宗川正樹	君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之	君
住民福祉課長	須永洋子	君
健康子ども課長	茂木久史	君

産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	荒 井 稔 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会 事務局 長	久 保 田 新 一 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農業委員会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 弘 明
書 記	森 田 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 会 (午前 9時00分)

### ○開会の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、条例制定2件、条例改正1件、補正予算4件、決算の認定5件、そして議員発議の2件であります。陳情につきましては、お手元に配付のとおり、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情及び人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することの2件が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和2年度4月分から5月分、令和3年度4月分から5月分及び6月分までが監査委員よりなされております。また、去る8月27日に教育委員会から千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、併せて報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

6番 橋本 議員

7番 大谷 議員

以上、2名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（柿沼英己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から17日までの10日間といたしたいと思っております。これ

にご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から17日までの10日間と決定いたしました。

---

### ○一般質問

○議長（柿沼英己君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

最初の質問は、都市計画道路について私自身がよく聞かれることについて確認をさせていただきたいと思います。それでは、最初の質問です。現在、都市計画道路の舞木地区の工事も進み、土地の買収や保健センターの移転など着々と開通に向けていろいろなものが進んでいますので、とても期待しております。さて、実際に全線が開通したときには新しい道路が県道になるのではないかといううわさがあります。県道になった場合、道路の構造がしっかりしたものでなければならぬと聞いております。

それで、質問なのですが、県道になる可能性についてはいかがでしょうか。また、その場合に道路を補強する工事を行う必要があるのか。あるとすれば県道になる前か後かについても教えていただけますでしょうか。開通しても工事をするのであれば、しばらくの間は不便が続くのかどうか気がなる方もいらっしゃるようなので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路の県道昇格についてでございますが、平成23年度及び平成24年度に開催されました館林邑楽地域市町村懇談会において、群馬県知事に対して明和町と共同で要望を行ったと伺っております。また、平成28年度には明和千代田地域東西広域幹線道路整備研究会を設置し、県の所管課や館林土木事務所にもメンバーとして参加いただき、関係機関と連携した中で県道昇格に向けた整備手法や技術的な問題点等を研究いたしました。その後、本町から明和町の国道122号線までの道路を県道に昇格させて整備した場合、平行路線となる主要地方道足利千代田線や県道上中森川俣停車場線は、両町へ移管になるとのお話があったと聞いております。この県道に昇格という話の始まりは、本来、町の費用で事業をすべき都市計画道路の工事について、県道に昇格することで県事業として実施してい

ただ、この方策として出てきた話であります。その後、群馬県との協議やタイミングが合わないまま両町の事業が進んできており、現状として国道122号線にぶつかるまでの明和町部分と千代田町の都市計画道路部分について、両町とも町独自で道路整備を実施しておりますので、現在は広域農道を含めまして県道に昇格して群馬県に移管するという話は、特に進めておりません。また、道路の構造について補強する必要があるのか。また、それは県道になる前か後かという点でございますが、現時点ではそこまでの協議は行っておりませんので、お答えすることができませんが、将来県道へ昇格するという点について進めることとなった場合には、群馬県との協議の中で、現状のままよいのか、また必要な改良をしてからになるのかということ、またその時期についても決めていくことになるかと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。うわさの始まりというか、そもそもの最初のところから詳しく分かりやすく説明していただいております。よく分かりました。

次の質問です。保健センターの移転後に都市計画道路の延伸が造られることで、そのときにコスメ・ニスト千代田町プラザを利用する方々のために駐車場も整備されると聞いております。ほぼ計画は決まっていると思いますが、コスメ・ニスト千代田町プラザを利用する方々の駐車場が確保されているかどうかの確認をさせていただければと思います。

理由としては、都市計画道路が開通すると交通量が多くなることが予想されますので、駐車場に止めることのできる台数が少なかったりすると、一時的な渋滞が発生する可能性があるためです。現在の計画で、その辺の見込みとしては十分なものなのか、あるいは将来的に駐車場を拡大していく予定があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、私が聞いている時点の情報ですと、やや使いにくい形で畑が残りそうなことがあるらしいということです。それについて、土地の所有者は継続して農業を続けていくのか、あるいは町に土地を売ってもよいという人がいれば買う可能性があるのかについても一緒にお答えいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

現在コスメ・ニスト千代田町プラザの駐車場につきましては、一般利用者用168台、身障者用3台、来賓用6台の合計177台分の駐車スペースがあります。都市計画道路延伸事業に伴い、一般利用者用44台が減少しますが、保健センターの移転に伴い、建物があつた場所を駐車場として利用する場合、新たに29台分の駐車スペースが確保できますので、最終的には15台分減少し、162台分が利用できると見込んでおります。イベントの内容によっては600人ぐらいの方が来場することも考えられますので、大きなイベントを開催するときには、従来どおり来場される方に対して自家用車での相乗りや自動2輪、自転車等での来場にご協力をいただくとともに、不足の際には役場の駐車場を利用していた

だきますので、大きな支障は生じないと考えておりますが、都市計画道路延伸事業により不整形になる土地が生じますので、残地の購入につきましても地権者の皆様のお考えをお聞きするとともに、その必要性を十分検討しつつ、状況を見ながら所管する教育委員会とともに検討していきたいと考えております。

なお、令和4年度は町制施行40周年を迎え、プラザにおいて記念式典や記念事業が行われる予定でおります。多くの方の来場が見込まれますが、令和4年度の上旬には保健センターの建物が解体され更地となるため、その時点で約250台程度の駐車スペースを確保することができると見込んでおります。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。よく分かりました。実際進めてみないと分からないところもあるのですけれども、やってみながら状況を見てその都度判断していくということで、よく分かりました。ありがとうございます。

次は都市計画道路の延伸部分とつながるところ、ジョイフル本田様から現在の保健センターのあるところ、こちらに向かってきてちょうどファミリーマートのところでTの字になって突き当たりになるところです。現在制限スピードは時速50キロメートルとなっています。ここにいる方の中で経験された方もいるかもしれませんが、たまに自転車が走っていてちょっと危ないと思うときがあります。夜中に交通量が少ないときには車道の真ん中を走っている自転車もありました。また、先週は学生が雨の中、歩いていまして、車がゆっくりと走って、少し混み合っているような状況も見受けられました。この件についてもよく聞かれることがありますので、質問をいたします。質問は幾つかあるのですが、これについてはまとめてお聞かせいただければと思います。

まず、今の道路を少し拡幅して歩道を整備できないかということです。土地の確保は難しいと思うのですが、それができればかなりスムーズです。あるいは平行して走っている農道に自転車が通るような専用スペースを造れないかという声も聞いております。この辺については、町としても町の方から言われることがあると思いますし、いろいろと検討されていることもあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

農免道路、いわゆる町道27号線、通称広域農道につきましては、昭和50年度から昭和58年度にかけて県営事業の広域農道として、千代田町赤岩地内の主要地方道熊谷館林線から明和町上江黒地内の県道今泉館林線に至る全長約11キロが整備され、完成と同時に両町に譲与され、現在に至るまで町道として管理をしております。この路線は、大泉や板倉と連絡していることから、完成当初から邑楽郡の東西の幹線道路の一つとして、人的交流や物流に重要な役割を果たしておりますが、広域農道として整備された当時と比べ、沿線の工業団地開発に伴う優良企業の進出や大型商業施設ジョイフル本田千

代田店様の出店などの影響により交通量が著しく増加し、その交通量は県道を上回るような状況となっております。更に、都市計画道路赤岩新福寺線の延伸路線と接続し、この広域幹線道路が開通しますと、車の流れが大きく変わることによって本町に流入してくる交通量、更には大型車両の往来が増加することは容易に想像されます。そのため、増加する交通量に比例し、交通事故の発生も懸念されるところであります。

議員のおっしゃるとおり、広域農道には自転車専用道路や歩道が設置されておりません。そこで、広域農道の自転車、歩行者への安全対策として最も有効な方法は、両側に自転車専用の側道や歩道を設けることであるとは思っておりますが、既存の広域農道に新たに歩道等を設置するためには、測量や設計はもちろん、用地買収も必要となります。更に、既存の用水路に蓋をかける工事や歩道を新設する工事には莫大な費用がかかります。工事したいのはやまやまですが、引き続き町の財政状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

また、平行して通っている農道に自転車の専用スペースを造れないかという件に関しましては、広域農道1本南の農道になるかと思いますが、ガードレールやポストコーンなどを設置して物理的に分離することは、道路の幅員が狭いため難しいと考えておりますが、路面標示による安全啓発については可能と思われるので、関係部署と協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。確かに財政面で厳しいところはあると思うのですが、あとやっぱり見た人とか、そういう方が危ないと思いますので、学校のほうでもちょっと声をかけていただくとかで、なるべく注意して走るか歩くか、あるいはなるべく通らないようにか、ちょっと検討していただければと思います。

次の質問です。都市計画道路の今後の開通に関することなどを含めてお聞きいたします。ちょうどこの町役場の辺りには小学校とか中学校があります。今度は総合保健福祉センターが開設されます。朝の登校時間では子供たちが歩いたり、中学生は自転車に乗っています。そして、通勤の車も走っています。これに対して、見ていて危ないと感じる方も結構いるようです。以前から比べますと、グリーンベルトの設置などいろいろと対策がされてきています。ただ、現状を見てもみますと、役場の東側の道をスピードを出して走る車があったり、中学校の南側の道路が少し狭かったりしています。都市計画道路の延伸部分の完成を控え、子供たちが通学に通う道、そして車の流れなどを考えながら、今後危なさそうな道路へのグリーンベルトの設置、スピードを出す車への対策、交通規制の可能性などを含めた安全対策についてお聞きいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えをいたします。

現在、これまでの総合福祉センターと保健センターを複合化するための増改築工事が実施をされております。また、都市計画道路の延伸により、役場及び中学校周辺の通過車両の増加が、議員のおつ

しゃるとおり予想されます。この地域におきましては、西こども園、西小学校や中学校があるとともに、町の公共施設も集中している場所でもございます。また、地域住民の生活道路としても活用されており、この地域の安全確保対策は重要であると考えております。このようなことから、住宅地域や学校周辺などの生活道路には区域（ゾーン）を指定し、その区域内の道路に最高速度30キロメートルの交通規制を設定するとともに、各種安全対策を組み合わせ、ゾーン内の通り抜け車両の抑制や通行速度の抑制することを目的に区域を指定しております。

参考に、エリアの概略を申し上げますと、北は役場の北側の町道、南は商工会の付近までです。西は西小学校の西側の町道、東は赤岩郵便局の道路、主要地方道熊谷館林線を北に行って、サンシン縫製様の信号のCOMハウスのほうに行く町道のほうですが、東はそのエリアをゾーン30に指定し、その区域における歩行者や自転車などの安全を確保する交通安全対策を進めてまいりました。

ご質問のグリーンベルトの設置でございますが、ゾーン30内では、西小学校東側の信号交差点の役場入り口から東に向かいまして、サンシン縫製様北東の信号交差点、及びフードショップクリバラ様北の信号交差点から北に向かいまして、役場東側の南北の道路までの間で縁石がない部分に設置されておりますが、路面標示が薄れている箇所もございますので、補修工事を行うとともに、危険が見込まれる箇所は新たに設置するなど、引き続き交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、スピードを出す車両への対策でございますが、これまで警察において移動式オービスなどによる速度取締りも実施をされておまして、大幅な速度超過による通過車両の報告は、今のところ受けておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、この地域は、西こども園、西小学校や中学校があるとともに、町の公共施設も集中している場所でもございます。今後、通過車両の増加により危険が伴うことが予想される場合には、警察など関係機関と連携を図りながら交通安全対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。いろいろと対策をされているということで、今の時点では大分いいとは思うのですが、心配の声も結構ありますので、今度そういう方々ともちょっと具体的な話とかもしあれば、個別にお話しさせていただくことがあるかもしれないです。ありがとうございます。

次の質問です。次は、喫煙者を減らす取組みについて質問させていただきます。新型コロナウイルスの感染予防や、以前から言われている健康への影響の点などから、何か対策ができないかと思えます。WHO世界保健機関のステートメントによれば、新型コロナウイルスへの感染で喫煙者は重症となる可能性が高いと言われていて、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症診療の手引でも、重症化のリスクとして挙げられています。また、喫煙室も感染を拡大させるリスクが高いと考える方もいらっしゃるようです。たばこの煙がコロナウイルスを抑制するというわさもありますけれども、私のほ

うは、その辺は未確認です。私は、たばこ世代というか、テレビとか映画でたばこを吸っている人を見ると格好いいと思っていましたし、あらゆるところで大人の方々もたばこを吸っていました。しかし、現在はたばこは健康へのよくない影響があるということで、喫煙者の人口も減ってきています。簡単に言うと、昭和40年は男性約80%、女性約15%で、平成30年では男性約27%、女性約9%ということです。これは日本たばこ産業のデータです。また、その調査は2018年で終了しています。これで見ますと、現在は男性の約3割弱はたばこを吸っているということです。ここにいる議員は12名です。統計的には三、四人が喫煙者という割合ですので、大体合っているかもしれません。本日は喫煙者を減らす、あるいは受動喫煙などで困っている人への配慮という点で質問をさせていただきます。ちなみに、たばこについては、喫煙イコール100%体によくはないというわけではなく、長寿を全うした喫煙者もいますし、たばこを吸わないで病気になる人もいます。私自身は10年ぐらい前にやめています。喫煙自体は正しいことだと思っています。また、たばこだけでなく飲酒や食事に対しても、吸い過ぎ、飲み過ぎ、食べ過ぎは体に負担がかかる行為なので、気をつけたほうが良いと思っています。ただ、この中で、喫煙に関してだけは、その行為自体が周囲の方へ影響を及ぼすため、もし可能であればたばこをやめたいと思っている人も少なからずいるだろうと思います。

また、2019年からは、学校、病院、児童福祉施設等行政機関の庁舎等では敷地内が禁煙となり、2020年4月1日からは、多数の人が利用する施設を含む場所が原則屋内禁煙となりました。そこで、喫煙をやめたいという方もいるだろうという想定の下、質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問です。健康子ども課長にお尋ねいたします。受動喫煙や禁煙についての相談というのはありますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

森議員のお話のとおり、望まない受動喫煙の防止を図るため健康増進法の一部が改正され、平成30年7月に公布され、今まで以上にそういった受動喫煙や禁煙等に関する社会的な意識が高くなっているものと感じております。本町におきましては、これまで「広報ちよだ」において、令和元年7月号に受動喫煙の防止対策、また令和2年11月号に禁煙治療に関してそれぞれ特集記事を掲載し、また更に令和3年3月に千代田町第2期健康増進計画を策定し、たばこと健康に関する計画をお示ししてございますが、これまで町民の方から、特に相談や問合せなどは、現状として受けていない状況となっております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。

次に、KAKIMUMAアリーナや第一三共なかさと公園など、町の施設の現状について、特に問題点がないかどうかを、教育委員会の久保田局長にお聞きいたします。特にお聞きしたい点としては、

吸ってしまっている人がいるかどうか、吸い殻が捨てられていないか、吸いたいときにはどうすればよいかと聞かれたりしているかなど、現状についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。

受動喫煙対策として健康増進法の一部が改正され、令和元年7月1日より第一種施設として分類される学校や児童福祉施設、行政機関の庁舎や行政機関の事務所がある施設などにつきましては、受動喫煙防止措置が取られた特定屋外喫煙所を除きまして敷地内禁煙となりました。また、第一種施設以外の多数の人が利用する施設につきましては第二種施設として分類され、令和2年4月1日から原則屋内禁煙となりました。このことに伴いまして、教育委員会所管の施設におきましては、令和元年7月1日より、第一種施設に分類される各小中学校、また事務所のあるコスメ・ニスト千代田町プラザ、及びKAKIMUMAアクアにつきましては敷地内禁煙とし、第二種施設に分類されるKAKIMUMAアクアを除く東部運動公園や町立図書館などは屋内禁煙としております。

主な施設の具体的な対応でございますが、各小中学校につきましては敷地内禁煙となっております。東部運動公園につきましては、KAKIMUMAアクアの屋内及び周辺敷地内、並びにKAKIMUMAアリーナの屋内を禁煙としております。公園内の屋外につきましては、法令上規制はございませんが、公園内の3か所に喫煙所を設置しております。コスメ・ニスト千代田町プラザにつきましては敷地内禁煙となっており、屋外に特定屋外喫煙所を1か所設置しております。町立図書館につきましては、屋内、屋外ともに禁煙としておりまして、喫煙する場合は、役場敷地内の特定屋外喫煙所をご利用いただいております。

以上のように、各施設とも法令に基づく対応を行っており、施設の利用者には敷地内禁煙、または屋内禁煙を遵守していただいております。

各施設におきまして、業者から喫煙したいときはどうすればよいかと聞かれたときには、所定の喫煙所を利用していただくようご案内しております。屋外が禁煙となっていない東部運動公園につきましては、携帯灰皿を持参し、喫煙されている方もいらっしゃいますが、敷地外や人通りのない場所で喫煙されているため、特にトラブルは発生しておりません。また、吸い殻の投げ捨てにつきましては、駐車場内に投げ捨てがされていることがありますが、その他の敷地内では目立った投げ捨てはございません。現状としましては、受動喫煙及び喫煙に関して特に目立った問題点はございません。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

建設環境課では第一三共なかさと公園をはじめ複数の公園を管理しております。いずれの公園につきましても、公園内での喫煙者はおりますし、吸い殻のポイ捨てもゼロではございません。建設環境課で管理しております公園のうちで喫煙所を設けているのは、なかさと公園のみとなっております、

園内の3か所、噴水の東、バーベキュー棟の横、野球場バックネット裏に喫煙所を設けております。利用者から喫煙場所を聞かれることはほとんどないとのことですが、喫煙場所を聞かれた際にはこちらをご案内しております。

一方で、携帯灰皿をお持ちの方は、公園外の町道や周囲の状況を見ながら、周りに人のいない喫煙所以外での場所で喫煙されている方もまれにいらっしゃいますが、公園利用者同士でのトラブルについては、今のところ生じておりません。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。以前と比べると、たばこのマナーというか分煙というのも浸透してきて、皆さんの協力も得られているものと思います。ありがとうございます。

それでは、高橋町長にお聞きいたします。喫煙をやめたいという人が禁煙外来を利用しているということは以前からありますが、受診者に助成金を出している自治体もあります。大きく分けると、喫煙者自身がたばこをやめたいと思う場合と、もう一つは家族からの勧めです。家族というのは、たばこを吸わない家族や妊娠していたり子供がいる家庭です。禁煙に対する助成金について調べてみますと、自治体ごとにいろいろな特色がありますが、おおむね禁煙外来にかかった費用の2分の1、また上限1から2万円です。これは、約3か月のスケジュールで治療を受けたときに、健康保険を使って受けたときの費用ぐらいです。

ちなみに、現在本町のたばこの税収もある程度ありますので、それが減るというマイナス面もあるかもしれませんが、健康な人が増えたり長寿の方が増えるということも考えられますので、その点ではよいことだと思います。

さて、助成金事業を行っている市町村は、私が調べたところでは50以上あります。群馬県ではみなかみ町です。禁煙外来治療に要した費用の自己負担額の2分の1で、上限は1万円とのこと。それと、先ほども述べさせていただいたように、新型コロナウイルスに対する重症化リスクの要因ともなり得るという状況にもなってきています。そのような社会環境の中、やめたいのにやめられないという方をサポートしていくこともよいのではないかと考えています。これについてどのように思われるかをお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 禁煙についてですが、ニコチン依存症という病気の可能性が高く、たばこを吸い続けると脳がニコチンへの依存状態になり、自分一人で禁煙することが難しくなるとされております。観点を変えまして、今から10年前は、たばこ税、千代田町は約1億2,000万円ぐらいだったと記憶しております。現在は、これが約半分の6,000万円ということなのです。健康上の観点よりお話をさせていただきますが、森議員のお話のとおり、一定の条件を満たせば健康保険を利用して禁煙治療を受けられる禁煙外来があります。喫煙状況を把握した上で、禁煙補助薬の処方や治療中の支援な

どにより禁煙に成功しやすいとされております。こうしたことを踏まえていきますと、一部の自治体では、先ほど議員が述べたように50以上の自治体は何らかの補助を出していると。群馬県内はみなかみ町ということですが、助成金額は治療費のおおむね2分の1と、上限が約1万から2万円程度という場合が多いようです。日本循環器学会や全国健康保険協会などの各種団体では、独自にたばこ代と禁煙治療費の自己負担額について比較資料を発表しております。これらの資料によれば、たばこの喫煙本数や禁煙治療による診療内容等の諸条件にもよりますが、治療期間を12週間として仮定した場合に、禁煙治療に係る自己負担金の方が1万円から2万円程度低いとされております。つまり、禁煙を目指す方にとっては、たばこ代で禁煙治療費を十分賄えることになります。本町では、喫煙者と非喫煙者との公平性の観点からも、喫煙者はルールを守りながら味わっていただき、現時点では禁煙外来における助成制度を設ける必要はないと考えております。しかし、煙を受ける側の周りの方、喫煙者は、たばこ税を毎日支払っているわけです。体に悪いことは分かっているのに吸っているのが現状であります。何かきっかけがあればやめたい人が大半だと思いますので、これを禁煙をするきっかけづくりを何か考えていく必要があるかなと考えております。例えば以前私が見たキャッチフレーズは「たばこは心の日曜日」、これはたばこを愛する人に作った言葉だと思うのです。更には、最近建設業協会のほうがこのコロナ禍の中で出しているポスター、それを見ますと、一枚紙の大きなポスターで、たばこをやめて2時間するとこういうところに影響がよくなるのだよと。24時間たつとこういうところが影響がよくなるのだよと。1週間やめるとこういうところが改善していくのだよと。具体的にこういうそのようなことが書いてあるポスターがあるのです。見て感心をしたのです。私もずっと来たのですけれども、そのようなことで、やめる方向に向けて、吸っているいる方に対してそのような啓蒙活動も必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。確かにたばこはどんどん値上げされていますので、たばこをやめることで費用もたまっていくというお話でしたね。「たばこは心の日曜日」ということも、ちょっと初めて聞きましたけれども、確かにリラックス効果はあるのではないかと思います。

それでは、最後の質問です。禁煙治療を受けると、禁煙の成功率は2倍から3倍とされています。これは公共機関のデータが見つからなかったのですが、幾つかの医院で発表しているのを見ると、おおむねこれぐらいのようです。そして、厚生労働省の平成29年の調査、ニコチン依存症管理料による禁煙治療の効果等に関する調査報告書というものがあります。これによると、禁煙治療中に挫折した人や5回の治療でどの程度効果があつたなどが調査されているのですが、この中で気になる点としては、禁煙治療終了後9か月後では、約7割が再びたばこを吸い始めているそうです。ということは、禁煙治療についてサポートすることと同時に、その後のケアも必要ではないかと感じます。

それで、先ほどの助成金の話に加えて、禁煙外来を受けても受けなくても、まずはたばこをやめる

宣言をしていただき、1年後に何か表彰するというような取組みもいいのではないかと思います。半年後とか、期間についてはどのようなものがよいか分かりません。また、たばこだけでなくお酒についてもいいと思うのですけれども、ここではあまり詳細について触れずに、そのような表彰制度についてぜひ検討していただければと思います。検査方法については、生命保険に入るときに使う唾液検査がありますので、客観的な判断ができますが、若干費用と手間がかかります。

ちなみに、たばこを吸っていない人の保険料を安く設定している保険会社があるのは、喫煙者の方が病気になる確率が高いとか、平均寿命が短いということが根拠となっているようです。たばこを吸いたいという人はともかく、やめたいと思っている方を応援していくのはよいことだと思います。それについて高橋町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 森議員のお話のとおり、1度禁煙に成功しても喫煙を再開してしまったという話をよく聞きます。私もそうでした。ちょうど先ほど述べたように9か月やめていました。また吸い始めの7割に私は入ってしまったのです。喫煙者が禁煙に挑戦され、どの程度の禁煙期間を継続すれば成功したと言えるかについては、各個人の判断基準によるところが大きいのと思っております。

禁煙成功者への表彰ということは、今現在は考えておりません。ここで、禁煙を目指す取組みでの重要なことは、喫煙者だけの努力でなく、その周囲の家族や友人、知人、職場の方などを巻き込みながら、たばこの悪影響に対して一人一人が正しい知識を深めながら、喫煙者との周囲関係者が共に意識改革を図ることが大事と感じております。たばこは、交感神経を刺激しまして血管を収縮して血圧を上げてしまうことで、健康にはいいことは何にもございません。先ほど言った「心の日曜日」なんていうのは、これはもう自分の心情だけ、気持ちの問題でありまして、体の健康には何にもいいことはないのです。本町では、家族や友人、知人といった身近で大切な方が、たばこを起因として病気になったり命を落とすことがないように、喫煙に関する健康への危険性を継続的に周知していくとともに、禁煙の取組みに関する相談対応や医療機関への紹介、更には各種健康教室なども連携し、希望者への支援を進めていきたいと考えております。先ほど述べたように、ポスターとか何かいいやめさせるような啓発活動、案がありましたら、皆さんと考えながら進めていければと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。千代田町では、もう既にそのたばこをやめたいという方への支援とか、そういう方向性があると思いますので、引き続きその流れでやっていただければと思います。

これで一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時43分)

---

再 開 (午前 9時50分)

○議長(柿沼英己君) 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

5番、酒巻議員。

[5番(酒巻広明君)登壇]

○5番(酒巻広明君) 議席番号5番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。私の質問ですが、安全・安心のまちづくりについてということで質問をさせていただきたいと思います。

令和3年4月1日より群馬県交通安全条例が改正されました。自転車は車と同じ車両の仲間ということで、交通ルールが変わるとい部分がありました。自転車、子供から高齢者まで幅広い年代層で利用される、とても便利な乗り物でもあります。誰もが手軽に利用できる一方、交通ルールやマナーを守らない運転による事故が多く発生しているという部分も報告が上がっています。前回、6月のときに、大澤議員のほうも一般質問でそういった部分も述べていたかと思いますが、そこで柿沼総務課長にもお伺いしたいと思います。本町でも自転車が通行する場所を路面標示されている道路があるかと思っています。本町では赤く塗られた道路に白い標示で、自転車はこちらを走りましょうというような感じのイメージのイラストが標示されているかと思っています。そういった路面標示されている道路、本町においては何か所ぐらいあるのかという部分をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(柿沼英己君) 柿沼総務課長。

○総務課長(柿沼孝明君) ご質問にお答えいたします。

まず、自転車走行のルールでございますが、ご承知のとおり道路交通法上、軽車両である自転車につきましては、道路の左側を通行することを基本としております。なお、例外的には自転車で歩道を通行することが可能な場合もございます。

ご質問の本町における自転車が通行する場所の路面標示の箇所数でございますが、具体的な標示箇所数については分かりませんが、県道においては、サイクリングロードに指定してあります路線名で参考に申し上げますと、上中森信号交差点から北へ向かいまして、鞍掛工業団地の信号交差点までの主要地方道足利邑楽行田線の東側歩道にピクトグラムの路面標示がされております。また、町道におきましても、主に利根川沿いを中心としたサイクリングロード及び利根加用水脇の自転車歩行者用道路には、県道と同様にピクトグラムの路面標示がされております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。県道のほうでは上中森から鞍掛のほうに抜ける道と、あとは町道では利根川用水の付近という、あとは利根川の付近ということでお答えをいただきまして、その部分に関して片側というような話もあったかと思えます。基本、自転車に関しては左側通行というのが基本になってくるのかなというふうに思います。先ほど県の交通安全条例のほうで改正されたという部分がありまして、主要県道という部分で、県内各地にこの春、矢羽根型路面標示というのですか、赤い矢印に白いラインという形で、町外よく見かけるのですけれども、そういった部分を交通量の多い場所に整備されているのかなというふうに思われます。これは、車道を自転車が通行する場合に、どっちに向かって進んだらいいよというような目印になる標示という部分でもあるのかなというふうに思います。事故を防ぐため、自転車に乗る人は、標示を目安に従って走ろうというような部分が標示に表れているのかなというふうに思います。標示の色や形などは、県外に行くと、これは青標示のものもあつたりとか、全国的に整備が行われているかなというふうに思います。

そこで、引き続き柿沼総務課長のほうにお伺いしたいと思います。今後、本町の道路において県道、本町のことですから、町道に道路標示などの路面標示の整備を行う予定があるのかという部分で、先ほど森議員のほうからもありましたけれども、標示のほうがちよつと薄い部分等もあるので、そういった部分も含めながらお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

群馬県では、中学生及び高校生1万人当たりの自転車の事故件数が、平成29年の中学生の2位を除き、毎年全国ワースト1という状況が続いております。事故内容については、出会い頭の事故が最も多いということが分かっております。また、平成25年の道路交通法の改正により、軽車両である自転車は、車道と歩道の区別のある道路においては車道を通行しなければならず、車道では進行方向左側を通行することが義務づけられております。これらのことから、先ほど議員のほうもおっしゃったとおり、矢羽根マーク設置には自転車の車道左側通行への誘導と歩行者との事故の削減、及び自動車ドライバーに対する自転車走行の注意喚起を促す目的で設置をされております。平成31年の3月に県において策定された群馬県自転車活用推進計画でございますが、自転車事故等が多い路線を自転車ネットワーク路線に選定し、国、県、市町村の管理する路線約1,450キロメートルを指定し、優先的に自転車通行空間の整備を行うことでネットワーク化を進めております。令和元年度より順次整備を進めており、自転車の利用が多いと思われる路線から実施されているということでございます。

なお、館林土木事務所に確認をしたところ、管内のネットワーク路線になっている道路で、令和11年度までに17.9キロメートルの整備を計画しておりますが、令和2年度末時点で8.9キロメートルが整備されているということでございます。本町におきましては、現時点ではまだ整備が開始されておりませんが、順次施工を実施していくということでございます。本町におきましても、通学路や自転車、

歩行者の交通量が比較的多い道路においては、自転車事故の削減や自転車利用の促進などに有効であることから、国及び県及び町の関係部署とも連携を図りながら整備の検討も進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。その都度しっかりと整備をしていただければというふうに思います。

先ほどから基本的には道路交通法では自転車は左側、車両と同じという部分です。仲間という部分で、歩行者は左側通行というような形で、私も小さい頃から教わってきていますし、交通法上そういう部分というのが決まりであるのということですよね。そんな中、先ほど自転車の標示の部分というのが片側にしかないという部分で、これを考えていくと、当然自転車も歩行者も左側しか通らないというか、その都度、臨機応変に通行していく部分であれば問題ないのかなというふうに思います。そういった中、利根加用水に関しては道幅も狭くて、小学校の通学路、中学生の通学路等にもなっている道路でもあるのかなというふうに思います。よく地元の方も朝晩散歩をされている方なんかも非常に多い場所でもあるのかなというふうに思います。そういった中、片側だけ道路標示を整備するというのが、逆に危険ではないのかなというふうに私考える部分もあるのですけれども、その辺、町として柿沼総務課長のほうにお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

まず、路面標示の目的でございますが、路面標示には大別して道路標示と区画線から構成をされております。道路標示は都道府県公安委員会が、区画線は道路管理者が設置することになっております。道路標示は、更に規制標示と指示標示に分かれ、規制標示には特定の通行方法を制限または指定する目的で設置されまして、主に転回禁止、最高速度など29種類がございます。指示標示につきましては、特定の通行方法ができることや、その区間、場所の道路交通法上の意味、通行するべき道路の部分などを示す目的で設置をされておまして、主に横断歩道、停止線など15種類がございます。区画線は、道路の構造の保全や交通の流れを適切に誘導する目的で設置をされまして、主に車道中央線、車道外側線など8種類がございます。このように交通規制につきましては、道路構造、交通実態などを考慮し、道路交通法及び県公安委員会の定める交通規制基準に基づき実施をしております。

しかし、道路管理者が行う区画線等におきましては、生活道路など狭小幅員の町道におきましては、路肩幅員が両側で確保できない場合もございます。地形の状況、その他の理由によりやむを得ない場合には、片側に寄せて設置する方法が取られております。このほかにも、中央線を抹消し歩道を確保するなど、車両の相互通行に十分な幅員がない道路につきましては、できる限り分かりやすい路面標示に努め、安全と円滑を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。せっかく自転車の方、歩行者、車両というような形で、生活道路である町道を走られる方に、安全で安心して通行できる道路整備という部分を今後でも分かりやすい道路標示という部分で、安全で安心な道路の整備に努めていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次の質問ですが、歩道という部分では国交省の管轄になるのかなというふうに思いますが、利根川の土手の道路、道路という部分は、言い方としては合っているのか分かりませんが、管理としては、先ほど言った国交省という部分なのだと思います。ただ、近年、自転車のロードバイクの人気であったり、コロナ禍の中で、健康づくりの一環として運動、走られる方、散歩される方という形で、利根川の土手をよく利用される方を多く見かけます。そういった中で道路幅、もともと車両が走る道路ではないので広いものではなく、そんな中、スピードを出すロードバイクやゆっくり歩く歩行者の方と、いろんな様々な方が利用されています。その中で、冷やりとした場面を見かけたりともします。そういった部分で、利根川の土手を利用される際の交通ルール等がよく分からないというような危険を感じるという部分が多々あるのかなというふうに思います。本町だけの利根川は問題ではないというのは分かっております。本当に利根川でいえば千葉からみなかみという部分で、長い距離でもありますし、そういった中、国交省から何か道路の使用の部分に関して指導等があるのかという部分、柿沼総務課長のほうにお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

利根川サイクリングロードは、群馬県から埼玉県を通りまして、その先、江戸川サイクリングロードを合わせますとディズニーランドまで行ける、日本で一番長い、約170キロメートルの自転車道路となっております。町では、堤防天端の道路の一部をサイクリングロードとして、町が占有をしておりますが、堤防の管理用道路としても位置づけられております。この道路につきましては、自転車、歩行者専用道路として歩行者の優先が義務づけられております。これまで国土交通省からは、特に指導はございませんが、先ほど議員がおっしゃったとおり、昨今、健康ブーム、またサイクリングブームもございます。歩行者に優しい運転を促すため、国土交通省とも確認を取り合いながら、今後、安全対策についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 安全対策という部分、過去には多摩川で自転車と歩行者が接触事故があって死亡事故というのも過去にはありますので、そういった部分、本町だけの問題ではないですが、しっ

かりと何か大きな事件事故が起きない前に対策を考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。次の質問ですが、岡田教育長のほうにお伺いしたいと思います。今年の6月28日の日に、下校中に千葉県の八街市の小学生の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷する事故が発生しました。そういった部分を踏まえて、過去にもブロック塀が落ちてとか、いろんな部分で、その都度本町も安全対策、管理を再確認してきているのかなというふうには思いますが、そういった部分で、国から通学路の安全点検を行う指示が来ているかと思います。今回の八街市の事故を踏まえて、本町において通学路の安全確認をもう既に行っているのか、またもしくは今後行う予定があるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

通学路の点検につきましては、群馬県教育委員会健康体育課から、令和3年4月30日付の令和3年度通学路の危険箇所抽出についてという通知により依頼がありました。また、千葉県八街市において児童が5名死傷するという痛ましい交通事故が起きたことを受け、文部科学省より令和3年7月9日付の通学路における合同点検の実施についてという通知により依頼がありました。この通知に基づき、本町では、東西小学校と中学校に通学路の危険箇所の抽出を依頼し、学校職員や保護者による通学路点検の結果や、保護者による改善要望の箇所など、合計14か所の報告を上げられました。この報告に基づいて先月8月25日に、町教育委員会、東西小学校、町危機管理室、町建設環境課、大泉警察署による通学路合同点検を実施いたしました。通学路合同点検では通学路の危険箇所を回り、車の通りの多い道路や見通しの悪い道路、また薄くなった横断歩道などを確認し、それぞれ対策を検討しました。今後は、合同点検の結果を踏まえ、対策が必要な危険箇所につきまして、町として改善できることは、危機管理室や建設環境課と連携し改善するとともに、警察による対策が必要な箇所につきましては、警察に改善を要望してまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 点検を行って14か所報告があったということで、本当に定期的に点検していくことは非常に大切なのかなという部分あります。日々、道路もいろんな部分で変化している部分もありますので、今後も引き続き総務課の危機管理室と産業観光課、建設環境課ともいろんな横のつながりを連携しながら、しっかり管理していただければなというふうに思います。

そんな中、どうしても2学期の始まりというと、よく通学路に雑草等が、畑から出てきたものとか、あとは県道の歩道から雑草が生えていたりとかという部分もあるので、そういった部分も子供たち非常にそれをよけながら通学、通園しているのを見ると、危ないなという部分もありますので、そうい

った部分、日頃から管理も、そういった部分もしていただければなというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の質問ということで、引き続き岡田教育長のほうに質問させていただきたいと思えます。通学路の通行についてというような部分で、先ほど森議員のほうからもお話がありましたが、グリーンベルトの整備という部分で、中島地区から西小学校の農免道路であったりとか、本当に学校周辺という部分で整備されているのかなというふうに思えます。そういった部分で、当然通学路にグリーンベルトというのは設置、整備されているのかなというふうに思いますが、そういった中で、町としてはどういった部分で子供たちに通学路の指導を行っているのかなという部分で、岡田教育長のほうにお伺いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

通学路全般ということで網羅することも必要なのですが、特に小学校でいいますと中島から西小学校まで、中学校でいきますと赤岩郵便局から千代田医院、そして学校と、この辺について中心にお話し申し上げて、取組みについてご報告したいと思えます。よろしく願いいたします。

本町の多くの中学生が、通学路として赤岩郵便局から千代田医院までの道路を通行しております。自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられており、車道と歩道の区別があるところでは車道通行が原則となっております。朝の通学に際しましては、自転車が車道の左側を通行する、並列走行をしない、という指導を行っております。帰りの下校に際しましては、歩道を通行することになりますので、歩道を通行する場合は並列走行をせずに、車道寄りの部分を徐行して通行するように指導しております。

また、中学校では、部活動終了後の下校時に多くの生徒たちが、中学校南西側の交差点で信号待ちの列ができてしまうことがあるので、教員が現地に待機し、下校指導を行うこともあります。全体的な指導としましては、自転車は左側通行、並列走行をしないということを定期的に指導しております。

小学校につきましては、各学期に1回程度、通学班反省や校外児童会といった時間を設け、担当教員と一緒に通学班ごとに自分たちの登下校の仕方を振り返ったり、安全な歩き方を考えたりしています。その日は一斉下校となり、担当教員も付き添って児童の様子を確認します。通学路全体の歩行方法としましては、基本的には道路の右側を歩くこと、路側帯を歩くこと、登下校時は1列で歩くことなどを指導しております。

また、登下校につきまして、地域の方からご指導いただいたり問題が起こったりした際には、その都度、通学班を集めて指導したり、全体に向けて注意を促したりしています。特に注意が必要な中島の信号から西小学校に向かう通学路につきましては、道路に広がらずに歩くことや、車に注意することなどを繰り返し指導しております。また、中島からの通学路を出勤時に通行する教員につきまして

は、出勤時に登校の様子を観察しており、必要に応じて指導をしております。

以上でございますが、先ほど森議員の質問の中にもありましたとおり、車の交通、往来が非常に激しくなっておりますので、学校近辺、そして通学路に関しましては総務課長さん、それから建設課長さん等々とも今後更に話し合いを進めまして、グリーンベルトであるとか30キロ規制ゾーンであるとか等々、今後の町の発展、それから町の延伸道路等々もできますので、その辺に関しましてまた通行量等も変わってくると思いますので、指導をいろいろ工夫しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。中学校において並列通行はしないよという部分、または中学校出たところの信号に関しては、やっぱり先生方も指導をやりながら行っているという部分で、自転車の並走の運転に関しては、道路交通法、交通ルールでいうと2万円以下の罰金が科せられますので、そういった部分も踏まえながらしっかりと指導していただければなというふうに思います。

また、小学校に関しては、やっぱり児童数が減ってきて、1つの通学班の部分で人数が減ってきて、班長さんと言われる方が6年生ではなく4年生とか5年生というような部分で低学年化してきて、そういった部分も踏まえながら、通る時間帯というのは、やはり朝の通勤時間帯という部分もあるので、車も大勢走っている部分等もありますので、そういった部分で、やはり安全の部分を確認するという部分で、またしっかりと毎年毎年子供たちも入れ替わるので、その辺引き続き指導をしていただければなというふうに思ひまして、質問を終わらせていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

先ほど、森議員のほうからも都市計画道路という部分で話がありましたが、私のほうから都市計画道路部分の街灯という部分でちょっと質問のほうをさせていただきたいと思ひます。街灯、LEDの防犯灯と言われるものかと思ひますが、千代田町第六次総合計画の中で、町民に住民アンケートという部分で取りまして、その結果を見させていただくと、やっぱり重要改善分野という部分で、住民からの声としては、防犯対策をしっかり取り組んでほしいという意見が多かったよという部分で、表になって現れているものを見させていただきました。そういった部分も踏まえながら、今回は都市計画道路のLED、防犯灯という部分で話をさせていただきます。道路標示とかそういった部分に関しても、以前大谷議員のほうで質問されたことが過去にあったかなというふうに思うのですが、LEDのほうはなかったので、ちょっと今回はLEDに特化させていただいて質問をさせていただきます。

まだ全面開通という部分は至っておりませんが、道路幅が非常に広くて、地域の生活道路という部分では、もう年々車の利用者のほうは増えてきているのかな。それに伴って、やはり散歩される方で

すとか、あとはもう特に高校生、学生も自転車で学校に通学される方というのが非常に多く利用される道路でもあるのかな、そういった生活道路として、今現在都市計画道路、開通されている部分は、本当に非常に多く利用者がいるのかなというふうに思います。当然車のほうに関しても、町外の方から、やはり本町、明和町に通う通勤の途中の道路であったりとか、逆に本町から大泉や太田のほうに行く方が利用すとか、本当に車両のほうに関しても非常に多い道路かなというふうに思います。

そういった中で、舞木土地区画整理内に関しては、街灯というのは整備されているのかなというふうにと思いますが、舞木土地区画整理外、西側、セブンイレブンさん側、こちらのほうは田畑が広がっているエリアになるのかなというふうにと思いますが、こちらのほうは電柱もなく電源が取りにくいという部分もあるのかなというふうにと思いますが、やはり歩道を利用される方が、夕方になりますと暗くなってきて非常に危ないというような意見も聞いておりますが、今後そういった部分、街灯を整備していく考えがあるのかどうかという部分を柿沼総務課長のほうにお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

防犯灯の設置についてでございます。ご指摘の都市計画道路赤岩新福寺線は、現在、生活道路として多くの方が利用をされておりますが、舞木土地区画整理地内から西側の農地周りにつきましては、住宅地から外れる場所になりますが、議員がおっしゃるとおり、現在、防犯灯は設置されておられません。防犯灯につきましては、基本的に電柱等に共架する方法で設置しておりますが、住宅地から外れた箇所においては電柱が現在立っておりません。そのため、これまでどおり新たに支柱を立てて防犯灯を設置する方法がよいのか、または支柱を立てなくても設置できるソーラー式の防犯灯も現在あるようでございます。そういったことから、現地の状況も考慮しながら、いずれの方法がよいのか、各方面から検討していきたいというふうに思っております。

今後、都市計画道路の延伸によって車両や人の通行がこれまで以上に多く見込まれることから、暗がりを解消し、安心して歩道を利用できるよう、設置の方法及び設置場所について今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。支柱をつけて電源を取るという、従来型部分というのが基本的に町としては進めてきているのも分かるのですけれども、先ほどお話もありましたけれども、ソーラー型のものもあるよという部分で、そういった部分を今後考えていただければなというふうに思います。新しく道路を開通しているところを見ると、やはり田畑を開発してという部分で、支柱が立っていない、電源が取りづらいという部分なんかはソーラー型、ソーラープラス風力というような形の一体になったタイプのももありますので、そういった部分も踏まえながら検討

していただいで、新しい都市計画道路は、町民にとって非常に安全で安心して通れる道路になっていただければなというふうに思いますので、引き続き検討していただいきながら、しっかりとした街灯、照明を照らしていただければなというふうに思います。

私のほうからの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で5番、酒巻議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時25分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、6番、橋本議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をしていきます。私の質問は、町の最上位計画である千代田町第六次総合計画、こちらの中で今までは総合戦略と位置づけられていた重点施策について質問したいと思います。

最初に、質問の目的を話しますと、重点施策のターゲットを絞ることで実効性を少しでも高めてもらい、より多くの結果を出してもらいたいという趣旨で質問を進めてまいりたいと思います。それでは、重点施策の1番目、新しい雇用環境の創出の中で、新規就農者数や農業法人化数を増やす施策がありますが、造園関連業者の方たちをターゲットに、経営の多角化として果樹などの観光農園を含め、農業への取組みを促していく考えはありますでしょうか。

本町は、植木の里としてPRしていますが、最盛期に比べて従事者は半減していると聞いています。先日、私は明和町の梨農家4軒でつくった農事組合法人梨人の販売所を訪ねてまいりました。午前10時のオープンで、10時40分には商品が売り切れになるほどの盛況ぶりでした。関係者に話を聞くと、梨農家も最盛期の3分の1になっているので、何とか盛り上げたい。今のところ売上げも順調だと誇らしげに話されておりました。造園業と農業は隣接業界なので、梨人事業は参考になるのではないかと考えております。造園業者さんは農業機械も持っているし、植物への知識もある。農業未経験の方が就農するよりも成功の確率が高いと思われます。また、農協との付き合いも既にあり、新たに関係をつくる必要がありません。更に、農業へは国や県からの補助金や助成金も手厚くあります。農業へ事業を広げることで経営も安定すると思われます。そこで、造園業が出身業界である町長へご答弁をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 第六次総合計画ということで、まず造園の関連の質問なのですけれども、まず観光農園であります。観光農園とは観光客の第三者を対象に、自ら生産した果物、芋、野菜などの農産物を圃場において収穫等一部の作業を体験させまして、または鑑賞させて対価を得る農園のことです。実際に取り組んでいるところでは、全国的にも様々な事例がありますが、地域特産物の開発や農業ブランドづくり、民間事業者の農業参入や若手農業者の雇用、また農業体験や生産者等の交流により、都市交流や地域交流の手段として大変有効であり、地域の活性化等に大きな役割を果たしているとのことでもあります。橋本議員もご存じのように、本町におきましても、以前、都内の観光会社主催による農作物の体験ツアーにおいて、イチゴやニガウリなどの収穫体験で新福寺と木崎の農業法人にご協力をいただきました。農業体験を実施した経緯がありますが、本町には観光農園と位置づけられるところはないというのが現状であります。本町においても、観光農園の有効性についてはただいま述べさせていただいたとおりですが、ここで何よりも重要になってくるのは、起業者である農業者本人の収益性の高い魅力ある農業を実現するという強い熱意や行動が大事だと考えております。先般、今から5年前ですか、交付金の5,550万というのが千代田町加速化資金だったと思うのですけれども、来た中の約半分弱ぐらい、2,000万ちょっとを植木の里の造園関連のほうに資金を投入して活性化を図ろうと、現在に至っているのですけれども、やはり先ほど言ったように明和の梨人、私も町長に聞いたのですけれども、4人です。シクラメン農家が現在7人か8人です。カーネーション農家も7人か8人です。造園業者が、先ほど議員のほうも述べたように、40年前の半分になっているのです。昔は106軒あったのです。今現在が50軒切ってしまいました。その中でも幸いにして、20、30、40代、50代前半の造園業者の後継者というのは今約25名ぐらいおります。ただ、その方たちが2代目、3代目が多いです。そうしますと、なかなか発想の転換が図れない。自分のところでずっと引き継いだことを継承していきながら、食うには困らないと。新たな発想が湧いてこない方がほとんどなのです。ですので、これだけ荒廃地もありますし、いろんな仕掛けを行政のほうもしておるのです。しているのですけれども、なかなかこれが思ったようにいかない。よく若手の造園業者にも言うのですけれども、3人いれば何でもできるのだよということを言うのです。まだ働き盛りの方が幸いにして25人いるわけです。そう考えていきますと、そのようなことを私は望んでいるのです。ですので、その辺の仕掛けづくりもこれからいろいろ考えていきたいと、こう考えています。

造園業者とは限らず、観光農園を志す方にはちよの会、認定農業者、農業委員会、緑化組合等々を通して話しかけながら、館林農業指導センターやJAと連携して対応させていきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 多角化というか農業への進出というのでしょうか、本人の熱意次第なところもあると。今までも政策としては打っているということでございました。そういうお話を伺ったのですけれども、植木を職業にされている方は結構、人数としてはボリューム的にいらっしゃいますので、

ぜひ施策を続けていってもらって、この中にもあるように、6次産業化までぜひ持って行っていただけるといいかなとは思っております。

次の質問に行きたいと思います。次の質問は、新しい雇用環境の創出の2つ目に企業誘致があります。この第六次総合計画の次のページ、ちょうど千代田工業団地が写っていますけれども、ここになります。この工業団地の造成ですけれども、これは多額の費用がかかることから許認可、造成、企業誘致と、県にお願いすることが数多くあります。中森地区新規工業団地や、その次の目標の工業団地はそのまま進めてもらいながらも、町としては今ある地元企業の規模拡大を後押しして雇用創出を図るのも有効な施策となると思いますが、考えはありますでしょうか。例えば従業員10人の企業が業績を伸ばして30人になれば20人の新規雇用が生まれます。施策例といたしましては、地元企業にアンケートを取り、進出企業があれば新規工業団地の一部を割り当てることで場所の確保に貢献することもできます。中森地区新規工業団地の規模であれば一部割当ては可能だと思いますし、以前、千代田工業団地造成時には実施されたものだと思います。それらを踏まえまして、町の考えを町長にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 工業団地の雇用の質問ですが、工業団地造成事業は、本町にとって雇用の創出や安定財源の確保、移住定住につながり、少子化問題など有効な対策としてまちづくりに欠かせない事業であると考えております。

ご質問の今ある企業の規模拡大の後押しをしていく有効施策についてですが、現在国ではポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の新分野展開、事業展開、またはこれらの取組みを通じた規模の拡大等を支援する事業再構築補助金の募集を行っております。また、本町では中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を策定しまして、条件を満たした中小企業に対しまして固定資産税の課税標準を最大3年間ゼロとする特例措置を導入して、中小企業の積極的な設備投資を支援しています。既存の制度については、国や県と連携しながら継続して広報周知に努め、今後については、ほかの自治体の取組み等を引き続き注視しながら、時代に対応した有効な支援策について検討していきたいと考えております。

また、地元企業については、工業団地地内の進出敷地について、地区計画制度によって敷地の最低制限面積が3,000平米に設定されておりますので、この要件を満たした規模拡大の企業になります。特に地元近隣企業には直接足を運んで情報交換を行いまして、進出の意向などを把握しておりますので、区画設定については、これらを勘案して総合的に計画してまいります。町といたしましても、地元企業の業績アップを心より願うものであり、可能な限り応援して、今現在でも応援しております。更には、またこれからも応援していきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 地元企業を新規工業団地にちょっと一部入れてねという話で、私はちょっとお願いというか、したらどうでしょうかという質問だったのですけれども、町長のご回答とすると、検討していくのかなという感じではちょっと捉えたのですけれども、もしそのような方向で進むのであれば、ぜひ地元企業を応援していただきたいと思います。

次に行きたいと思います。次の重点施策項目は定住移住の促進になります。また見せますけれども、次のページです。ふれあい団地が出ていますけれども、定住移住とは、大きく捉えますと、今いる既存住民を転出させない。そして、近隣市町から本町に移住してもらうということで、社会増を目指す取組みになります。施策を計画する上で、住民の転出先と移住者の転入元の情報が非常に重要だと思えますが、それらのデータを町として取っておりますでしょうか。取っているならばそれぞれの上位3つを教えてください。町長、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 転出先及び転入元のデータについてですが、人口や住むところを明らかにするために、毎月群馬県移動人口調査が実施されております。その調査結果から、令和2年中の状況では、転出先の住所地の上位3つは、太田市、館林市、大泉町の順となっております。また、県外への転出状況であります。都道府県単位までの集計となりますが、埼玉県、東京都、栃木県の順でした。転入元の住所地の上位3つは、大泉町、館林市、太田市の順であります。県外からの転入状況では、埼玉県、栃木県、東京都の順となっております。県内県外それぞれ上位3つは順位に変動があることもありますが、毎年同様の調査結果となっております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） データも取っていて、安心したところでございます。どうしてもデータがないとやみくもに施策を打っていることになってしまい、施策の効果があまり期待できないのかなと思っておりますので、安心しました。

それでは、今の回答を基に、次の質問に行きたいと思います。移住を促進するためには転入元の多い地域に、今回だと先ほどご回答があった大泉町、館林市、太田市に引っ越しのタイミングで、そちらを狙って販売促進活動をしていくのが有効と思いますが、何か考えはありますでしょうか。例えば住宅購入と子供の進学が重なる30代、40代、就職と結婚の20代、リタイア後の移住としての60代などが考えられます。また、最近のテレワークブームを活用いたしまして、首都圏の住民をターゲットにした事業といたしまして、ふれあい団地内にモデルハウスを造り、一定期間住んでもらうという移住体験ツアーを企画するのはどうでしょうか。ツアー客が増えれば空き家も活用いたしまして、この間全協で話がありました農地付き空き家で野菜づくり体験をしてもらうというのもいいのかなと思えます。このことは、交流人口、関係人口の促進にもつながります。町長に町の考えを聞かせていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ふれあいタウンちよだの販売促進活動においては、平成14年の分譲開始から群馬県と共同で、近隣市町をはじめ県外へ積極的に営業展開を行ってまいりました。これまで担当してきた職員の地道な努力の結果として、毎年少しずつではありますが、分譲契約を成立させております。先般行われました全員協議会だったと思うのですけれども、残りの分譲地の千代田分、県の方と、報告させたとおりであります。

ご質問の転入元の多い地域を狙った営業、住所移転のきっかけとなるタイミングに合わせた販売戦略の提案については、既にこれまで同様な手法を取り入れた中で、20年来の分譲開始より担当職員の英知の結果であります。これからも創意工夫を凝らしていきながら継続して取り組んでまいりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、ふれあいタウン内の分譲地にモデルハウスを造り、そこに住んでもらう首都圏住民をターゲットに移住体験ツアー企画の提案については、移住者を増やす手段の一つとして有効であると考えられますが、モデルハウス建設については、用地の選定、建築費用など共同分譲を行っております、群馬県企業局と様々な協議が必要となりますことから、共に研究、検討していきたいと考えております。その中で、地元の業者が上中地区の中森地区だと思っておりますけれども、建築業者がモデルハウスを造りながら販売を重ねていっていると、こういう業者もおります。

次に、空き家対策としては、この6月に県宅建協会と空き家の媒介に関する協定を結びまして空き家バンクを立ち上げました。登録された物件からツアー企画の賃貸住宅として活用できるかについては、共有者や不動産業者の協力が必要不可欠であると思っておりますので、関係各所と情報を共有しながら検討していきたいと考えております。

なお、先般ご案内を皆さんにしたように、法律を超えることが我々できませんので、法律内の中で農地付きの住宅も規制緩和をいたしまして、農業を行っていない方も、半径およそおおむね100メートル圏内ぐらいの農地付き住宅も非農家の方も買えるように、町のほうもこれを改正させていただきました。ですので、これから空き家が今現在150軒前後あると思っておりますけれども、そこには農地付きも随分ありますので、そのような形で、都心の方にはこちらへ来ていただいて体験なりして、気に入ればそこを購入していただくということも考えていく必要があるかなと。

それと、先ほど言ったように、前回7月だったと思っておりますけれども、皆さんと意見交換をさせてもらった中で、少子化対策というのがあったと思うのです。その中で、皆さんも今町がやっていることは十分だという意見も多くありました。今現在考えているのは、いろんな町民、子育て世代、一番の一つのポイントというのは入学する前だと思っております。子育て世代の方たち、親御さん、その方たちに、できれば転出をなるべくしていただかないように、ここに踏みとどまっていただくように、それを何かしらのことをいろいろこれから考えていく必要があるかなと。なかなか子供さんがいる方は

学校に転校させるのはよっぽどのがない限り、自分の仕事の都合とかないうりは転校していかないと思っていますので、そここのところの知恵を絞りながら、これからいろいろ検討していきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 法律の壁があつて、移住体験ツアーのところですけども、なかなか難しいところもあるかなというお話だったかなと思います。ふれあい団地のところは、もう既に売りに出ているような物件もあるので、ぜひそういうのもちょっと活用してもらつていいのかなという気がしますので、ぜひそういうときがあつたら検討してもらえればなと思います。

では、次の重点施策である結婚、出産、子育て支援について質問したいと思います。先ほどちょっと町長に少子化対策で触れられてしまったので、重複する部分があるかもしれませんが、この項目は、人口の自然増を目的とする中の出生を増やす取組みでございますが、先日の全協で、まさに少子化対策をテーマにした意見交換会がありました。その場での話のとおり、少子化対策関連の事業メニューは、もうある程度出そろつていられると思われまふ。ここは少し見方を変えて、子供や若者世代の死亡者数を減らす施策に少し重点を移すと効果が出る可能性があると思われまふが、どのように考えられまふでしょうか。

ちなみに、子供、若者世代の死亡原因上位は、不慮の事故、がん、自殺となつていまふ。本町の自殺対策といたしましては、年間二、三人なので、ここにひきこもり対策を加えればいいのかなと思われまふ。特に若者世代のひきこもり支援から、結婚、出産の支援へと支援のステップアップができると思われまふ理想的だと思われまふ。せつかく生まれてきた命でございますので、中高年になるまでしっかり生き長らえてもらいたいと思われまふが、町はどのように考えるか、町長に聞きたいと思われまふ。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 橋本議員のお話にありますとおり、死亡者を減らすことは、有効で大切な大事な取組みであると認識しております。子供や若者世代の主な死因として、不慮の事故、がん、自殺が挙げられますが、不慮の事故では交通事故、溺死、窒息、転落が多く発生してはいますが、この中の交通安全対策といたしまして、本町では交通モラルや安全意識を高めるために、こども園及び小中学校で交通関係の諸機関の協力の下、交通安全対策を行つてはいます。

次に、がんについてですが、今や日本人の2人に1人は、一生のうち何らかのがんにかかると言われまふ。全ての人にとって身近な病気となりました。そして、予防はできますが、完全に防ぐことはできません。そこで、早期発見が大変重要になってきてはいます。本町でもがん検診には力を入れてはありまして、前立腺がん検診は50歳以上、結核、肺がん、大腸がん、胃バリウム、乳がんの各検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上を対象に実施してはいます。若くても健康に自信があつて

も絶対にならないとは言い切れません。しっかり受けていただくよう受診勧奨を続けてまいりたいと思います。

続きまして、自殺についてですが、自殺予防対策リーフレットの毎戸配布や啓発資材の配布のほか、命の門番とも言われるゲートキーパーの養成講座を1月に開催いたしまして、民生委員、児童委員及び一部の行政職員が受講をいたしました。ゲートキーパーによる気づきは、悩みを抱えた多くの人をネットワークで支えるための入り口となります。かけがえのない命を守る手助けになります。次回の開催は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施できればと考えております。皆さんご存じのように、新聞、テレビの報道でも、このコロナが蔓延した中、いつかは自殺者が交通事故を上回ったという状況ですが、このコロナが蔓延した中で自殺者がかなり増えているという報道もされております。

また、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅に引き籠もっている状態のひきこもりについても、本人及び家族が相談しやすい環境づくりに努めていきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 事故対応としては交通安全への取組みでしょうか。がんは検診の促進と、あとはひきこもりにまでちょっと触れていただいたので、ありがたかったなと思います。特に私、ひきこもりなのですけれども、回復すれば、労働力として社会に参加することになりますので、本町にとっても税収アップも期待できますので、ぜひちょっと取り組んでいただけるといいかなと思っております。

また、先日の全協で、私は厚生病院に産科、赤ちゃんを産む産科ですけれども、多少赤字でもいいからつくるようお願いをいたしました。今後、町長のほうで事務組合にもし提案するようなことがありましたらぜひ話していただきたいのが、出産というのは地域住民の一大ライフイベントでございます。行政としては支援するのはもう当然であると。また、里帰り出産は、大きな関係人口の創出であるとお伝えいただければなと思います。里帰り出産を例に取れば、生まれてきた子供にとってはこの場所が出生地になります。もし厚生病院で生まれなかった場合、子供にとっては単なる母親の出身地のみとなります。しかし、里帰り出産をすることで、母親の出身地に加え、自分の生まれた土地、出生地ともなります。そうすれば関係性は大幅に増えると思います。今は、各自治体が関係人口の創出となるとお金が出しやすい環境となっていて、それも追い風だと思います。

以上のことをお願いいたしまして、関係人口の創出が施策になっている次の質問に行きたいと思っております。次の質問は、重点施策最後の項目である人の交流促進でございます。この項目の大きな目的は2つです。1つ目に、町の魅力を情報発信して、多くの方に本町を知ってもらう。そして2つ目として、イベントや観光を通じて本町に来町してもらうということでございます。そこで、情報発信いたしまして、先日、岸明日香さんをお願いしたシティープロモーション動画の効果を数字で示した形

で教えていただければと思います。町公式ユーチューブの配信はまだ始まったばかりですが、岸さん本人のインスタグラムやツイッターは投稿済みでございますので、いいねの回数が順調に増えているとか、町ホームページへの閲覧回数が増えているのだなどがありましたら教えていただければと思います。町長、お願いします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、先ほどの関連質問なのですけれども、厚生病院のほうの医師が、2年前は37名だったのです。今現在が47名おるのです。私も何度か正副管理者の席で、産婦人科を復活させてくれという話をしております。向こうの答弁は、相当のリスクがあるのだということで答えはいただいております。でも、定期的にそれはお話しします。千代田町の出生が年間で約50名から80名、館林邑楽の医療組合で800名ちょっと生まれるのです。そうしますと、医師会が1件しかないですから、それが300人が限界だと。そうしますと、残りの約500名の方は、ここの館林邑楽以外のところで産んでくるという状況なのです。そう考えていくと、ぜひこの館林邑楽に私も産婦人科を1つでも2つでも増やしたいという願いはあります。そんな状況で続けて向こうには要望していきたくと、こう考えております。

先ほどの質問ですけれども、女優、タレントの岸明日香さんに出演いただいた町のPR動画ですが、アフターコロナを見据えながら、これまで本町を知る機会のなかった方々に対する情報発信を行いました。本町を知るきっかけをつくり、そこから交流人口、関係人口としての関わりを持っていただき、本町への移住定住を促進することを目的として制作いたしました。町公式ユーチューブにおいて8月27日金曜日より公開いたしまして、現在第2話まで公開されております。毎週金曜日に配信をいたしまして、全部で第7話は予定しております。ご質問のSNSの登録者数ですが、公開前の8月26日と第2話公開後の9月7日の各SNSの登録者数を比較しますと、今現在222名から248名です。インスタグラムのほうが348名だったのが386名になっております。ツイッターのほうが333名が478名となっております。動画配信開始から日が浅いため大幅な増加とはなっておりませんが、動画配信に合わせて、より多くの方に本町のSNSに登録していただくため、ツイッター及びインスタグラムでのキャンペーン企画も行っております。今後10月8日まで動画配信がありますので、より多くの方に動画を見ていただきながら、登録者数が増えていくことを期待しております。ぜひ皆さんも登録していただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 私もユーチューブを見させてもらっていて、本当だったら背中がビリビリするのをつけて今日は登壇したかったなと思っていたところだったのですけれども、なかなか事前に登録しなかったものですから、今日はつけてきておりません。今の町長のお話を聞きましたら、数字はまだまだちょっと出始めかなというところでしょうかね。配信も始まったばかりですから、これから

に期待したいところだなと思っております。

それでは、情報発信の次に、本町への来町施策について質問したいと思えます。イベントは、どうしても若者を対象にしたものになりがちになります。今回のシティープロモーションも、主に若者を対象にしておりますが、日本の平均年齢は年々上がってきていて、今は48歳、49歳くらいだそうでございます。今後ますます上がっていくと予想されています。そこで、それに合わせる形で、中高年向けのイベントや観光が有効になるのではないかと思います。何か考えはありますでしょうか。

3月議会の私の一般質問で、水防演習会場の跡地活用において、矢沢永吉氏を用いたイベントを提案いたしました。今考えても射た提案だったと思えます。同じ人間が考えたことなので、自画自賛にはなってしまうのですけれども、そういう意味では利根川のマリンスポーツも中高年をターゲットにした入門体験や大会をするなどして、競技人口の裾野を広げていくのがよいのかなと思えます。また、特に観光なのですけれども、ターゲットを中高年に絞り、東毛地区など広域連携を図るのが効果的だなと思えますが、町の考えをお聞かせいただければと思います。町長、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 近年、社会経済情勢は大きく変化しております。町民の多様化するニーズや高齢化、またコロナ禍に伴う新たな生活様式の対応などを踏まえまして、イベントや観光の在り方も変化してきております。これまでも度々申し上げておりますが、本町の観光振興を考える上で、利根川と広域連携は非常に重要なキーワードとして捉えられております。利根川中流域沿いの千代田町でしか味わえない体験型的水上スポーツや、車で移動しやすい立地を活かし、川をポイントとした両毛圏内、例えば渡良瀬川、埼玉県の北部地域、荒川との連携事業などは、誘客、話題性につながるものと考えております。一つのポイントは川かなと考えております。今後もほか自治体の先進事例を研究しながら、事業の継続性、安全性等も検証しながら、橋本議員が述べたように、中高年層はもちろんのこと、各ターゲット層に応じた展開を視野に、本町の観光振興につながる魅力的なアプローチが実現できるように、引き続き検討を続けていきたいと、こう考えております。

庁舎内の担当を含めた中で、川をポイントとした視察を何か所かちょっと行ってきていただきました。私以外の担当課長で行ったのですけれども、そのようなことも今いろいろ研究していきながら、早いうちに一つのある一定の観光の効果が得られるように我々も検討していきたいと、早めにしていただければと、こう考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 町長、ありがとうございます。何回もこの観光施策について私も質問しているのですが、川がポイントだということは何度も聞いておりますので、ぜひ有効活用というのですか、いっぱい関係人口が増えるような形で取組みをしていただければと思っております。

今回の私の質問は、ターゲットを絞った重点施策をテーマに質問してまいりました。ぜひ結果の出

る取組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます  
いました。

○議長（柿沼英己君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、大谷議員の登壇を許可いたします。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 議席番号7番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般  
質問をさせていただきたいと思います。

1つ目に、町民・企業に対してのコロナ対策と今後の有効な支援についてお尋ねしたいと思います。  
最初に、令和2年5月22日の議員全員協議会資料における町独自支援策は、何に主眼を置いて編成を  
したのか。その上で、中小企業者等緊急支援金支給事業や緊急経済対策小口資金保証料補助金及び利  
子補給金交付事業などの11項目のうち、申請方式の事業の執行状況を企画財政課長にお尋ねします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず初めに、町独自の対策を決定した当時の状況について触れさせていただきたいと思います。新  
型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が令和2年4月7日に東京をはじめと  
する7都府県に発令され、その後4月16日に対象が全国に拡大をされました。学校は臨時休校となり、  
ニュースでは人通りのない街並みが報道をされるなど、まさに誰もが緊急事態と感じられる状況であ  
りました。マスクや消毒液といった感染症対策用品は極端な品薄状態となり、政府から1世帯当たり  
2枚のマスクが配布をされました。同年4月中に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定  
をされ、家計の支援のため1人当たり10万円の特別定額給付金が国費負担により給付されることとな  
り、本町においても補正予算を編成し、早期給付を行いました。そのような背景の中、同緊急経済対  
策により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設をされ、地方自治体においても独  
自の新型コロナウイルス感染症対策が実施できるよう財源の手当てが行われたため、本町におきまし  
ても11の事業を決定し、予算化をさせていただきました。

ご質問の主眼点といたしましては、第1に住民生活への支援となります。休校などによる家計の負  
担増や失業による収入減への支援策や奨学金の貸与、弁護士相談等についても事業化を図りました。  
第2としては、事業者への支援です。支援金支給事業等により事業者を支援するとともに、資金繰り  
にかかる事業者負担の軽減のための施策や、飲食店の利用促進策を実施いたしました。第3としては、  
感染拡大への対応となります。入手困難な状況が続いていたマスクを町で購入し、町民に配布したほ  
か、医療従事者へ感謝の意を表するとともに、健康管理などに役立てていただくための応援金も支給  
をいたしました。

次に、申請方式の事業の執行状況ですが、当初予算化時点での見込数と実績を比較する形で答弁を

させていただきます。まず、子育てがんばろう！応援給付金支給事業、1万円支給事業では、当初1,700人分を予算計上しましたが、実績では1,609人でありました。

次に、中小企業者等緊急支援金支給事業3万円支給では、当初600事業者、実績243事業者。畜産業緊急支援金支給事業3万円支給は、当初、実績とも9事業者。緊急経済対策小口資金保証料補助金及び利子補給金交付事業は、当初10事業者、実績1事業者ですが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国のセーフティネット制度及び危機関連保証制度を事業者が優先して活用したため、令和2年度においては、同制度について155事業者が町の認定を受けております。

次に、飲食店利用促進スタンプラリー事業、これはスタンプを集めて500円割引券を利用した枚数ですが、当初1,200枚、実績155枚。離職者支援金支給事業3万円支給は、当初100人、実績18人、医療従事者等特別応援金支給事業2万円支給は、当初220人、実績149人。配食サービス等利用料補助事業上限1万円補助では、当初163人、実績74人。弁護士による無料法律相談は、当初5回開催予定、実績では2回開催となりました。奨学金緊急貸与事業は、当初4人、実績ゼロでありました。

なお、残額予算については、新たな町の独自事業に充当をさせていただいております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 先ほど課長の答弁にございましたように、昨年5月の段階では、新型コロナウイルスが未知のウイルスで、感染力が強く飛沫感染によって感染することから、マスクの徹底と手洗いとうがい推奨され、マスクが全国的に逼迫した時期であり、学校等が休校になった時期でもありました。そのときの町の考えでは、町民に対して広く厚く支援できれば言うことはないのですが、限られた予算の中では、広く薄く支援する選択肢が取られたのではないかと思います。これは、ある意味では仕方なかったことなのかなと思います。ただ、町民は子育てがんばろう！応援給付金支給事業のように、多分子育て世代では1万円でもいただければ大変家計に助かることだったのではないかなと推測できます。

中小企業者等緊急支援金支給事業のように、前年同月と比較して減少している中小企業者及び個人事業主に対し、申請に基づき1事業者当たり3万円の支援金を支給するとか、畜産業緊急応援金支給事業もそうなのですが、多分事業をやっている方が、いろいろ手続をして3万円いただいて事業の応援になるのかというのが私すごく疑問であって、例えば畜産業で言えば、家畜の一日の餌代の多分足しにもならないと思うのです。そういうことからすると、本来ならば何とかなる事業者には我慢していただいて、どうにもならない、もう今にも倒産しそうだという事業者に対して手厚く補助するというほうが、結果的にはよかったのではないかなと思いますが、企画財政課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

先ほど大谷議員のおっしゃられた内容ですと、やはり限られた予算ですが、困った人のところへ集中的に予算を使ったほうがよかったのではないかとご質問だと思っておりますけれども、そういったいろいろな協議をさせていただいた中で、例えば事業者につきましては、国のほうで持続化給付金というやっぱり大きな補助金等もございまして、町としましては、国や県の補完的な支援にしよう。また、財源も限りがございます。国や県のように大きな予算はございませんので、そういった形で検討させていただいて、このような支援事業ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、大谷議員のほうの発言に私のほうからちょっと答弁させていただきますけれども、当時、ちょうど1年半前だったのですけれども、政府のほうから資金が来まして、これをどういふふうに使っていくかということで庁舎内で検討したのです。先ほど述べたように、小口資金のほうのこれも貸付けの利子補給もやっていくということ、そのほかにセーフティーネット、我々町と政府のほうで2択の選択を選んでいただいたのです。155件がセーフティーネットのほうで申請があったわけです。我々の町独自のが今まで継続してやっていたのですけれども、更にそれを強化していくということでもやってみたのです。1件だったのです。そうしますと、先ほど議員が述べたように、倒産をしそうな業者というのはどちらを選ぶかといいますと、利子補給だけでは足りないのです。155件あったように、資金を借り入れて、それで不足をペイにしたほうが、ペイにはならないのですけれども、そのようにしたほうがいいかなという選択肢があったわけです。

ちなみに、これからまた質問があると思うのですけれども、千代田町でこのコロナに対してどれだけの業者が廃業したかという質問もあろうかと思うのですけれども、それはまた後であればいいのですけれども、今の現在で先ほど述べたように、これが広く薄くという話があったのですけれども、我々はそういうふうには一つも思っておりません。広く厚くとも思っていないのです。限られた予算の中で、それをいかに住民の方に、それを活用していただくかと、こういう選択肢を選んだわけです。更にはまた継続してそれをやっておりますので、了解していただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 最後に自分の意見を述べるとして、次に進みたいと思います。

次の質問は、先ほどの一次補正で町はこういうことに支援が必要ではないかと思って組んだ予算が、実際には多少なりともいろいろ、余ると言う語弊があるのですけれども、需要がなくて余ってしまったわけなのでございますが、そこで二次補正で組み替えたわけでございますが、そのことを踏まえて、二次補正で注力した点はどのようなことでしょうか、企画財政課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

令和2年度における本町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、3度の大きな予算見直しを実施しております。1回目の見直しでは、国の第二次補正予算成立により交付金の額が増額されたため、対応する事業を令和2年9月議会定例会の補正予算において追加をさせていただいたものであります。追加した事業の中で最も予算額が大きい事業が、学校ICT環境整備事業、いわゆるGIGAスクール構想への対応でありました。その他、災害時避難所の感染症対策を行うための防災活動支援事業や公共施設の自動水栓化、網戸の設置を実施した感染症対策施設改修事業などを追加しております。2回目の見直しでは、12月議会定例会の補正予算において、既存事業の進捗による事業費の減額と併せまして事業の追加を行ったものであります。追加を行った事業としましては、プレミアム付商品券事業を追加し、コロナ禍で冷え込む消費需要を喚起するとともに、町内小売店、飲食店の活性化を図りました。3回目の見直しですが、国の第三次補正予算成立により交付金の額が更に増額されたため、令和3年2月に補正予算の専決処分にて決算見込みによる既存事業費の減額と併せ、必要な諸事業の追加を行ったものであります。既存事業は、全般的に事業の完了や購入物品の確定により予算額の精査を実施し、追加事業では感染症対策用品購入事業として、小中学校やこども園などの物品購入予算を追加したほか、感染症対策施設改修事業では、東西こども園のエアコン改修工事をはじめ、公共施設の感染症対策工事を追加しております。

また、新しい生活様式への対応として、役場庁舎等オンライン会議環境整備事業を追加し、リモートによるオンライン会議に対応できる環境構築予算を計上させていただきました。

第二次補正で注力した点はというご質問でございますが、先ほど申しあげました学校ICT環境整備事業など、必要な事業に重点的に予算を配分するとともに、既存事業の進捗により適宜予算額の見直しを行い、新たな事業に再配分を実施したことが挙げられます。議会からもご提案をいただきました。仮に交付金に残額が生じた場合、国へ返還をしなければならないため、限られた財源を有効活用する観点から、複数回にわたり予算額の見直しや事業の追加を行わせていただきました。新型コロナウイルス感染症対策に限らず、町事業全般におきまして適正な予算の執行に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 続きまして、本町においてコロナ禍が原因で倒産した企業や個人事業主があったのか、産業観光課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

本町では、事業所への直接訪問や商工会等と連携をいたしまして事業者の情報収集に努めているところでございます。本町で把握している限りですと、令和3年8月末現在で、コロナ禍が原因と思われる倒産につきましては1件ございました。新型コロナウイルス感染症につきましては、なかなか

終息の兆しが見えない状況であると考えております。本町といたしましては、今後も商工会等と連携しながら、町内事業所の状況を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 残念ながら1件出てしまったということでございます。

続きまして、まだまだウイルスが変異しながらで、出口が見えないのですけれども、今後、本町住民、企業に対する支援は何が必要と考えているのか、産業観光課長、お願いします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

長引くコロナ禍におきまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置によりまして、経済活動への影響が全国的に生じており、本町もその例外ではございません。産業観光課といたしましては、実情を踏まえ、国、県、関係機関と連携しながら、地域経済及び町内事業者を守るための支援を行っていくことが重要だというふうに考えております。昨年度も新型コロナ対策事業を各種実施しておりますが、今年度直近では、事業者向けの支援策といたしまして、飲食店スタンプラリーや移動販売事業者の支援を予定しております。そのほか、国や県の各種支援策につきましても、情報が入り次第、迅速に随時周知を図ってまいりたいと考えております。

また、コロナ禍でお困りの事業者を対象にした経営相談窓口につきましても、引き続き商工会等の関係機関と連携しながら支援を図りたいというふうに考えております。更に、このたび国の制度が拡充となりまして、事業者向けの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されることになりました。他の自治体の取組みを参考にしながら、本町にとって有効な支援策を計画し、スピード感を持って取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） たまたま本町は、京都とか奈良とかの観光地でもない代わりに温泉街もなく、旅館業等も逼迫しているというような状況ではないのですけれども、強いて言うなら飲食店かなというふうに推測ができるのですけれども、今緊急事態出ていまして、小規模な飲食店が多いのが幸いか何かで、多分補助金で何とかしのげるのかなというふうに思います。これが例えば居酒屋チェーンなんかで10人、20人従業員がいる中で、1日休んで3万円、4万円いただいても全然、家賃やら給料は補填できませんので、それがたまたま町内は、お父さん、お母さんあるいは家族経営的なところが多いのが幸いなのかなというふうに結果的には思いますけれども、十分にそういうところに留意していただいて、最悪の倒産というのがないように、課長には見守っていただきたいと思えます。

次の質問に入りたいと思えます。次に、中学校校舎の建て替えと小中一貫校の考えはということで質問したいと思います。平成30年3月議会の私の一般質問で、教育長は、中学校校舎は昭和43年に完

成し、平成16年度に耐震補強工事を実施しましたと答弁なさいました。また、校舎建て替え費用を15億円以上必要ではないか、改築費用を15億円と想定した場合に、一般財源は最低でも5億円必要になる。1年に5,000万円基金を積み立て、10年積み立てるとの答弁がありました。つまり、ざっくり令和10年頃が建て替え時期ということが推測されるのですけれども、現在の基金の積立状況、あるいは昔5,000万円と決まったことなのですから、それが10年たって5億になるわけですが、だんだん物価も上昇したり建築資材なり高騰している中で、積み増し等も必要ではないのかなと思うのですが、その辺も併せて質問したいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたしたいと思います。

まず、積立金の状況から申し上げます。千代田中学校校舎は建築後50年以上が経過しており、将来的な施設の改築に向けて、平成29年度に千代田町義務教育施設改築基金条例を制定し、財源の確保に努めてまいりました。基金積立額は毎年度5,000万円を目標としておりますが、年度によって基金積立の財源確保が難しく、積立額がゼロの年度もありました。参考に、利息を除いた積立額を申し上げますと、平成29年度が5,000万円、平成30年度がゼロ、令和元年度が5,000万円、令和2年度が5,000万円となっております。

なお、今定例会2日目に上程の令和3年度補正予算（第4号）において、同基金の積立金として1億円の予算を計上しておりますので、可決していただいた際には、令和3年度末の基金総額は約2億5,000万円となり、現時点での目標積立額を充足する予定となっております。

なお、物価高騰によりこの目標では足りないのではないかということも、今後検討していく必要もあるのかなというふうに個人的には考えているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 次に、小中一貫校の考えについてお尋ねします。

小中一貫校の問題としては、建て替え予算の問題、用地確保の問題、先生の教員免許、小学校と中学校別なわけですから、の問題、通学の利便性の問題等様々な問題を克服しなくてはなりません。平成30年7月に当時所属していた文教民生常任委員会で、沼津市の市立静浦小中一貫校を視察してまいりました。小中一貫校というのは広域で統廃合する意味があると認識していますので、最大の問題は、予算よりも児童生徒の通学手段が問題になると考えています。視察した沼津の地理というのは、山地と宅地がはっきりしていて、宅地と道路が並行して筋状になっていて、そこに路線バスも運行をしているという点で、スクールバスを使わずに路線バスを使って登下校できる点にあるのが利点です。本町の場合、中学校が1校、小学校2校あるわけで、3校を統合する場合、人口の多い西部地区に校舎を建設するとなると、東部地区の小学生の交通の便が悪くなり、静岡と違って本町は部落が点在す

ることから、路線バスでは賄い切れず、どうしてもスクールバスが必要になる。その場合あらかじめ拠点拠点を定めて、児童にそこまで歩いてきていただいてバスでピックアップする必要が出てきます。このスクールバスをどうするか大きな課題であります。課題、つまりスクールバスに乗らなくてはならない児童数と拠点が幾つ必要か。また、スクールバスの台数と規模、運転手の問題等があります。このスクールバスの問題をクリアできなければ、東小と中学校を統合して東部に建設するという案も私考えてみました。東部に造れば東小の児童は今までどおり歩きで通学でき、中学校生徒においては、新福寺、福島などは遠くなりますが、中学生は自転車通学なので、さほど苦にならないと思います。東部に建設すれば、スクールバスがなくても済むという利点も生まれますが、将来のことなので、現状、教育長のお考えで結構ですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、現状の基本計画は10年後ということで、具体的なそういうことについてはまだなのですけれども、今考えている範囲でのことを申し上げたいと思っております。

先ほどの答弁でもございましたけれども、千代田町義務教育施設改築基金につきましては、千代田中学校の建て替えを念頭に置いて条例を制定したものでございます。しかしながら、本町では少子化の進行に伴い児童生徒数が年々減少しており、町総合計画における将来人口の推計では、今後も継続的な人口減少が予想されていることを踏まえ、中学校校舎の建て替えということだけでなく、小中一貫校への移行や小学校の統廃合、町内小中学校全体の在り方を含めた検討が必要であると考えております。現時点では基本的な方針を定めるに至っておりませんが、今後、校舎体育館や町内小中学校の在り方につきまして調査研究を行い、その調査結果を基に検討協議を行った上で基本的な方針を定め、具体的な対応を進めてまいりたいと考えておるところであります。先ほどスクールバス云々という話もありましたけれども、それらもこうした中で検討されるべきものであると考えているところであります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ぜひとも徐々に考えていただかないと、すぐ、あと7年、6年というのはたってしまうから、教育長が先頭に立っていい方向、いろんなシミュレーションを考えながら、どれが本町に合った学校づくりなのかというのもぜひ考えていただきたいと思っております。

校舎の件なのですが、現状の中学校ですが、二階建てで細長い造りをしています。皆さん卒業なさったからご存じだと思いますけれども、私の案というのが、水害対策の避難所にもするという考えから、2階だけというところちょっと低いような気がします。1階を例えば低学年用、もし小中一貫校にするのであれば小学校1年生とかのクラスと自転車置場等にして、なるべく教室を造らないような設定

にして、建物を上に伸ばして、3階、4階。4階は無理なのか、それはちょっと分かりませんが、敷地、床面積を上にすることによって土地を確保して、例えばもし中学校の場所に建てるのであれば、慢性的な駐車場不足とか、校庭が狭いとかといろいろ問題がありますから、だだっ広い校舎を少しスリム化して上に伸ばすという方向にすれば、万が一例えば水害対策でも、2階、3階で避難できるのかなど。今ですと、多分1階が水に浸かってしまったりすると2階部分しか避難場所ないですし、もっと、2階まで来てしまうという可能性もありますので、そのような、上に伸ばせばコストもかかるようになってしまうのでしょうか、その辺も考えていただきたいと思いますが、教育長に何か、その建物に関して構想があればお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 通告の内容と若干趣が違う質問になっているかと思うのですが、それを踏まえて、では小中一貫校にした場合にどういう校舎の造りがいいのかどうかということに関して、具体的な案があるわけではありませんけれども、まず最初に、小中一貫校にした場合にはどんないい点があり、デメリットがあるのかについて申し上げたいと思います。

まず、小中一貫校にした場合のメリットといたしましては、小学校から中学校への接続が円滑に行われるので、中1ギャップの緩和がされること。2として、9年間を通して小中一貫教育による学びの系統性や連続性の向上及び学習習慣の定着が図れること。3として、異年齢の交流機会の増加による思いやりや助け合いの気持ちの育成やコミュニケーション能力を向上させることができること。4点として、学校行事の合同実施により活性化や合理化が図れること。5点目として、施設管理費、修繕費、人件費等のランニングコストの削減などが挙げられると、このように考えております。

一方、デメリットといたしまして、小学校と中学校の節目がなくなり、小学校卒業、中学校入学などの新鮮さが薄れること。2点目といたしまして、人間関係が9年間固定化しやすいこと。3点目として、小1と中3では発達段階に大きな差があり、合同で活動する際には配慮が必要なこと。4点目といたしまして、体育館等の施設利用の調整や放課後の校庭の使用について工夫が必要なことなどが挙げられます。これらの様々な課題に対して、小中連携による創意工夫により解決していくことも、小中一貫教育の意義と考えることができますので、そうした部分も含め、メリット及びデメリットを丹念に考察した上で、総合的な観点により小中一貫校の方向性を検討していくことが必要であるのではないかと考えておるわけです。その際、先ほど議員がおっしゃったように、3階、4階のほうが機能的でいいのではないかとということ等々も考えて、これらのことを今後検討していく必要もあるだろうというふうに見ているところです。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 教育長が確かにおっしゃったように、体育館が1つだとどうするかという問

題も多々出てきますよね。ただ、私が中学生の頃と比べると、前も申し上げましたけれども、現在半分なのです。西小学校に至っては、私が卒業した後に前の校舎ができたような感じなのですけれども、当時の西小の先生からすると、子供の数が半分になっているのに教室が足りないというのです。なぜ足りないのかなと。確かに50人学級が25人だか30人になったというのものもあるのだと思いますけれども、もうちょっと校舎も有効に使えないのかなというのも私、普通に疑義として思うのです。東小に至っては、私の頃も1クラスしかなかったようで、現在が1クラスが結構成り立たないくらい少なくなっていると思うのです。やはりそれを考えると、1クラスのために先生を何人も置かなくてはならないし、先生のランニングコストというか、そういうのも考えた場合に、やはり3つを一緒にするか、あるいは2つ一緒にするかというのは、これはずっと課題だと思いますけれども、やはり小中一貫は避けて通れないのではないのかなというのが私の考えです。爆発的に、例えばふれあいタウンが、橋本議員おっしゃっていましたが、あそこが人口がどんどん増えて、クラスが2つになった、3つになったなんてこともあり得れば別なのですけれども、今の状況だともう過疎のじり貧です。だから、その辺も今後、行政としては10年後、20年後当然見据えていろいろ建物も建てなくてはならないと思いますので、教育長にはぜひいろいろメリット、デメリットを考えていただいて、考えているうちにすぐ時間がたってしまいますから、いいような案でこれからの教育施設の拡充を図っていただきたいなど、このように思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。大変ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時57分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、3番、原口議員の登壇を許可いたします。

3番、原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 議席番号3番、原口です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

最初に、令和3年3月定例会で、ごみの減量化、環境について質問させていただきました。その際、2年後を目安にリサイクル館的な施設を東西1か所ずつ完成させていきたいと考えていますとの答弁がありました。そこで、建設環境課長に質問ですが、リサイクル館的な施設の進捗状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

議員の皆様もご視察に行かれたと思いますが、明和町のリサイクル館と同じような資源ごみの拠点回収施設の建設につきましては、令和4年度末を目安に、東西それぞれ1か所ずつ開設できるよう事務を進めているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、今年度当初より建設に当たっての都市計画上の制限や手続などについて、関係部局の協力をいただきながら事前準備を行ってまいりまして、今年の7月に課局長を委員とした資源ごみ等拠点回収所整備事業検討委員会を設置いたしました。この検討委員会は、拠点回収施設の建設場所や規模、回収品目、運営方法などについてご協議をいただくもので、これまで2回開催しまして、西地区においては候補地となる1か所を選定いただき、過日この土地の関係者に対しまして、事業の概要について説明をさせていただいたところでございます。東地区につきましては、幾つかの候補地はございますが、確定には至っていない状況でございます。

今後といたしましては、西地区の候補地について、関係者の協力が得られるよう話し合いを進めるとともに、東地区の候補地を確定し、両施設での回収品目や運営方法、運営経費などについて検討委員会において協議をいただき、概要が定まりましたら全員協議会等で改めてご報告をさせていただいた後、必要となる予算措置をしまして、令和4年度までに開設ができるように進めてまいりたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。

次に、生ごみの処理についての質問をさせていただきます。今現在、生ごみの処理容器全般とか生ごみの処理機電気式、これの普及状況についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

生ごみ処理容器や電気式のごみ処理機が各ご家庭にどのくらい普及しているかについての統計データがございませんので、平成13年度から施行しております千代田町生ごみ処理機器購入費補助事業の交付実績について申し上げます。平成13年度から令和2年度までの補助金を活用した導入実績は153基となっております。直近では令和元年度の交付実績が8件で、内訳としましては、生ごみ処理容器が2件、電気式の生ごみ処理機が6件となっております。また、令和2年度の交付実績は6件で、このうち生ごみ処理容器が4件、電気式の生ごみ処理機が2件となっております。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 機器の購入とか導入するという補助事業ですけれども、これはちょっと私は限界を感じています。今年の令和3年7月20日の上毛新聞、安中市で10月から「生ごみは入っていません」という指定ごみ袋の導入という記載がありました。内容ですけれども、1人1日のごみの排出

量、これを削減するということが目的であるという内容でございました。

また、長野県須坂市では、生ごみを自家処理し、ごみの減量に取り組んでいる世帯の生ごみの可燃ごみが出る専用の袋を、「生ごみ出しません」と表記された袋を配布しているそうです。生ごみの電気処理機、段ボールコンポスト等で自家処理されている世帯が対象ということでもあります。須坂市では、この一般廃棄物処理の有料化を導入していますが、生ごみの手数料はかかっていないということでありました。本町でも、各家庭でリサイクル館的な施設に持ち込む、生ごみ処理機を使うか、または直接畑に埋めるか等を選び、堆肥化することが生ごみの排出量の削減を行い、町指定有料袋を導入した際に、「生ごみ出しません袋」、または「生ごみは入っていません」等を表記されたごみ袋を同時に導入して、生ごみを自家処理されている家庭に数量限定で無償配布するという生ごみの削減、これが図られると私は考えています。例えばごみステーションに「生ごみ出しません」とか、「生ごみが入っていません」という表記のごみ袋があったら、地域の住民がステーションにごみ袋を出した際に、これはなんだということで、生ごみの意識が変わるのではないかと思います。

そこで、高橋町長にお伺いいたします。本町でごみ袋の有料化、町指定ごみ袋の導入時期に生ごみを自家処理された家庭に、「生ごみは入っていません」等を導入する考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町指定の有料ごみ袋については、まず大泉町、邑楽町、千代田町の事務担当レベルにおいて、導入に向けての協議を現在行っておりますが、現状では議員からの提案のありました「生ごみは入っていません」と表記された袋の配布については、作成は予定はしておりません。ですけれども、3町と協議をしていきながら検討を重ねていければと、こう考えております。

しかしながら、ご家庭から排出される可燃ごみに占める生ごみの割合は高く、その約8割が水分であると言われておりますので、ご提案の袋の配布も含めて、生ごみの排出削減につながるよう取組みを推進していきたいと考えております。

先ほど来、議員のほうからお話が出たように、新潟の胎内市だったと思うのですけれども、私も視察に議員当時行った記憶がございます。あそこで行っておるのが、酪農家が多いのです。それで、生ごみと酪農のし尿、ふんを攪拌して、そこで地熱にも取り組んだり、あとは家庭に配布をして、それを肥料として配布していると。循環型ですよ。そのようなことも行っております。

また、我々のこの千代田町の議会においても、たしか数年前だったと思うのですけれども、県内でごみの排出量がワーストになった記憶がございます。それを基に、更にまた電気式の生ごみ処理機を導入して補助を与えていこうということで、ここの議場にも生ごみ処理機を置かせていただいて、皆さんに小売を促進、促したのですけれども、それも販売が、全員ではないですけれども、購入していただいた方もおるのですが、その中でもなかなか購入していただけなかったという記憶もございます。

ですので、ぜひ皆さんも今議員が述べたように、この生ごみに対してのいろんなことを考えていきながら、どのようにしたらいいだろうかと。まず、私は自宅ですべて使っております。皆さんもぜひ購入して使っていただいて、感想を言っていただければ、こうだよ、ああだよということを書いていただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） では、次の質問に移りたいと思います。

日本の農業を取り巻く問題は数多くあります。代表的なものとしては、新規参入の難しさ、農業従事者の高齢化、減少、食料自給率の低下などが挙げられています。新規就農をするためには、まず農地の確保、水利権の確保、農業用機械器具への投資、販路の確保等を事前に解決しなければならず、ハードルが高くなっているのが現状と認識しています。しかしながら、離農者は年々増加傾向にあります。多くの農家は経営が苦しく、農業をやめて別の道で生計を立てる人も多くいます。また、親が農家であっても子供は農業を継がず、公務員になったり民間企業に就職したりする人もたくさんいます。日本全体の高齢化もあり、農業従事者の平均年齢は、他産業に比較すると更に高い状況にあります。本町においても例外でなく、同様の問題を抱えている状況だと思います。千代田町第六次総合計画において、農業を支える仕組みや担い手の育成、農地の集積や保全等に取り組まれています。令和6年度までに認定農業者は60人、農地の集積率を60%と記載されています。

そこで質問ですが、新たな担い手の確保や農業者を増やしていくに当たり、現状と今後の課題についてどのように認識しているかお伺いしたいと思います。産業観光課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

まず、認定農業者でございますが、認定農業者は、農業における経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化などを目標に、農業経営改善計画の認定を受けた農業者でございます。令和2年度におきます認定農業者数でございますが、個人と法人がございまして、個人が53経営体、法人が5経営体で、合計いたしますと58経営体でございます。また、認定農業者への農地の集積でございますが、54.8%というふうになります。

なお、第六次総合計画におきます集積率の目標値を達成させるための取組みでございますが、引き続き農地を集積させる有効性につきまして広く周知をするとともに、農地の利用権設定の更新手続の際や、何らかの理由により農業者がリタイアされるタイミングにおきまして説明し、積極的に推進していきたいというふうに考えております。

次に、新たな担い手の確保でございますが、本町の農業を維持発展させていくためには、新規就農者の確保、育成が重要な課題であると考えております。特に本町では親元での就農者が多く、非農家からの就農者が少ないという現状がありますので、新規就農者の実態に応じまして、幅広い視点から支援を行うことが求められております。本町では、最近の就農形態の多様化に対応した相談業務を町

とJ A、そして館林農業指導センターと連携しまして、就農希望者に相談、対応するとともに、国、県、町におきます様々な支援策を紹介するとともに、就農希望者の意向に沿った相談を行っているところでございます。

更に、千代田町総合戦略の中の新しい領域へのチャレンジ支援ということで、農業分野での新しい領域、事業へのチャレンジを支援するという施策を創設しております。内容といたしましては、県立農林大学校や農業法人等で研修を受ける就農者に対し支援する就農準備への支援、また新規就農者に対し、経営が安定するまでの間を支援いたします経営開始への支援、新規就農者が経営規模の拡大を図るために導入いたします農業機械の経費の一部を支援する機械購入への支援などがございます。国におきましても様々な支援制度がありまして、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援いたします交付金制度、また農業機械や農業用施設などの導入について支援する給付金や融資の制度がございます。本町の農業を活性化させていくためには、意欲ある優れた人財を確保、育成することが極めて重要な課題でありますので、新規就農者や就農希望者の実態に応じた支援策を、町や県、J Aなどと連携いたしまして総合的に推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。

次に、今後、安定的な経営をしていく上で、農地の集積や集約化を図り、効率的に取り組む必要があると考えます。しかしながら、農地の交換や売買、賃借の際にまだまだ自分の土地に対して思い入れの強い方が多く、思うように進まない現状もあります。農地の集積の取組みについては、群馬県農業公社が行っている農地中間管理事業は、農地を貸したい方、借りたい方の間を取り持ち、ミスマッチを起ささないための有効的な取組みであると聞いています。現在、農地中間管理事業でどの程度の集積、集約化がなされたかの実績をお伺いしたいと思います。産業観光課長、よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

農地中間管理事業でございますが、国が信頼できる農地の中間的受皿を担う組織といたしまして、農地中間管理機構を全都道府県に設置するもので、群馬県におきましては、群馬県農業公社が県知事より農地中間管理機構の指定を受けまして、市町村やJ Aなどの関係機関と連携しながら、農地の出し手と借手の間に仲介して農地の貸し借りを行ったり、併せて農地の集積や集約化を行っております。

なお、本事業を活用した場合のメリットといたしましては、農地を貸した方、出し手の賃料は口座振込により機構を通して確実に受け取ることができたり、相続税の納税猶予を受けていても届出をすれば継続することができ、農地の固定資産税につきましても、一定の要件を満たせば軽減措置が受けられるというものがあります。また、借りた方、受け手といたしましては、複数の出し手から借りていても賃料は機構に支払うだけで済むことや、長期的に借入れすることで計画的に営農ができるとい

うようなこと、農地の集積、集約化によりまして経営の効率化が図られるというようなことがあります。

本町の農地中間管理事業におきます農地の集積、集約化の実績でございますが、本事業の本格的な開始は、平成27年度から令和2年度末の累計実績が109.6ヘクタールでございます。本町といたしましては、今後も引き続き県やJAと連携しながら、農地の集積化、集約化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 蛭間農業委員長。

○農業委員長（蛭間泰四郎君） 今、局長さんのほうからお話があったとおりなのですが、私のほうから若干補足説明をさせていただきます。

農業委員会も、原口議員さんご承知のとおり、前回より農業委員並びに最適化推進委員と、本町も9名、10名体制で2期目に入りました。今、局長さんのほうからお話があったように、中間管理事業によって五十数名の認定農業者に集積、集約化を図っておるところなのですが、まだまだ千代田町内においては、いわゆるヤミ小作、いわゆる中間管理、使用貸借を通さないヤミ小作がまだまだ存在しております。そういった部分も改善していかなくてはならないというところなんです。そういった部分で、原口議員さんが就任する前に、2019年の時点で、まだコロナが発生しない時点において、千代田町内のいわゆる年齢的に75歳以上、まだまだ元気でやっておられる状況なのですが、そういった方の農地を地図上に示して、西部地区は町民プラザ、東部地区は温水プールの2階のほうで、いわゆる座談会をやらせていただきました。そういった中で、やはり農業委員、最適化推進委員が地域の率先となって、今後リタイアしていく人、その辺の情報を集約しながら集積を図る。そういった形で現状取り組んでおりますが、去年から今年にかけて、ご承知のとおり、密になるということで、各地区で座談会をもう本来であれば10回以上開催をしたいところだったのですが、デルタ株、ミュー株というのが登場してきつつあると。そういう中で現状できない。それを踏まえながら、いわゆるコロナ明けに向けてしっかりとその地域の委員、最適化推進委員含めて、地域の実情を把握しながら取り組んでいる状況でございます。

新規就農に対しても、やはり認定農業者含めてサポートしていくと。私個人も立志をして、今年の5月から会社を設立しました。なぜかという、私の名代は未来の農業人を育てる、そういった部分ではやっぱり一個人が経営体でいるのと、企業体になって外部の、いわゆる農業をやりたいという人を呼び込むためには、企業体でしっかり福利厚生を整えていかなくてはならない。まだまだ立ち上げたばかりなので、5年、10年かかるとは思いますが、何とか都市部から本町に農業をやりたい人を呼び込むためのサポートの団体を育てていきたいというところでございます。ご心配の点はございますが、原口議員を含めてご協力を仰ぎながら、将来的には東西地区モデル地区をもって、私も20歳の頃、萱野、西、木崎前、上五箇、瀬戸井地区の換地委員を8年ほどしました。集積をするというのに、判こ

をもらうのに8年かかりました。先祖から預かった土地を手放すというところの重さの実感をしており、ます。ぜひ令和の時代、将来に向けて、人口の少子化というのはあるのですが、何とか千代田の農業を衰退させないように、ご協力のほどをお願いしながら、説明とは言いませんが、現状からこれ未来に向けて、ご協力のほどをよろしくお願いしながら現状のお話をさせていただきました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。

次に、農地の交換や売買、賃借などを民間同士の話合いの場において、行政やJAとの積極的な関与の後押しを求めている農業者も少なからずいます。行政やJAの方が間に入るだけで安心を感じてくれる方も多いので、積極的に関与していただきたいと考えています。今でも様々な場面に携わってきたと思いますが、町としてどのような役割を果たしていくのかお伺いしたいと思います。産業観光課長、よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

農業者が安定的に、かつ効果的に農業経営を行っていくには、農地の集積、集約化を進めていくとともに、基盤整備事業などの面的な整備を行うことにより耕作放棄地が減少するとともに、大幅なコストダウンや生産力のアップが可能になるものと考えております。このため、農地中間管理事業を活用し、農地の集積、集約化を進めておりますが、その際、農地に関わる相談やマッチング作業につきまして、町職員並びにJA職員が関わって行っているところでございます。特に農地のマッチング作業におきましては、農地の借手が見つからない場合は、町職員が対象農地の周辺を耕作している農業者を調べ、認定農業者などの担い手がいるようであれば、耕作していただけるかどうかの交渉を行い、優先的に担い手への集積に関わっているところでございます。

また、各地区における啓発、推進につきましては、先ほど農業委員長からもお話がありましたけれども、農業委員並びに農地利用最適化推進委員を中心に活動を行っていただいておりますが、地域の担い手への農地集約につきましても積極的に関わっていただいているところでございます。本町といたしましては、館林地区農業指導センター及びJAと連携いたしまして、引き続きの農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約化の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 最後の質問になります。農業分野において新たな取組みについてですが、現在農林水産省は農業分野におけるICT化の導入を検討、推進されています。しかしながら、普及していくに当たっては導入コストが気になります。大規模農家にとっては投資メリットも大きいと思

ますが、小規模農家では費用の負担が大きく、導入も進まないのが現状だと思います。

そこで、本町でICT化を導入している現状をお伺いしたいと思います。産業観光課長、よろしくをお願いします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

ICT、またスマート農業につきましては、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業としております。具体的には、通信機器や小型センサーで最適な時期を見極めて自動で収穫する収穫ロボットや、様々な地形で活躍する農業用ドローン、農地を自動で走る自動運転農機、温室を一定の環境に保つ環境制御技術などでございます。

今後の農業をめぐる担い手の高齢化や新規就農者の不足等の厳しい状況の中、農業を魅力ある産業とするとともに、担い手はその意欲と能力を存分に発揮できる環境を創出していくことが新たな農業の形であると認識しております。

本町におきましても、平成30年度の認定農業者協議会、農業委員会の合同研修会におきまして農業用ドローンについて研修を行い、航空法やドローンの特性などについての座学と実技体験の実習を行ったところでございます。更に、JAなどの農業関係機関による講習会として、おとしは無人トラクターと農業用ドローン、昨年は農業用ドローンの講習会が開催され、町内の多くの農業者が参加されました。

なお、本町におきますICT及びスマート農業の導入状況でございますが、米麦農家におきまして農業用ドローン、また畜産農家におきまして家畜の体温管理機器などの導入事例があると聞いているところでございます。しかしながら、先ほど原口議員もおっしゃってございましたけれども、スマート農業の取組みにつきましては、設備投資などの莫大な費用が必要となり、費用対効果というところでは、特に中小規模の農家さんですと、実用性という部分では難しいものがあるというふうに考えております。

ICT及びスマート農業につきましては試験的な部分も多く、その技術や製品につきましては、日進月歩の発展を見せております。本町といたしましては、引き続き国や関係機関から最新の情報を収集するとともに、農家さんから導入についての相談が寄せられた際には、県農業指導センター及びJAと連携しながらサポート等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。ICT化ですけれども、私も本当に小さい農家を営んでおまして、無人トラクターとかドローン、これを導入すると赤字になって経営が成り立たないという現状があります。自分がやっているICT化、自分が考えるところのICT化というのは、農業の効率化とか軽労働化というところで一応やっておまして、特に最近感じていることが、早場

米、コシヒカリというものです。これを作りますと鳥の被害が大きくて、特に夏、お盆前に圃場にネットを張ったり糸を張ったりしている方が多くいます。私も今年からですけれども、羽田空港等で導入されていますバードガード、去年産業観光課長をやられた坂部さんにはお渡ししたのですけれども、その機器を導入しまして圃場に設置しました。そうすると、日が昇って日が暮れるまでは鳥の鳴き声がしてスズメが寄ってこないという機器です。それが大体効果面積が1ヘクタール分の効果がありまして、設置するのに1分ぐらい、撤去も1分ぐらいでできるということもありますので、そういうことが、本町での農業者の軽労働化につながるのではないかというふうに考えています。なので、その辺も検討されてみてはいかがでしょうかと思いますので、よろしくをお願いします。

これで、議席番号3番、原口の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で3番、原口議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大澤議員の登壇を許可いたします。

4番、大澤議員。

[4番（大澤成樹君）登壇]

○4番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、大澤でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、災害対策ということで、大きなくくりになるわけですが、その中でも特に協定について今回は質問をさせていただきます。現在も新型コロナウイルスによって、本町も含め世界各国の人々が日常生活に大きな影響を受けながら過ごされております。本町においてもここ最近、東毛地区での蔓延状況がひどく、油断できる状況ではなく、コロナ禍以前の日常とはほど遠い町民生活を強いられております。近年は、毎年のように地震や大雨による河川氾濫などの水害が全国各地で起きております。本年も3月には東日本大震災から10年を迎えた東北地方において震度6強、また5強というような地震が発生し、7月の集中豪雨では熱海市において土石流災害が発生し、多くの貴い命が失われました。

本町でも一昨年、東日本台風による被害は記憶に新しいところであります。災害は実際に起こり得るものとして、リアリズムに基づき新型コロナウイルスにも対応した防災減災対策を講じていかなければなりません。災害の規模が大きくなればなるほど、本町だけでは対応し切れなくなります。そこで重要になってくるのが近隣自治体との協力であります。本町では平成25年3月に館林邑楽郡の1市5町で相互応援協定を締結したのをはじめ、平成31年には利根川両岸相互応援協定を3市3町で、その後、大泉町、熊谷市と1市2町ということで締結をされております。ふだんから情報を共有し合いながら切磋琢磨し、非常時の協力体制に結びつけていきますと。これは3市3町の協定締結時に明和町長が述べられた言葉であります。有事の際に最大の効果が発揮できるように、これらの自治体と平時から定期的に意見交換等も行っているのだらうと思いますが、担当は我々本町においては危機管理室長なのか首町なのか、またはどんな内容の会議が行われているのか、教えていただきたいと思

ます。総務課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

利根川兩岸の近隣自治体との応援協定についてでございます。地方公共団体間の相互応援の強化については、阪神・淡路大震災を受けて、災害対策基本法の中に地方公共団体の相互の協力に関する規定及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する規定が設けられました。その後、東日本大震災も発生したことから、各自治体でも相互応援に関する協定の締結が積極的に行われてきております。本町におきましても、先ほど議員がおっしゃったように、平成31年2月に災害時における利根川兩岸3市3町相互応援に関する協定を結んでおります。

また、同年3月にも災害時における利根川兩岸1市2町相互応援に関する協定を締結いたしまして、本町は、埼玉県側では加須市、羽生市、行田市、熊谷市の4市、群馬県側では板倉町、明和町、大泉町の3町で相互応援協定を結んでおります。この利根川兩岸相互応援協定は、万が一の災害に備えて締結したものでございますが、4市3町の絆を強くすることが、この協定の実効性を高めるものと考えております。相互応援の協定内容につきましては、被災後に行う協力体制が主な内容となっておりまして、職員の応援や資機材の貸出し、食料の提供など迅速な対応が必要なため、年度当初にはお互いの担当者の確認を行っております。

また、情報共有についてでございますが、群馬県の3町におきましては、各町の取組み内容など機会があるごとに情報交換を行っております。また、埼玉県の各自治体には、必要に応じて防災情報の確認を行うなど情報共有に努めております。この協定が締結された後、1年とたたずの間にコロナ禍となり、直接会っての情報交換は厳しい状況が続いておりますが、今後もふだんから4市3町と情報を共有し合いながら切磋琢磨し、災害の協力体制に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。年当初に確認をする、またコロナ禍でなかなか現在できない状況にあるのだというお話をお伺いしました。これら今4市3町というお話でございましたが、効果的に機能するためには、やはり日頃からの連携を図ることが重要なのだろうと思っております。今世間ではリモートワークというようなこともありまして、パソコンを通じてでも十分に会議を行うことはできますし、そういった意味では情報の共有をしっかりといただきたいなというふうに思います。

また、他市町村との防災訓練の相互参加や、災害発生時を想定した情報伝達訓練の実施なども交流を図る上では面白いのかなというふうにも感じます。お互いにやはり人間同士の付き合いでありますから、顔の見える関係というのを築くことが大変有効なのかなというふうに思います。大規模な災害が発生した際には、協定の内容をもちろん基本とするわけでございますが、災害の対応や被害の状況

を勘案しながら、臨機応変に相互応援のメリットを最大限に生かせるよう今後も努めてほしいというふうに思います。自治体につきましてのお話をお聞かせいただきました。

次に、民間事業者との災害協定についてお聞きをしたいと思います。被災自治体単独ではなかなか広範にわたって応急復旧活動を瞬時に遂行できないという事態も十分に想定をされます。このような事態に対処する手段として、物資の供給、緊急輸送活動等の応急復旧活動について、自治体にはない専門的な知識や技術、資機材などを有している民間業者、団体、様々な分野の方々との協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待されるというふうに言われております。

それでは、今現在、本町が災害時の応援等に係る協定締結件数がどのくらいあるのか、総務課長にお聞きいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

民間事業者等との災害時の協定についてでございますが、町では関係する機関及び民間事業者等とあらかじめ協議し、町に対する協力業務及び連絡方法を明確にしておき、災害時に迅速に協力を得られるよう努めているところでございます。現在防災協定を結んでいる民間事業者等について、各分野ごとの災害協定件数を申し上げますと、まず、飲料食料関連で4件、救援物資関連で3件、車両関連で3件、エネルギー関連で2件、避難所等施設利用協定で3件、町内の災害応急関連で21件、動物愛護関連で1件、情報発信関連で3件、その他5件というふうになっておりまして、全体で45件の災害協定を結ばせていただいております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 丁寧なご説明いただきまして、45件の災害協定を締結しているということでございます。ちなみに、平成28年9月のときにいただきました千代田町の地域防災計画の中にも災害協定の締結という一覧表があるわけなのですけれども、その時点では15の自治体、企業、団体しか掲載されていなかったということでございますので、それを考えていきますと、この5年間で多くの企業、団体と災害協定を結ばれたのかなというふうに思いますし、千代田町も非常にすばらしいなというふうに思うところであります。しかし、当然のことではあります、協定を締結した後の有効活用、これが非常に重要であります。特に私が懸念しているのが、本町でも協定を締結している企業が、ほかの自治体とも災害協定を結んでいるというような企業が多々あるのだろうと思います。本当にこの災害、有事のときにしっかりとこの災害協定を結んでいる企業が本町のために活動をしていただけるのかと、そういうようなところを懸念しております。企業との情報共有だとか、この連携の窓口をどこに設置するのだとか、締結後の課題となることも多々あるのだろうというふうに思います。協定先と今後様々な活動を進めるためにどのような取組みをされているのか、これまでに具体例があれば教えていただきたいというふうに思いますし、また協定先との連携、定期的に確認調整もされている

のかなと思いますので、併せて総務課長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

平時の連携についてでございますが、まず担当者が人事異動等により替わった場合には速やかに報告を行い、有事の際には速やかに対応できるよう努めているところでございます。

次に、情報の共有でございますが、参考に一部の取組み内容を申し上げますと、避難所として協定を結んでいるサントリービール株式会社様、北海製罐株式会社様、株式会社ジョイフル本田千代田店様とは、特に水害等が発生しやすい時期になる前には事前にお問い合わせに伺い、対面によるお問い合わせを行っているところでございます。特に今回の防災訓練の一環として、ジョイフル本田千代田店様とは、本町避難所対応職員の相互担当者によって、立体駐車場及びトイレ等の使用施設について、現地の確認を行いながら詳細な打合せを行わせていただきました。ジョイフルさんからは、副店長と総務グループ長という形で対応していただきまして、細かい避難所となった場合の施設等の使用について打合せのほうを行わせていただきました。

また、東京電力パワーグリッド株式会社太田支社様とは、災害時の電力供給の町有施設の重要地点の確認を行ったほか、株式会社ゼンリン様とは地図製品の協定で、住宅地図が新しくなると資料の更新を行いながら情報共有を図っている等の対応も取らせていただいております。

訓練の実施についてでございますが、当初、今回の防災訓練で社団法人群馬県建築業協会館林支部様及び群馬森紙業株式会社尾島事業所様に、段ボールパーテーションや段ボールベッドの作り方及び特徴などについて、区長また自主防災役員、消防団員及び町の避難所を担当する職員に実際来ていただいて説明をするよう依頼をしておりましたが、残念ながらこのたびの緊急事態宣言の発出により、訓練のほうは縮小というような形で、取りやめとなってしまっております。今後機会を見ながら、事業者との連携した訓練も実施できればと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。担当者が変更したときにはしっかりと引継ぎもしておるし、対面による面会も行われているのだというようなお話をいただきました。今お話しいただいたのが大手さんばかりだったところで、最近締結したところについても同じようにやられているのだろうというふうには感じ取れましたので、ぜひとも今後もそういった形の中で、有事にしっかりと発動していただくことが、この協定の目的でもあるのだろうというふうに思います。

また、本年度防災訓練につきましても、コロナ禍ということもありまして、我々はシェイクアウト訓練ということで、机の下に隠れるのみだったわけでございますが、次の日の上毛新聞を見ますと、町長をはじめ職員さんが訓練をされていた風景が掲載されておりましたので、しっかりとやっていたのだなというのは感じるところであります。私もこの協定を結んでいる企業、団体様にも

防災訓練などにも参加していただいて、自分たちの活動を発表する場にも使っていただきたいというふうに思いますし、災害発生時の連絡、連携の確認等々も、そんなところでできたらいいのかなというふうに感じます。協定締結時、災害発生時ということだけでなく、情報交換を密にさせていただきまして、本町の災害対応力を強化してほしいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど45件の災害協定を締結したというお話がございました。これだけの協定を管理するだけでも大変なのかなというのを感じるところでございます。ただ、今後もこの協定というものについては、私は進めていかなければいけないのかなと思っております。民間企業におかれましても、地域に根差した活動への評価の高まりもあり、協定の申出も増えていることと思います。企業から提案を受けての締結も多々あるのだろうというふうに思いますが、必要な協定については、企業の資源と行政課題のマッチングができるような形で自ら調査し、攻めの協定が必要ではないかなと感じております。

今後の協定締結についての考え方につきまして、町長、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、大規模な災害が発生しますと自治体の機能は一時的に著しく低下をいたします。その状況下で物資供給、医療救護、緊急輸送などの応急復旧活動を迅速に遂行することは極めて困難であります。そこで、あらかじめ自治体との各種民間事業者が協定を締結しまして、非常時にも広範囲かつスムーズな応急復旧活動を実現しようとするのが災害時応急応援協定で、多くの自治体でも協定の締結に向けて取り組んでおります。本町でも先ほど総務課長の答弁にもありましたが、民間事業者ともこれまで数多くの防災応援協定を結んでおります。災害時には迅速な応急復旧の対応が求められますが、自治体の手配しなければならない資材は数多くあります。例えば避難所関係ではプライバシー確保用の間仕切り、段ボールベッド、食料品、飲料水などがあります。避難所の確保においても、公共施設だけの避難所では足りないことから、民間事業者に避難所の提供をお願いすることや、その移動手段となる車両についても協定を結んでおります。これまで結んできた数多くの災害応援協定については、災害が発生した場合に、本町にとって応援が必要不可欠なものであります。この協定の締結は、相手からの申出ではほぼありません。私たちのこの総務課を中心とした行政側からの、本町が主体となって調整し、締結したものであります。これは待ちの姿勢ですと、とてもではないけれども45件の締結は行えません。我々が攻めの姿勢をやった結果が45件という結果になっております。

ご質問の今後の協定締結の考えであります。本町では、現在個人で営んでいたガソリンスタンドが閉店いたしました。2か所のガソリンスタンドしかありません。災害時には燃料の確保も不可欠であります。また、災害発生時には停電も想定されることから、発電機、その他、トイレ、テント、各種資機材も必要と見込まれます。これらを扱うリース事業者など、今後も本町にとって必要が見込まれる物資等を扱う事業者とも災害協定の締結に向け積極的に取り組んでいくことを考えております。

先ほど議員が述べたように、この45の災害協定といいますのは、これはおおむねほとんど我々行政のほうからアクションを起こして、積極的に呼びかけて相手先と締結を行ったものであります。

皆さんご存じのように台風、我々のこの地区は、津波はまずほぼないと思っています。台風と地震です。地震は、もう事前には分かりません。突然来るものであります。台風は事前に分かるものであります。そう考えていきますと、事前に我々も台風が近づいてくるなということを前提に、危機管理室を中心に、いろいろと今まで締結を結んだところと連絡を取り合いながら、それで対応していくようにはしたいと、こう考えております。地震の場合は突然来るものですから、これにも備えながら、これから避難所も含めて、車ごと避難も含めて、向こうの河川敷、更にはくらかけ公園ですか、ここも新たに地震時の対応として車ごと避難ということで、住民の対応を更に増やしていくというようなことにも取り組んでおります。

先日9月5日の日に、本町で初めてのシェイクアウト訓練が行われました。防災訓練は2年に1回行われているのですけれども、そのときも全議員に1分間のシェイクアウト訓練、参加いただきましたありがとうございます。感謝申し上げます。職員も、先ほど議員が述べたように、多くの職員が参加していただいて、各避難所、あとは災害を想定した箇所十数か所、それを全部見回りしていただいて、約3時間に渡って訓練を行いました。いざというときは、コロナ禍も関係なしに災害はやってくるものですから、コロナも想定しながら我々も先日の訓練を行いました。また、詳細については、今回の議会のときでも、担当課長のほうから先日の訓練の詳細はまた説明があると思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。45の災害協定、ほとんど攻めの協定だったということでございます。これからもその攻めの姿勢、しっかりと貫いていただいて、防災減災これで十分だということはないのだろうと思います。ぜひとも新たな取組みも含めて、協定を有効に生かしていくということ、町長、しっかりと進めていただければと思っています。企業と行政がウィン・ウィンの関係構築を積極的に進めていただくことを期待いたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

本町では、災害に限らず、安心安全や健康増進、高齢者見守り、産業振興と、幅広い分野で民間企業等の資源を有効に活用し、相互連携、または協力することに関して協定を締結しています。協定の実効性の担保について先ほど伺いましたが、いずれも有事の際にしっかりとお役に立つようにしていくことこそ最も大切なことであろうと考えます。本当に各種協定先が全てつながり、支援体制ができるようになってきているのか。それを町民の皆様に分かるような見える化ということ、ぜひ進めていただきたいなと思います。毎月発行されます町広報の中に、協定について掲載されている月もあるのは存じ上げているところでございますが、これが1年前、2年前の情報となると、なかなか私も記憶にない協定というのもあります。一覧表という形でホームページ上に掲載できないか。ほかの自治

体でも行っておりますが、協定名、協力企業、団体名、協定内容、締結日、交わした協定書の内容も掲載されていると、一目で誰でも分かるというふうに思いますが、町民への情報発信という点についてどのように考えているか、町長にお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町民への情報発信についてですが、災害応援協定やその他の協定を締結するときには報道機関、例えば上毛新聞、館林ケーブルテレビなどに取材をしていただくよう情報提供を行い、紙面及び地域情報番組などにおいて周知をしております。また、町広報紙及びSNSでも掲載するなど、できるだけ多くの方に認識していただけるよう周知を行っております。しかし、自治体によってはホームページに一覧として載せ、周知している自治体も見かけます。町民の安全安心を考えますと、協定内容や協定先を広くお知らせすることによって安心していただけることと思いますので、今後ホームページの掲載ができればと考えております。

先ほどお話をした45件なのですけれども、この中で特に印象に残っていますのは、多分ほかの自治体はやっていないと思うのですけれども、群馬県の町村会の首長の会議に、私がちょうど2年目だったのですけれども、行きまして、委員会があるのですけれども、その委員会の中で、我々も、7年、8年前だったと思うのですけれども、ここでも豪雪があったわけです。かなりの被害があったわけです。地元の業者とは除雪作業の締結は行っておるのですけれども、とてもではないけれども、あのときは間に合わなかったという状況も記憶にありまして、その中で、向こうの西毛北毛のほうはもうプロの自治体ですから、除雪機もかなり持っていますから、万が一何かあったときには言ってくれということをおっしゃって、では災害協定で積雪について、それも話をしていただければ、我々機械幾らでも持っているから、行って除雪作業も手伝うよということも言っておきまして、締結はしております。これも先ほどの45件の中に入っているのですけれども、これもやはりありがたい話だなと、こう考えております。

そんな中で、まだまだこれからまだ幾つか危機管理室と総務課のほうと相談しながら、これからまだ幾つかの相手先とまだ締結もしていく必要があるかなと、こう考えています。先ほど述べたように町民への情報発信は逐次行っていきながら、また一覧表として見られるように今後検討していきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。まだ1つ、2つ、企業とも災害協定結んでいきたいというような前向きなご答弁もいただきながらの中で、検討ということだったわけですが、近隣自治体との相互応援協定や民間企業、団体との災害協定、これは町民の生命、財産を守るための大事な取組みであり、本町の実績なのだと思います。15しかなかったものを45まで増やしたということは、千代田町の実績でもあり、町民のことを考えての職員の皆様の動きなのだろうというふうにも思

います。これらの多くの協定により、応援や支援体制が整うことは地域防災力も高まり、ひいては町民の安心安全につながります。ぜひともこのすばらしい実績をしっかりと町民の皆様に分かりやすく、また防災意識の啓発という意味でも情報発信をしていただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で4番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時11分）

## 令和3年第3回千代田町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年9月9日（木）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 3号 令和2年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 議案第33号 千代田町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第 3 議案第34号 千代田町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第 4 議案第35号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第36号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第37号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第38号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第39号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 発議第 2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第10 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第11 認定第 1号 令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第 2号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第 3号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第 4号 令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第 5号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	小林正明君	12番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	荒井稔君
建設環境課長	坂部三男君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 事務局長	久保田新一君
監査委員	白石正躬君
農業委員会 会長	蛭間泰四郎君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原弘明
書記	森田真緒
書記	大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第10まで議了し、日程第11から日程第15までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

---

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 令和2年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。令和2年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率については、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が前年度より0.7ポイント下がり5.3%と好転をしております。その他の比率については、各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率についても、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細については企画財政課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表しなければならないと定めておりますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会へ報告が義務づけられておりますので、ここに令和2年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

お手元の報告第3号をご覧いただきたいと思っております。めくっていただきまして、上の表になりますが、令和2年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄には、それぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体、これは財政悪化の兆しがある団体となり、財政健全化計画を策定して改善を図ることになります。本町においては、全て基準内でありまして、また、下の表の特別会計における令和2年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定することになります。こちらも本町は基準内となります。

なお、各指標については、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われる標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模を表すものとなります。

それでは、各指標につきましてご説明申し上げます。まず、実質赤字比率でございますが、この比率は標準財政規模に対する一般会計の赤字の程度を指標化し、財政経営の深刻度を示すものでございます。令和2年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものとなります。令和2年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率ですが、この比率は3か年の平均で表すものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、平成30年度は6.0%、令和元年度は5.3%、令和2年度は4.5%となり、3か年を平均しますと5.3%となりまして、前年度より0.7ポイントの減となりました。この減となった要因としましては、普通交付税や地方消費税、交付金の増加により標準財政規模が伸びたことが主な要因でございます。

続きまして、一番下の4番、将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計における借入金の返済をはじめ、一部事務組合の借入金返済額の本町負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものであります。

令和2年度決算では、将来の負担見込額に対しまして、充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の令和2年度資金不足比率ですが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものでありまして、本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。令和2年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る8月10日に町監査委員の審査を受け、ご承認をいただきましたので、その意見書を報告書に添付させていただいております。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行い、本町の財政の健全化をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 以上で報告を終わります。

---

### ○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第2、議案第33号 千代田町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第33号 千代田町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町保健センターの移転に伴う千代田町総合福祉センターの複合化工事を現在行っているところですが、総合福祉センターに併設されている千代田町自立支援サービスセンターも含め、条例を一本化し、センター運営についても合理化を図ることを目的として、条例を制定いたしたく上程するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、私のほうから詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧ください。まず、第1条では趣旨について定めるものですが、この条例は、

地方自治法第244条の2第1項の規定により、千代田町総合保健福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、設置についての内容となりますが、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進し、保健、医療、福祉、介護が連携し、一体的な提供を図る拠点として、千代田町大字赤岩2119番地の5に設置するものでございます。

第3条は、施設の構成となりますが、保健センター、老人福祉センター、児童センター、自立支援サービスセンター及び附属施設で構成されます。なお、附属施設は、ホール、調理室、研修室となります。

第4条では、事業について、それぞれの施設で行う事業を定めておりますが、これまでの内容と変更はございません。

第5条は、使用時間となりますが、今回の条例制定に合わせまして、児童センターの開館時間を午前9時30分から午前9時に改めます。

また、本条例の附則によりまして、児童館の開館時間も同様とさせていただきます。

次に、第6条は休館日ですが、土曜日及び日曜日、国民の祝日、年末年始とさせていただきます。これは、保健センターや福祉関係部署が配置されることに対し、セキュリティー等を考慮いたしまして設定いたしました。

第7条では、利用者の範囲についてを施設ごとに定め、第8条では、使用の許可等についてを定めるものとなっております。

続きまして、第10条は物品販売等の禁止についてとなりますが、施設内での販売行為等については制限を設けさせていただきますが、保健、福祉、教育、文化活動等の発展や町民に寄与するなどの内容については除外することといたします。

第12条では、使用料についてを定めるものですが、本条例の最後の部分となります別表をご覧ください。2の老人福祉センターでは、入浴施設を使用しない方については無料とし、入浴施設を使用する方のうち、町内に住所を有する60歳以上の方は100円、町内に住所を有する60歳未満の方及び町外に住所を有する方については200円の使用料を徴収することといたします。

5の附属施設では、午前と午後に分けまして、施設ごとに使用料を設定させていただいております。

附則としまして、施行期日は、千代田町総合保健福祉センターのオープン予定日であります令和3年12月1日とさせていただきます。

また、本条例の制定に伴いまして、千代田町保健センターの設置及び管理に関する条例、千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例は廃止となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、川田議員。

[9番（川田延明君）登壇]

○9番（川田延明君） 第7条なのですけれども、老人福祉センターの使用の問題です。ページ数は書いていないのですが、老人福祉センターの「町内に住所を有する60歳以上の者。ただし、管理上支障がない限り、町内に住所を有する者及び町外に住所を有する者に使用させることができる」という文言があるのですが、この文言について使用させることができるというのはいかがなものかなど。使用を許すことができるのか、使用することができるという文言に変えたらいかがかなという問題と、次の次のページ、老人福祉センターの使用料の問題、町内に住所を有する60歳以上の者は100円、入浴施設を使用しない者は無料とありますが、その区別については、管理については大丈夫なのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の使用させることができるという表現でございますが、こちら確かに少し言い方としてはさせるというのが強い感じがするのかなと思いますが、こちら例規上の表現方法でございます、それに倣ってこういった表現とさせていただきます。

2つ目でございますが、入浴施設を使用する、しないの区別でございますが、今のところ、関係者ではいろいろ話し合いを進めておまして、入浴をする方には使用料を払っていただき、例えばゴムバンドを手首にさせていただくですとか、そういった運用を考えております。こちら使用する方、しない方、しっかり区別をさせていただきます、使用料のかかる問題ですので、そこはしっかり把握しながら運営上進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） 9番、川田議員。

○9番（川田延明君） 最初の文言については、させることということで、いかにも上から目線みたいな文言かなということと、定義上の問題であるからということであればそれでも構わないかなと思います。

それから、入浴料、施設を使用する者とししない者の管理がしっかりできるのであれば問題ないと思います。その点について、よろしく管理のほうお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、1点目の文言の件なのですけれども、これは条例上、文言はほかの条例に関しても、この文言で標準で使っております。これ千代田だけでなく、そのようになっているので、このような文言になりました。

それと、使用料の問題なのですけれども、皆さんも現地行って視察していただいて、今度あそこに

3つの機能を持った事務所が入るのです。老人福祉センターのほうのお風呂の入浴の管理をするほうは、今現在あるところからエレベーターの東側に移動するわけです。そうしますと、老人福祉センターのほうは、今現在100畳の畳の部屋があったのを2階に移動するわけです。そうしますと、大体入浴する方はそこで休んだりして、それから階段なりエレベーターを降りてきて入浴されるのかなと。そうしますと、そのすぐ横に老人福祉センターの事務所があります。ですので、今まで以上はそのところは管理はできるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 千代田町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、議案第34号 千代田町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第34号 千代田町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町地域活動支援センターが千代田町福祉作業所として千代田町総合福祉センター内に設置されていましたが、総合福祉センターの複合化工事に伴い、設置場所の見直しを行いました。日常生活訓練や創作及び生産活動などを伸び伸びと行うことのできる千代田町立東小学校の東側に位

置する旧千代田町児童館に設置することとし、必要な事項を条例として制定いたしたく上程するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、私のほうから詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧ください。まず、第1条では趣旨について定めるものですが、この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、千代田町地域活動支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、地域活動支援センターの設置についての内容となりますが、利用者の方が日常生活訓練や創作及び生産活動などを伸び伸びと行うことのできる、旧の児童館でありました千代田町大字上五箇526番地に設置させていただくものです。

第3条では、事業の内容となりますが、日常生活訓練や創作及び生産活動、社会との交流促進などを主なものとしております。

次に、第4条は、センターの開所時間となりますが、午前9時から午後4時までとなります。

第5条は、休所日を定めるものですが、土曜日及び日曜日、国民の祝日、年末年始となります。

第6条は、利用者の範囲についてですが、町内に住所を有する15歳以上の就労することが困難な障害のある方となります。

第7条では、利用の承認についてとなりますが、センターを利用するためには、あらかじめ町長の承認を受ける必要があることを定めております。

最後に、附則といたしまして、施行期日は、千代田町総合保健福祉センターの条例制定に伴い、令和3年12月1日とさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 1つ質問なのですが、最後の10条の2項の2行目、括弧のところで、「令和3年千代田町条例第」、空いてしまって「号」とあるのですが、これは何を書くつもりだったのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

こちら「号」のところに数字が入っておりませんが、まだ決まっていない、確定していないという

ことから空欄となっております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 千代田町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第4、議案第35号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第35号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されました。また、その発行手数料の徴収事務については、同機構から市区町村長に委託することができると規定されました。そのため、マイナンバーカードを再発行の際の手数料を町の条例において規定する必要がなくなったことから、当該項目を削除するものであります。

なお、改正後の再交付手数料については、受託者となる町が歳入歳出外現金として一旦お預かりし、

その後年度末にまとめて同機構に納めることとなります。

条例の施行日については、公布の日から施行し、改正後の千代田町手数料徴収条例の規定は、令和3年9月1日から適用となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） マイナンバーカードの関連の質問なのですけれども、本町ではマイナンバーカードはどのくらい今普及しているのでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

8月1日時点の数字でございますが、千代田町の交付につきましての割合は28.22%でございます。以上です。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） これからデジタル化が進んでいく中で、本町としてはもうちょっとマイナンバーカードを普及していったほうがいいと思うのですけれども、これからはどんな普及の仕方、どんなPRして、もっと普及させていくか、町の考えをお願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

千代田町の交付割合は、県平均から比べますと僅かに下回っておる状況であります。これまでも広報ですとかホームページですとか、あとは窓口などでもお知らせを常にしまして促進に努めているところですが、今年に入りましてからは出張受付なども始めまして、待っているだけではなくて、人が集まるところに出向きまして、そこで臨時的窓口を開設しまして受付をするようなことも始めております。総合健診のときなどに実際行っております。

また、介護予防教室でも実施を予定しておりましたが、今は教室自体が中止となっておりますので、そこもまた緊急事態宣言が解除されまして活動が始まりましたら出向いて、少しでも交付率を上げていきたいと考えています。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、須永課長のほうから28.22%と。県より低いというお話があったと思うのですが、このマイナンバーカードは、国より各自治体にマイナンバーカードのほうを行ってくれと

いう話が数年前にあったのです。今まで随分イベント等、あとはいろいろ工夫しながら普及活動に努めてきたと思うのです。担当課も。ここへ来てコロナ禍で人がなかなか集まる機会がなくなってきたという状況の中、いろいろそのやり方を工夫しながら、今も普及活動に努めていると。国のほうは、皆さん御存じのように、マイナンバーカードを基本に、これを健康保険にも使えと、カードにも使えと、保険証にも使えとか、いろいろこれから国のほうが施策を考えていくのだろうと思うのです。皆さんもぜひ、まだ作成していない方は皆さんも作成していただいて、知り合い等にも声をかけていただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第5、議案第36号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第36号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,738万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,947万5,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方交付税の追加や、国庫補助金においては、コスメ・ニスト千代田町プラザの空調設備改修事業が文化庁の文化芸術振興費補助金の対象事業となりましたので、内定額を追加いたします。寄附金では、2尺玉打ち上げ花火の経費について、クラウドファンディングを利用して調達することから、その目標額を、またふるさと応援寄附金が好調のため、それぞれ追加します。町債では、臨時財政対策債を追加いたします。

次に、歳出では、総務費において、前年度剰余金の確定などに伴い、財政調整基金等へ積立てを行うとともに、ふるさと応援寄附金の謝礼等を追加いたします。また、来年度は町制40周年のため、記念事業の準備経費として、町勢要覧作成費等を追加いたします。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算の組替えを行うとともに、総合保健福祉センター増改築工事費を追加いたします。

商工費では、打ち上げ花火に係る業務委託料と住宅リフォーム補助金の申請が大幅に増加していることから、それぞれ追加いたします。

教育費においては、中学校の修学旅行等キャンセル料支援金を追加いたします。

詳細については企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、議案第36号につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明があったとおりでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、5ページ、6ページをご覧いただきたいと思います。第2表、地方債補正をご覧ください。左側、起債の目的欄にあります臨時財政対策債について、借入れ上限額が確定しましたことから、6ページのほうの補正後の限度額のほうに変更をさせていただきます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。中ほどの10款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の額が6億3,390万1,000円と確定いたしましたので、当初予算において5億円が計上されておりますので、差額2億1,390万1,000円について追加をいたします。

また、今年度の普通交付税の額は、昨年度と比べまして、1億2,607万円の増となりました。これは基準財政収入額において、個人、法人町民税及び固定資産税が減額になったこと。そして、基準財政需要額において、新たに地域デジタル社会推進費が盛り込まれたことなどによるものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援給付費負担

金では、介護給付費、訓練等給付費、障害者医療費、相談支援給付費の各負担金を799万4,000円追加。5節障害児施設措置費等負担金については113万3,000円を追加いたしますが、これは利用者の増加等による事業費増が主な要因であり、事業費の2分の1が国から交付されるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。次に、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金の3節に文化芸術振興費補助金1,000万円を追加いたします。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となりますコスメ・ニスト千代田町プラザの空調設備改修事業が文化庁の補助金の対象事業として内定を受けたことによるものです。

なお、この事業を含む令和3年度の町の感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業費については、コロナ交付金の交付額を約2,000万上回っておりますので、この上回った部分について1,000万円が充当されることとなります。

次に、中段の15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の3節障害者自立支援負担金、6節障害児施設措置費等負担金については、先ほど国庫負担金と同様の理由によりまして増額するものでございます。補助率は、4分の1が県から交付されることとなります。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金には200万円を追加いたします。これは、2尺玉打ち上げ花火の経費について、クラウドファンディングを活用して調達することから、その目標額を追加するものでございます。

その下の3目ふるさと応援寄附金では、今年度に入りまして寄附額が好調に推移をしているため、1億円を追加いたします。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金及び4目下水道事業特別会計繰入金では、決算により両会計の剰余金額が確定したことから、合計で2,947万5,000円を追加いたします。

その下の2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、2目減債基金繰入金につきましては、財源が確保できましたことから、繰入額を合計で7,500万円減額をいたします。

19款1項1目繰越金でも一般会計の前年度の剰余金が確定しましたことから、2億5,667万1,000円を追加いたします。

ページをめくっていただきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。21款1項町債、1目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の代替としての起債でございますが、発行可能額が確定いたしましたので、2,314万9,000円を追加いたします。

ページをおめくりいただいて、18、19ページをお願いいたします。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。なお、歳出についても右側説明欄を基にご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、14節工事請負費では、白丸、庁舎管理事業において、緊急補修工事等が増加しているため、100万円を追加いたします。

24節積立金では、白丸、基金積立金といたしまして、財政調整基金積立金では、前年度余剰金の2分の1を超える額を積立てすることになっておりますので、2億円を追加いたします。その他、減債基金、公共施設建設基金、ふるさとづくり基金、緑地管理整備基金、義務教育施設改築基金について、起債の額を積立ていたします。

その下の8目交通安全対策費では、現在使用している交通指導車が20年を経過し、故障が頻発していることから、買換え費用として400万円を追加いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。11目まち・ひと・しごと創生事業費では、ふるさと応援寄附金制度充実事業に返礼品などの費用を1億円追加いたします。現状において見込める最大の額を計上させていただきました。

次の12目感染症対応地方創生事業費では、先ほど歳入でご説明しましたとおり、コスメ・ニスト千代田町プラザの空調設備改修事業において、文化庁の補助金が内定したため、財源の振替を行います。

13目町制40周年記念事業においては、来年度が町制40周年となることから、記念事業のための準備経費といたしまして、町勢要覧作成費等を追加いたします。

ページをめぐっていただきまして、22、23ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の白丸のところの総合福祉センター管理運営事業では、現在工事中の総合保健福祉センター完成後にエレベーターや自動ドアの保守管理が必要となることから、委託料等を追加いたします。

その下の地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業では、令和2年度の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金において返還金が生じたため、所要の額を追加いたします。2目障害者福祉費に1,832万8,000円を追加いたします。これは、利用者や利用日数が増加しているため、各事業費を追加するもので、国、県より事業費の約4分の3が負担金として交付をされるものでございます。

少し飛んでいただいて、26、27ページをお願いいたします。上段の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費の白丸のところの新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、集団接種が11月まで延長され、また集団接種1回の接種人数を増やしたため、医療従事者派遣委託料や医療機関協力金等を増額する必要があることから、予算の組替えを行うものでございます。

次に、5目保健衛生施設費の白丸の保健衛生施設事業には、現在工事中の総合保健福祉センター増改修工事において、一部追加工事が発生する見込みとなりましたので、557万6,000円を追加いたします。

下段、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、一般経費の中に、次のページをお願いいたします。委託料といたしまして、2尺玉打ち上げ花火に係る業務委託料200万円を追加いたします。また、その下の住宅リフォーム補助事業に200万円を追加いたします。今年度の当初予算に300万円を計上しましたが、申請者の増加により予算が残り僅かとなりましたので、申請が受けられない状況のため、追加するものでございます。

下段の8款土木費、4項都市計画費、4目公共下水道費では、公共下水道整備事業へ繰出金を99万6,000円追加いたします。これは、補正予算に伴う財源不足を補うための追加となります。

30、31ページをお願いいたします。下段、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の白丸のところの教育振興事業には、中学校の修学旅行等キャンセル料支援金を38万円追加いたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当初予定していた修学旅行の日程に変更が生じたため、キャンセル料が発生したことによる支援金となります。

32、33ページをお願いいたします。下段、12款1項公債費ですが、1目元金及び、次のページをお願いいたします。2目利子共に、令和2年度の借入額の確定により、当初予算では見込みで計上しておりましたが、償還額が確定したことから、説明欄に記載の額を減額をいたします。

最後に、14款1項1目予備費でございますが、93万6,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものです。

次のページは、今回の補正によりまして増減を行いました地方債の年度末の現在高の見込額につきまして添付してございます。

その次のページ以降につきましては、給与費明細書を添付してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 1点は、車なのですけれども、20年経過して、どんどん古くなって、新しい車がどんどん少なくなっているのですけれども、400万円というのですが、どのようなお車を購入する予定なのか。結構400万円ていい車になるかと思うのですが、私的にはもうちょっと出して2台買い換えてくれたほうがうれしいかなというのもあるのですが、その点1点お伺いします。

それと、保健センターのお金なのですけれども、557万6,000円追加なのですが、当初多分令和2年度の予算が全体で3.5億の予算に対して3億4,100万円というのが最初の契約金だったと思うのですけれども、それから追加追加といろいろ出てきているわけなのですけれども、もう一回整理する意味で、時系列でもう一回最初からどういう段取りを経ていって、追加工事がどんな工事が出てきたのかというのを詳細に説明していただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

私のほうからは、補正予算書19ページ、自動車の購入についてのご回答をさせていただきたいと思っております。先ほど詳細説明にもありましたように、町の交通指導車が平成13年の4月に購入いたしまして、20年を経過しております。この交通指導車につきましては、主に朝、交通安全期間中の車両広報、

大泉警察署管内3町を主に走行しております、年間約4,000キロを走っております。現在ですと8万2,000キロちょっとなのですが、20年経過しておりますが、走行距離は3町限られた場所で走っているということでございます。

先ほどの説明にもあったとおり、ここ何年かトラブルが発生しているということで、主なトラブルの内容を申し上げますと、オートマチックのギアをPからDとかR、リバースのほうにシフトチェンジをしますとエンジンが止まってしまったりといった形で不都合が起きております。修理屋さんのほうに修理もお願いしているのですが、なかなか改善されないということで、車が白黒の車でございますので、道路のほうで交通の支障になってもちょっとよろしくないかなということでございます。

そして、新たな予算の計上400万円盛らせていただいたのですが、その買換えの車両のほうの該当を申し上げますと、最近、道路が冠水したりとか豪雨がありますので、災害のほうにも交通指導車については、交通規制、通行止め等にも使用しております。また、車両広報についても、冬型になると雪の降った日にも、小学生、中学生が通行しますので、そういった形でも車両広報のほうをスタッドレス履きながら、時にはチェーンを巻きながらといった形で車両広報を行っておるのですが、そういったことも考慮いたしまして四輪駆動、道路冠水等々の災害も考慮しまして、SUV系の車両を購入しようという形で予算のほうを計上させていただいております。ただ、こういった車種ということはまだ決めておりませんが、車両についてはそういった形で購入を予定しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

予算を時系列的に申し上げますと、令和2年度当初予算3億5,000万円、それから今年度、令和3年度の6月補正で2,500万円のご承認をいただきまして、今回9月補正で557万6,000円という形になります。当初契約については、議員のお話のとおり、昨年12月11日に本会議で議会議決の本契約のご承認を、3億4,100万円の金額でご承認をいただいております。6月補正予算のときについては、変更の工事の予算の増額という形で、空調の吹き出し17台、それから室外機8台、更に屋根の雨漏り工事、それからこれまでの建築工事や電気工事、設備工事、そういったものを含めて2,500万円という形にさせていただきました。

また、今回については557万6,000円の内容でございますが、既存のアルミ建具の改装工事14か所、こちらは建物のサッシ等を点検した中で、既にドアノブが動かない状態、建築上20年以上経過しているものですからメーカー保証等のそういった修理もできない状況で、オーダーメイドにより内側にサッシを更につくるといった特殊なカバー工法というものの工事の追加。それから、増築と新築が今回混ざっている工事でございますので、既存の施設の各鍵、そういったものを統一して、新しい新築の部分と改修の部分と全ての鍵がマスターキーでの統一を図れるような鍵の交換工事、更にはワクチン接種が今後必要だと思われまますので、超低温冷蔵ワクチン、ディープフリーザー、こちらのほうの電

源、ほかの電源回路とは分けて、ほかのブレーカーが落ちても落ちない、そういった特殊な電気の追加工事。その他、多少の微調整の金額という形で今回お願いをさせていただいたものでございます。

大谷議員も公共工事については基本的なことはご理解されていることだと思うのですが、公共工事の分野については、予定価格に比較して適正な価格で公共工事については発注をしていくことが求められております。国のほうではダンピングとか、そういった形がないような適正な価格という中で、町も県の建設技術センター等の支援をいただきながら、設計、積算、単価の置き換えなども適正に行っております。

今回の工事に当たっては、増改築というものも含まれておりますので、まるっきりの新築というよりも、想定外に増えるような工事がございます。壁を壊したときには雨漏り、あるいは屋根の点検をしたときに想定していないものが増える形となっております。施工条件の変化等に適切に対応するために、町では設計内容を常に設計管理者及び支援いただいている群馬県の建設技術センターと共に確認をしながら、適切な工事段階を経て工事のほうを進めております。特に設計図書に示された施工条件と実際の工事の現場の状況については、やはり想定できない部分が特に増改築の部分ではかなり多数の箇所が見られますので、そうしたものについては随時設計管理者、それから現場の代理人と適切な協議、こちらについては毎週行っておりますけれども、そういった中で常に状況を把握しながら進めている状況でございます。

それと、特に当初設計で予期することのできない内容が出てきた場合には、必要と認められるときには適切に設計図書の図面や設計、積算の内容を変更いたしまして、これに伴って必要となる工事費のほうを適正単価に基づいて積算を行い設計金額というものが決まってくるので、それに合わせて工事費の増額のほうをお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 私は、入札金額が高いとか安いとかと言っているのではなくて、普通に考えて、今回新築ではなくて、古いものを壊して壁を取ったり増築するということであると、例えば最初の設計段階のときに、設計というのは外から見たことしか分からないですね、そのときは。実際壁を壊してみたらこういうところに問題があったとか、先ほど課長がおっしゃったように、屋根の雨漏りが見つかった。我々視察行ったときに、壁にしみがあったりとか何だとかいろいろ見ていますから、雨漏りをしないような建物にしてくださいと私申し上げたのですけれども、そこで中身を見たらこういう不具合があったというのは重々承知しています。だけれども、今おっしゃったのが、例えばサッシの件だとかというのは、最初から交換する気だったら当初の予算で交換できたのではないですか。それを壊してみても、前回の空調のときもちょっと疑義に思ったのは、エアコンがもう何十年も使っていて古いのだったら当初予算でそれを入れて交換する。それが途中で交換しなくてはならない。はたから見ていると、壊している途中で、当初のときは使う予定だったのが壊れてしまったのかなと思う

くらいな、要は後出しの追加なのですよね。そういうことをやっぱり行政としてはなるべく追加は控えるようにして、最初の予算できっちり盛って、それで本当に不具合が出たときだけに補正をかけるというのでないと、最初に見られたようなサッシを替えるというのは、別に壊したからサッシが悪くなったわけではなくて、もし調子が悪かったのだったら最初に分かっていたはずではないですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 大谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

変更の設計の内容でございますけれども、当初私が平成30年のときに保健センターのほうの担当になりまして、そのときに道路が延長という形でお話があって、すぐ移転しなければならないといった中で、いろいろな関係部署と検討委員会のほうを立ち上げて協議をさせていただきました。その中で、一番重要となる工期期間というのももちろん重要ですが、移転しなければならない時期、お尻のほうが決まっている中で、そういった一方で財源、こちらのほうの確保というのも財政当局のほうといろいろ補助金が使えないかどうかとかいう中で協議をしてきた状況でございます。その中で、今回公共施設適正管理推進事業債という形の起債を活用して行うということに決定したわけなのですが、当初3億5,000万という金額、こちらは町の財政事情を最大限その当時勘案して、3億5,000万円という予算ありきの中で今回の事業の設計を行ってきたわけです。したがって、理想とする工事ができるのであれば4億、5億、そういった形で予算規模を十分潤沢にあれば対応できるのですが、逆に設計の発注できる金額が3億5,000万円という状況に抑えられていた中で、何を優先すべきかという中で検討委員会のほうでも考えてきました。第一には保健センター機能の移転という部分で、これは避けて通れないものなので、新規の部分、ここを中心に予算を割り振った中で、そのほか20年以上経過している施設でございますので、建物が非常に老朽化している中で、長寿命化という中で老朽化している部分も必要最小限にという中で、逆に言うと優先順位の高いものから残して、低いものについては当時の設計の中で落としたというような事情もございます。先ほどもちょっとお話ししましたが、増改築工事、新規の工事に比べて、特に土木ではなく建築においてはありとあらゆるものが小さいものの積み上げになりますので、数量一つ変わっても大きな金額が積み上がってくると、結果として大きな金額の変更金額という形になるわけです。議員がご指摘のサッシとか空調とかいうお話もありますけれども、当初についてはもう限られた予算の中で、優先順位をつけた中で当初見送るという形にしましたが、工程会議を行う中で、設計管理者あるいは技術センター、もちろん現場の監督等も協議の中で、今回の増改築を見送って、後で空調をやるという形になると、非常に高額な費用がかかってしまうという形で、開館して空調が使えませんでしたということになってしまうと、それもお金がかえって負担が大きくなってしまいうということも考慮して、当初は苦渋の決断の中で、必要最小限のエアコン設置という形で考えていました。20年以上もっている空調というのは、ほとんどいつ壊れてもおかしくないという形でしたので、開館して使えないというのでは困るという

形で、町長と相談して、財政と何とか調整をしていただいて、空調のほうは追加をお願いをして、議員の皆さんにご承諾を先般いただいたところです。

また、鍵の開け閉めについてもなのですが、通常開閉をしないのであれば、そのまま放置すれば問題ないのですが、やはりこういったコロナ禍で換気重視という中で、このタイミングでやればいいたろうという形でこちらのほうもお願いをして必要最小限で、本当は全てのサッシを外してということをやればいいのですけれども、多額な費用がかかるので、費用を抑えた窓の枠の中に更に窓を造るカバー工法というものを提案いただいて、そちらのほうを町として今回追加で補正のほうをお願いしたいというふうになっております。予測外のものが多数あって、ついつい増額傾向になってしまうのですが、これでも極力抑えている中での追加のお願いという形になっておりますので、ぜひともご理解をいただいて、お願いできればと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 私のほうからでも説明させていただきます。これは昨年度、皆さん御存じのように、3億5,000万円の当初予算を取りました。それから、いろいろその以前に我々協議会立ち上げまして、検討委員会立ち上げまして、視察にも行って、どういう形がいただろうと。将来を見据えた中で複合化が一番いいだろうということで、2か所ばかりいろいろ案があったのですけれども、新たな新築をするか、今のところに複合化に持っていくか。これは、群馬県内で一番早かったのが甘楽町です。町村会の会長の茂原さんのところに連絡入れまして、これを、今から3年前だったと思うのですけれども、視察に行ってきました。この方法が一番いいだろうということで、将来見据えた中で、福祉と保健が一体化していくのが一番いいだろうということで、今のところに建てよう。更に設計をどういうふうにしていこうかということになったわけです。設計もいろいろ指名かけて、設計業務に入っていったのです。ただ、我々が懸念しているところは、設計屋だけですと、やっぱり管理者というのがいなくてはならないのです。監督員は、先ほど言った茂木課長が監督員なのです。それと、JV編成を組んで、2社JVだったのですけれども、それで行って、今の業者が2社JVが落札しているのです。その中で、ただ管理者がいなくては我々も心配ですから、設計屋さんと業者だけですと駄目というのは、それは私が懸念していたことですから、その中でいろいろ相談した中で、群馬県の技術センター、あそこはプロフェッショナルがいっぱいいるのです。多分職員も30人、40人いるのです。その方を一回、多少お金はかかるけれども、その方に入ってもらうと。そうすることによって、設計屋さんが設計した単価でなくて、ダブルチェックが入るわけです。その方が現場も見て、単価も全部見てもらうという状況をつくっていったわけです。安価な金額で相談に乗っていただいて、以前も千代田町も今現在も、またほかの件でもお世話になっているのですけれども、そこにダブルチェックを含めた中で入れてきたわけです。そうしましたら、先ほど茂木課長のほうが20年と言っていたの

ですけれども、あそこは30年です。30年がちょっと欠けるのです。私の記憶ですと平成5年、8年頃にあそこはつくった物件なのです。そうしますと、先ほどご案内があったように、町民プラザのほうも空調が、平成4年のときに立ち上げて、空調設備、毎年お金がかかっているのです。ですので、あそこもやや同じなのです。平成5年、6年頃の竣工なのです。空調をそのときから一切入れていないのです。ただ、あそこは指定管理者ですから、建物は町の土地なのです。ですから、町の一般会計から修繕のほうは捻出しているわけです。そう考えていきますと、これからもまたお金がかかるか、そういうことも我々もあるわけです。更にはあそこに入っている空調屋さんのほうが、これつけてもまた壊れますよという指摘もあったわけです。これをまた新たに竣工して、12月1日予定しているのですけれども、すぐ壊れましたでは困ってしまうということで、これでは思い切ってそれも入れ替えようと。今議員のほうから指摘があったアルミサッシも含めて、当初は限られた予算の中で我々も入札を執行していったわけです。その中でやっているうちに、皆さんも御存じのように、1軒のうちでも同じだと思うのですけれども、予算があるわけです。そのうち、新築ではないですから、新築も含めてですけれども、やっているうちに、ここをこうしよう、ああしようというのが必ず出てくるのです。予算どおりにいかないわけです。その中で6月のときに、当初は3億5,000万だったと思うのです。6月のときに2,500万の追加があったわけです。今回更にまた、これは最終日にまたやるのですけれども、これが今回5,576万という経過があるわけです。メインは、一番金額背負うのが空調なのです。その中で、当初の予算より若干オーバーをしてしまうと。昨年の予算より数千万、これは最終日にまた説明しますけれども、そのような状況になっていっているわけです。ですので、先ほど茂木課長がお話しされたように、ご理解いただきたいと。更には金額については、先ほど述べたように、ダブルチェックが入っています。設計屋の単価で適正かどうかというのが入っていますから、それをチェック入れるのが群馬県の技術センターのプロフェッショナルが来て、そのようなことも行っております。これはちょっと高いと。高いやつは下げて、これが適正だろうという単価も行っております。安いに関してはそのままいいのだよということも言っております。実は私もちょっと経験があるのですけれども、施工業者というのは、更にはボルト1本でも全部積み上げてくるわけです。そういうのは認めませんよという話で先月も、これは監督員の茂木課長、あと向こうの太田の設計屋さん、技術センターと施工業者と話し合った中で、以後についての、ボルトとかそういうものを全部積み上げてきますから、これがそれ相応の金額になっていくのです。これはもう認めませんよということで、はねてあります。そういう状況で、今現在来ているわけです。これで最終的にこの単価で、最終日にまた皆さんにご理解いただくわけですが、そのような単価で進んできている状況であります。先ほど、くどいようで申し訳ないのですけれども、1軒の家を造るにしても予算がある。ただ、予算があるけれども、進めていく中で、ここはあれかなと。もう少し豪華なものにしていくか、ここはもう少し下げていこうか、これの増減額というのが最終的にこういう金額に反映してくるわけです。ひとつご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 詳細な説明ありがとうございます。例えて言うなら、町長がおっしゃったように新築で言えば、予算が例えば2,000万しかない。1軒の家で。だけれども、それで何とかやりくりをして家を建てたけれども、翌年になったらちょっとお金があったので、カーポートも造りましょうかみたいなことだと思うのですけれども、それはそれで茂木課長、そういうことでしたら、我々そういう事情を今知ったわけなので、その辺は全協なりで、実際こういうことで頑張ってきたのですけれども、こういうことで必要になったのですという、そういう説明があってよろしいのではないかなと思います。ただ単に、こう増えましたよというだけではなくて、こういうことで頑張ってきたのですけれども、こういうところを直したいのですよとかというのは、ふだん事あるごとに我々議員に説明をしたらいいのではないかなと思います。

先ほどコロナワクチンの冷蔵庫の件で、電源別にしたとおっしゃいましたよね。例えばの話、今ちょっと前に問題になったのが、コンセントが抜けていて、冷えていなくて駄目になったという事例がよその自治体でもありましたけれども、電源別にするというのも大切なことだと思うのですが、発電機なりというのは、万が一、例えば台風やら何やらで停電するということもあると思うのです。電源は別だって、全部が停電してしまえばどうにもならないことなので、例えば冷蔵庫だけを動かせるだけの発電機を用意しているとか、あるいはないのであれば用意しなくてはと、そういうお考えはありますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

既存の施設については、必要最小限の非常用電源がありますけれども、ワクチンのディープフリーザーのほうとは接続されていない状況です。それで、現在の保健センターにもディープフリーザーの冷蔵庫がございますが、そちらについては保健センターのほうは非常用電源がないものですから、エンジンつきの市販されている発電機のほうを既に購入をして、定期的に点検をして、始動確認をして、万が一のときにはそちらのほうを使って、アナログ的ではありますが、対応させていただく予定で現在運用しております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 茂木課長、今話を聞いていてちょっと思ったのですけれども、今回もまた予算がぎりぎりの中でというふうなお話があったのですけれども、まだやり残したことがあるのかどうか。例えば今回積立てとか予備費というのがあるのです。自分の会社だったら、今回ちょっと積立て延ばして、先にこっち必要だからやろうとかあると思うのですけれども、その辺でもうどうしても

というのはないような状況なのかをお聞きしたいのと、やっぱり実際できてから、実際運営すると、またこれが足りなかった、あれが足りなかったというのがあるのですけれども、それについては特にあらかじめ予算を見ておくというよりは、そのときは予備費で対応するというような感じなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 森議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回上げさせていただきましたこちらの補正をもって、今回の千代田町総合保健福祉センターの増築改修工事についてはおおむね予算という形で、これで最終的な形になろうかと思っております。最終日に変更契約の締結の議案を上程させていただいているところではございますが、仮にそちらのほうご承認いただけた場合には、差引きすると、本当に少ないのですが、70万円ぐらいの予算残が出るのかなという形で現在見込んでおります。設計事業者、あるいは現場の監督とも相談をして、ほぼほぼこれでもう追加的なものはないだろうというような形で協議のほうを行っております。今後、金額によっては小さいものがまた多少追加だったりする場合も出てくるとは思うのですが、そのときは協議をして、何とか事業者さんのほうで企業努力で対応いただけるものについては何とかお願いをして、どうしてもちょっと厳しいものについては、また大変申し訳ございませんが、別の機会に補正予算、あるいは何か予備費等でまた議員さんのほうにご相談をさせていただいて、施設の適正な運営のほうに努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど私のほうも、今現在も幾つかボルト1本とかそういう積み重ねていきますと、それ相応の単価になってしまうのです。そういうのは、一旦は全部断っております。もう終わりですと。ただし、重要なことについては、これから若干出てきた場合は、また報告させていただきたいと思っております。皆さん御存じのように、今年から稼働始めた太田市ほか3町、このごみ、当初予算が380億ぐらいだったと思うのです。やっている途中に、あれが足りない、これが足りない、四十数億の追加がありましたよね。やはり建築等々のこういう建物、特に特殊な物件については特に出てくる。消防においても、当初、たしか私の記憶で20億ちょっとかなと思ったのです。最終的には3億近くの追加があったということなのです。入札かけたら若干の余剰金が出たということなのです。これから、千代田町の単独でやっているのは複合施設なのですけれども、斎場等もこれからまだ計画されているわけです。そうしますと、当初予算と追加が幾つかあって、最終的にはこれもやらなくてはならない。どうせだからここで投資してやっておこうということをいろいろ考慮した中で、それで建築一つの製品が仕上がるのかなと思っておりますので、ここは先ほど述べたように、管理者というのを技術センターに委ねてダブルチェックを入れながら、これは適正な価格、適正な工事ができるように行っております。ご理解のほどお願いします。あまり単価を安くしますと、近隣のどこかの町と同

じように、1年もたたないうちに雨漏りができてしまうと困りますので、ぜひご理解をしていただければと。よろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） すみません、確認なのですが、先日全協で説明を受けたのですが、花火の打ち上げの件なのですが、広報とかでもクラウドファンディングで9月上旬から始まると載っていたと思うのですが、初めての試みでいろいろ大変なところがあると思うのですが、クラウドファンディングはいつ頃から始まるのでしょうか。

それと、もう一つ、ふるさと納税なのですが、今現在どのくらいの金額になっているのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

クラウドファンディングの募集の関係でございます。当初は確かに9月上旬ということで予定しておったのですが、若干準備等の遅れがございまして、9月の中旬から10月の中旬というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） ふるさと納税の関係のご質問にお答えさせていただきます。

手元に詳細資料はございませんが、令和2年度から比べると大分上回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 花火の打ち上げの件なのですが、町民の皆さんが楽しみにしていますので、どうぞうまくできますように、速やかにお願いします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 2つあります。それぞれ詳細に教えていただければなというところなのですが、まず23ページでございます。障害者自立支援事業のところの上から2つ目のポチ、訓練等給付事業のところでは就労継続支援A型、B型があって、人が増えたというのはちょっとご説明にあつたかなと思うのですが、補正予算なので、当初の人というのは多分最初の予算で分かっていたと思うのですが、例えば障害者の方が引っ越されてきたのか、あとは障害者になってしまっただけで就労支援を受けるような感じになったのか、その辺がもしかしたら、金額も張るのですが、1人当たりの補助金額

が大きいのかもしれないなとは思っているのですが、その辺がちょっと詳細に聞ければなと思っています。

もう一つなのですが、33、35ページというのでしょうか、公債費のところなのですが、元金が減ったので、利子が減りましたみたいなご答弁だったかなと思うのですが、元金が456万7,000円減って、利子が834万9,000円減るので、数字のマジックなのかもしれないですけれども、元金が減る以上に利子が減るのでいいのですけれども、その辺の詳細を教えてくださいなと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えさせていただきます。

訓練等給付事業の就労継続支援扶助費についてでございます。まず、こちらの内容を簡単にお話しさせていただきますと、一般企業などでは就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものでございます。AとBがございますが、Aのほうが雇用型といいまして、Bのほうが簡単な軽作業をやるほうの区分となっております。

対象の人数が何人増えたかというところですが、人数が増えたのは本当に数人というところですし、そのほかにも要因がありまして、1人当たりの利用日数、利用時間が増えているということもあります。また、今回こちらの項目で補正を上げさせていただいておりますが、全体的に基本報酬の見直しがあったことも一つの要因となっております。それ以外にも、現在はコロナ禍でして、今までにないような加算がありましたし、そういった点もありまして、複合的な要素ではございますが、そういった全体的給付の事業費を押し上げている要因は、人数の増、利用時間の増、そして基本報酬の増、それとコロナ禍での利用の幅の拡大という点でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、償還金の関係でご質問にお答えさせていただきます。

元金に比べて利子のほうが確かに減額の金額は大きいこととなります。これは起債、借金なのですが、借りたときに、元金については据置期間というのがございますので、先行して利子から払っていくというような形になりますので、こういった形になるということでございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 私自分で借金をしたことがそんなにないので、なかなか分かりづらかったのですけれども、よく家のローンを組むとき最初は利子だけ払っていくというようなことを聞いたりはするのですけれども、そういう感じなのでしょう。もうちょっと、元金を返すと元金以上に利子が減るのですけれども、最初の頃に返したから利子を多く返さなくて済んだというのですかね、そんなようなのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） 引き続き、それでは元金、利子の関係なのですが、特に国の資金とかを借り入れる場合、例えば20年の償還期間がありますと、その20年の前に元金を返さない期間が2年、3年あるのです。それは決まり事になっておまして、元金を払わないで利子だけを払っていくと。そういった決まり事になっておりますので、千代田町自体が元金をなしにしてとか、そういったことはできないので、決まりの中でこういったことが動いておりますので、そこはご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

10番、高橋議員。

[10番（高橋祐二君）登壇]

○10番（高橋祐二君） 19ページ、町有車ですか、俗に言う青パトですよ。以前、数年前ですか、青パトに乗るには資格が要るということで、議員全員も講習を受けたり、町職員の方も多くの方が講習を受けたと思うのですが、こんなに多く受けても町に青パトは2台しかないということで、乗るチャンスはないよというようなことだったのですが、この400万近くする車、四駆で立派だと思うのですが、町の規模を考えると、質より量ではないかなと。大谷議員も質問あったと思うのですが、軽バンだったら、うまくやれば4台ぐらい買えるのかなという気がします。だからぜひその辺ももう一度検討していただければなと思います。

あともう一つ、23ページの福祉センターの件で、昇降機の保守委託料、自動ドア保守委託料、これは引渡し終わって、3月末までの委託料でよろしいのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えさせていただきます。

今回、交通指導車の入替えということで、予算のほうを計上させていただいてありますのがSUVの四駆ということで想定して、見積りのほうを取らせて計上させていただいております。先ほど大谷議員のほうの答弁でも申し上げたのですが、交通指導車につきましては、災害、車両広報等々、特殊な部分でも使う部分がございます。特に交通指導車ですと交通規制、火災の場合ですとか災害の場合に車道に止めて、それで人が作業をする部分もございます。できればそういった認識、大きめの目立つような車で人の安全も考慮しながら、そういった対策、対応のほうにも当たりたいという部分もございます。そういった部分で、今回そういった形で見積りのほうを取らせていただきましたので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

総合保健福祉センター管理運営事業の中の昇降機保守委託料及び自動ドア保守委託料につきましては、開館後の4か月分の予算を計上させていただくものでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、川田議員。

[9番（川田延明君）登壇]

○9番（川田延明君） ちょっと確認させてください。住宅リフォーム補助事業の関係なのですが、200万円予算、これは今の時期に10件分ですか。たしか。20万円が上限で補助していると思うのですが、実際に今何件あって、何件分を見込んでいるのか。それと、この事業、予定よりも随分件数が増えているかと思うのですけれども、上限をしっかりと設けて今後やるのか、どんなふうにするのか。300万から200万という500万円の予算になると思うのです。上限大丈夫かなとちょっと心配しているのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） 住宅リフォーム補助金についてのご質問でございますけれども、令和3年度につきましては5か月が経過したところでございます。現在、件数にして21件で、補助金の申請額が299万4,000円となっております。そんな関係で今回補正のほうをさせていただいたわけでございますけれども、200万円の根拠といたしましては、補助金の上限額が20万円ということでございます。また、これまでの年度下半期の実績から10件分を見込んだ金額というふうになっております。今後、この制度の見直しをするかどうかというところかと思っております。その辺は他の市町の制度を参考にさせていただきまして、例えば補助金の限度額を減額するとか、そういった見直しをいたしまして、今後もより多くの方に支援できるような内容に検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 9番、川田議員。

○9番（川田延明君） 制度としてはいいことだと思っています。ですから、今課長の説明にもありましたけれども、数多くの方が受けられるような制度にしてもらいたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大澤議員。

[4番（大澤成樹君）登壇]

○4番（大澤成樹君） 27ページです。先ほど来追加のお話がありまして、私違う観点からお話を聞

きたいのですが、当初の予算に2,500万、また557万、最終日に5,576万が追加されるということございまして、12月の開所に向けて、工程的に問題がないのかどうかというところについてお聞きをしたいと思います。

それから、29ページのクラウドファンディングを使った花火の打ち上げなのですが、全協のときに200万以上集まってしまったらどうするのだというようなお話あったかと思うのですが、不測の事態が起こった場合の対応について全協の中でお聞きできなかったなと思いますので、200万円集まらなかったときどうなるのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、31ページの中学校の修学旅行についてでございますが、今回もキャンセル料の支援金ということで、保護者の皆様にとっては町のほうで補填をしていただいで、大変ありがたいところなのだろうと思います。また、昨日のニュースで緊急事態宣言の延長ということもございまして、現在把握している修学旅行についての今後の予定についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの総合保健福祉センターの増改築工事ですけれども、当初の契約予定どおり、工期については10月の中旬を終了という形になっております。現時点では現場のほうもかなり大詰めを迎えている状況ではあるのですが、設計管理者のほうと確認している中では予定どおりの工期で現在進めていくという形で調整が図られているところでございます。

なお、完成後、2週間以内に建物の検査を受けての引渡しという形になりますので、10月の下旬ぐらいには町の管理下という形になろうかと思っております。

それと、引渡しの前に法定の検査がございまして、そちらは検査センターの建築基準法上の確認であったり、あるいは消防署のほうの立入検査だったり、その辺は随時事前協議の中で進めている状況ではございますが、そちらのほうもうまくいけば予定どおり10月下旬には引渡しになるという形になろうかと思っております。

なお、引渡し後に、ネットワーク関係、電話関係、それからOA機器等の設定、そういったもののもろもろの内部工事のほうが別途工事では入りますので、それと引っ越しの作業という形で、こちらの引っ越しも、引っ越し業者に頼まず自前で1か月間少しずつかけて、12月1日には全面オープンという形で現在進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

クラウドファンディングについてのご質問でございます。まず、クラウドファンディングでございますが、これはインターネット、あるいはSNSなどを利用いたしまして、不特定多数の個人から事業やイベントを実施するための資金を広く募集すると。調達する方法ということになります。

ご質問の目標に達しなかったらどうするのだというご質問でございます。これにつきましては、目標額を達成できるように、周知、PRを積極的に行っていきたいというふうに思います。また、SNSだけに頼るのではなく、これまでの寄附の実績があるところなどに口コミで依頼をできればというふうに考えております。これについては、職員も一丸となって、目標額を達成できるようにPRに努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） 中学校の修学旅行の件でございますが、今後の修学旅行の予定ということでございます。現状では新型コロナウイルス感染症の拡大というものが見通しが立っておりませんので、中学校のほうでは期日、また旅行先については、今のところはまだ未定ということでございますが、感染状況を注視しまして、感染リスクの少ない地域で、また近場ということを考慮しまして、日帰りであっても実施できるように検討しているということ聞いております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） まずは、施設の増改修については工程どおりしっかりとできるということで、先ほど来、突貫工事みたいなことになって、1年後に雨漏りがするというようなことがあってはならないというような町長のお話もございましたので、工程どおりにできるということであればよかったなというふうに思っております。

クラウドファンディングなのですが、はしりの頃は黙っていてもお金が集まる状況があったのですが、なかなかそれを利用して、お金だけ集めて事業を行わないとかというような人たちもいるようでありまして、なかなかシビアになってきているところがあるのです。自治体がお金を集めているから集まるのだという今状況でないところもあります。ただ、今荒井課長から熱い思いはお聞きしましたので、しっかりと集めていただけるのだろうというふうに思いますが、その辺がちょっと心配だなと思うところがありましたので、お聞きをさせていただきました。集めましょう。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） クラウドファンディングなのですがけれども、先ほど述べたように、9月半ばから約1か月かけて、キャンプファイヤーを通して集めるように、目標額は200万ということなのですが、今議員が述べたように、もし集まらなかったらという部分でなくて、集まり過ぎてしまったからという話もあるわけです。そのときはまた皆さんと相談しながら、集まらないことはないように、全身全霊で必死になって集めるようにいたしますので、皆さんもこれは選挙法の関係がありますから、皆さん本人が寄附とはいかないと思うのですが、ぜひ知り合いには声かけていただいて、町の体制ではまず駄目ですから、何やるにしても。ぜひ知り合いがいたら声かけていただいて、町でこういうことをやるのだよということをぜひPRしていただければありがたいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） 21ページをご覧いただきたいと思います。総務費の中の町制40周年記念事業、この中で、町40周年、非常にうれしい催し、事業になるかと思ひます。そして、この内容的に、先ほど説明のあった中で、町の町勢要覧を作成という説明がございました。どのような内容にするのか、概略、そしてまたスケジュール、また現在コロナ禍ということで、いつ頃の計画でどのようにできるのか不安もあるのですが、今考えていらっしゃるこの説明をお願いしたいと思ひます。

それから、もう一つなのですが、33ページ、ちょっと細かい質問で恐縮なのですが、一番上段の工事請負費の中で図書館施設管理事業とございます。これは具体的にどのようなものをするのか、ひよっとしたら私聞き漏らしているのかもしれませんが、お教えいただきたいと思ひます。

もう一つ、最後になります。真ん中の備品購入費のところでは東部運動公園施設管理事業、公園整備あるいは遊具の整備かと勝手に思っているわけなのですが、これも具体的にご説明いただければありがたいです。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、まず、町勢要覧からお話をさせていただきます。

こちらの補正予算で計上させていただいて、可決いただきましたら早速業者選定等行いまして、今年度中をめどに作成をできればと考えております。

また、来年度の事業につきましては、今いろいろと内部で検討しているところでございまして、また決定しましたら議会にご報告をさせていただきたいと思ひます。やはりこの中で一番、コロナ禍がどの程度来年も続くか、また収まるかというところもございまして、そういったことも考えながら検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

まず、33ページの図書館施設管理事業の施設改修工事費の具体的な内容でございます。こちらの工事につきましては、屋上防水の改修工事となっております。こちら雨漏りが図書館内で発生しておりまして、そちらの原因を調査しました結果、屋上に設置されております配管アート、それとその周辺に亀裂が発生しておりまして、そこから雨が漏れているのではないかとということでした。そのため、今回配管アートを撤去しまして補修するとともに、周辺に防水処理を施す、そういった工事を行うものとなっております。

続きまして、東部運動公園施設管理事業の備品購入費でございますが、こちら具体的な内容としましては物置を購入するものでございます。こちら備品などを収納するための物置となっております、東部運動公園のコミュニティセンター、こちらにつきましては現在、屋外で使用するための机また椅子、公園内の管理用備品、また体育祭で使用する道具などを置いております。今後、コミュニティセンター内を有効活用するために、備品等を収納するスペースとしまして、今回物置を購入するものでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） 企画財政課長、もうちょっと回答いただきたいのですが、町勢要覧というのは具体的にどのようなことを、また町民に分かりやすくもちろんそれを知らせる必要もあるでしょうし、全戸配布も検討されていると思いますが、もうちょっと具体的に話が聞きたいと思います。

それから、コミュニティセンターの今現在の使用状況を私なりに見ていますと、今回はコロナの問題もありまして、おもてなしマラソン等もなくなりました。あるいは、ほかのイベント等もなくなっていますから、今のところ活用する方法は少ないのかと思いますが、今後コミュニティセンターをもっと活用するためには、今までみたいな物置化していると確かに困っているなと思いました。今初めて話を聞きまして、物置を購入して、そういったことの対応も図るということで、今後利活用ができますように、それはお願いしたいと思います。宗川課長、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） 答弁のほう不足しておりまして、申し訳ございません。具体的な内容ですが、町勢要覧でございますので、町のこれまでの歩みは当然入れていかなければならないかなと思います。

それから、町のおもてなしマラソンだったりとか、町の事業、それから観光、特産、それから工業、産業、そういった面も入れ込んで、やはりこれまでの町、どんなふうに進んで来て、どんなところが魅力があるものかと。千代田町の魅力等も織り交ぜながら、内容のほうを検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。町民の皆さんも、私自身も含めてそうですけれども、非常に楽しいイベントになるかと思えますし、また概要要覧等も期待しています。よろしくどうぞお願いします。

終わります。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

ただいまから11時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時08分）

---

再 開 （午前11時25分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

### ○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第6、議案第37号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第37号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,167万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億887万8,000円とするものであります。補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税を本算定による賦課額の決定により減額し、繰越金及び諸収入を追加するものであります。

歳出では、国民健康保険事業費納付金を医療給付費分の決定により減額いたします。また、基金積立金及び諸支出金をそれぞれ追加するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第37号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の7ページ、8ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入ですが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税では、現年課税分につきましては、本算定によりまして、4月1日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分及び後期高齢者支援金分を増額し、介護納付金分については減額をいたします。

また、滞納繰越分につきましては、前年度までの滞納繰越額が確定いたしましたので、それぞれを減額するものでございます。

次に、7款1項1目のその他繰越金では、前年度事業の確定により、3,887万9,000円を追加いたします。

9ページ、10ページをお開き願います。8款2項6目国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金では、前年度保険給付費等交付金普通交付金の余剰金を受け入れることにより追加させていただきます。

続きまして、歳出ですが、11ページ、12ページへお進み願います。3款1項1目の一般被保険者医療給付費分につきましては、納付金額が決定しましたことから減額するものでございます。

6款1項1目の基金積立金では、前年度繰越金が多く見込めましたことから、国民健康保健事業の安定運営に資するため、基金として積立ていたしたく追加するものであります。

次に、8款1項3目の一般被保険者償還金ですが、前年度の確定に伴い災害臨時特例補助金返還金6,000円及び特定健診等負担金返還金87万7,000円を追加するものでございます。

その下、4目の一般被保険者還付加算金におきましては、還付加算金に不足が見込まれることから追加いたします。

13ページ、14ページをお開き願います。6目の保険給付費等交付金償還金では、前年度の保険給付費等交付金が確定いたしましたので、保険給付費等交付金余剰金を追加させていただくものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第7、議案第38号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第38号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,164万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,954万7,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、保険者機能強化推進交付金等の内示及び歳出の地域支援事業費の追加に伴い、法定負担割合ごとに、国、県支出金等の財源を増額し、繰越金では、前年度決算により繰越金を追加するものであります。

また、歳出については、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金を追加するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第38号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、歳出の地域支援事業費の見直しや財政調整交付金の交付決定等を受けまして、減額するものでございます。

3款2項国庫補助金、1目の財政調整交付金では、介護給付費財政調整交付金の交付決定に基づきまして、減額いたします。

2目の地域支援事業交付金につきましては、歳出4款の一般介護予防事業費等の追加に伴いまして、その財源として、法定負担割合分の4万円を追加するものです。

6目保険者機能強化推進交付金及び7目介護保険保険者努力支援交付金では、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止及び地域支援事業を充実し、介護予防を図ることを目的に措置される交付金ですが、それぞれ交付決定を受けまして、追加させていただくものでございます。

4款1項支払基金交付金の2目地域支援事業支援交付金から、9ページ、10ページの7款1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、ここまですべてにつきましては、3款2項2目同様に、歳出の地域支援事業費が追加されることにより、その財源を法定負担割合ごとに追加するものとなっております。

その下、8款1項1目繰越金では、前年度決算の剰余金額が確定しましたので、追加いたします。

続きまして、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、2款1項介護サービス等諸費から、飛びまして、15ページ、16ページの上段となりますが、2款6項高額医療合算介護サービス等費、ここまでの各項目につきましては、介護給付費財政調整交付金が減額になりましたことから、それぞれ必要な財源補正を行うものとなっております。

15ページ、16ページ中段の4款1項3目高額介護予防サービス費相当事業費では、受給者の増加が見込まれることから追加し、その下、2項1目一般介護予防事業費では、介護予防教室参加者の増加が見込まれることから追加するものでございます。

続きまして、17ページ、18ページへお進み願います。5款1項1目基金積立金については、介護保険料収入の剰余分を介護給付費準備基金に積立ていたしと追加させていただくものでございます。

7款諸支出金、1項2目償還金では、前年度分の国庫支出金等に係る精算返還金を追加し、3項1目他会計繰出金では、前年度決算の確定に伴いまして、一般会計繰入金の剰余分を繰り戻すために追加するものとなっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

---

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第8、議案第39号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第39号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ895万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億895万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、第5款繰入金に、収支の均衡を図るために96万6,000円を追加いたします。

第6款繰越金では、令和2年度の繰越金が確定いたしましたので、799万円を追加いたします。

歳出では、第1款総務費において、支出の見込みがなくなった住居手当について30万円を減額し、第2款事業費では、公共ますの設置要望箇所が多いことから、5か所分の公共ます設置工事費として126万5,000円を追加いたします。

第4款諸支出金では、先ほどの歳入でありました令和2年度の繰越金を一般会計へ繰り出すため、799万1,000円を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

---

### ○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第9、発議第2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、高橋議員。

[10番（高橋祐二君）登壇]

○10番（高橋祐二君） 発議第2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年2月9日付にて、標準町村議会会議規則の一部改正が行われました。今回の改正内容は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席理由の整備をするとともに、出産について、母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

このことから、千代田町議会会議規則においても同様の改正を行うものであります。

なお、この規則の施行期日につきましては、公布の日からとなります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

---

### ○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第10、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、高橋議員。

〔10番（高橋祐二君）登壇〕

○10番（高橋祐二君） 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼし、国民生活への不安が続いている状況にあります。この中で、地方財政は、来年度において巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面し、地方自治体においても、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応が迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国に対し、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、強く要望するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

---

#### ○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（柿沼英己君） お諮りいたします。

日程第11、認定第1号から日程第15、認定第5号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号 令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第12、認定第2号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第13、認定第3号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第14、認定第4号 令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第15、認定第5号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 認定第1号 令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、令和2年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症が全世界に広がりを見せ、本町においてもその影響を大きく受ける中、国、県の支援策に加え、町独自の支援策についても積極的に実施いたしました。これらの新型コロナウイルス感染症対策予算を計上したことにより、一般会計の最終予算総額は70億1,378万8,000円となり、過去最大の予算額となりました。しかしながら、依然として感染拡大は収まらず、本町といたしましても、希望する方々へのワクチン接種を早期に実施できるよう体制の強化を図っているところであります。

このような状況の中、本町においては町民皆様の安全安心な生活と福祉及び教育環境の向上を図るべく予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入総額68億3,252万3,206円、歳出総額62億6,161万898円となり、差引額は5億7,091万2,308円となりました。これから翌年度への繰越額2億1,424万1,000円を差し引いた実質収支額は3億5,667万1,308円となりました。今後も新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れないものと感じておりますが、令和2年度について一応の成果と結果をご報告できますことは、議会をはじめとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げます次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず、歳入であります。自主財源の根幹をなす町税については、個人町民税は、台風などの影響により農業所得が大幅に減少し、法人町民税では、税制改正により税率の引下げが行われたことにより、個人、法人ともに減額となりました。

また、固定資産税では、土地分は農地等から雑種地への地目変更などにより微増となったほか、家屋分は新築が増加、償却資産分についても企業の投資により増加し、総額は増加いたしました。これらの要因により、町税全体については、前年度比4,812万5,000円の増額となっております。

依存財源の中心となる地方交付税については、幼児教育・保育の無償化に要する費用が基準財政需要額に算入されたため、前年度比2,906万9,000円の増となりました。

また、国庫支出金では、特別定額給付金に係る支出額について、全額国庫補助金が交付されたため、前年度比14億770万1,000円の大幅な増となりました。

財源の内訳では、自主財源比率が50.9%で、残りは地方交付税や国、県支出県などの依存財源で49.1%となり、自主財源比率が前年度比で大きく下がっております。これは、先ほどの特別定額給付金に係る国庫支出金の大幅増によるものであります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対する執行率は89.3%であります。令和2年度では、継続事業となる地方創生関係事業の移住定住促進事業やふるさと応援寄附金制度充実事業などを積極的に実施したほか、令和元年度からの繰越事業にも取り組んでまいりました。

主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策において、特別定額給付金や子育て世

帯への臨時特別給付金を早期に給付したほか、ワクチン接種体制の整備や地方創生臨時交付金を活用した町独自支援策にも取り組みました。

都市基盤の整備では、繰越事業となっていた都市計画道路の工事を実施し、その延伸部分について用地取得を進めたほか、舞木土地区画整理地内の公園を年次的に整備し、住環境の向上を図りました。

公共施設の老朽化対策では、保健センターと総合福祉センターの複合化工事に着手し、時代に即した公共施設の適正配置と長寿命化に取り組んでおります。

その他、衛生環境の向上、農業振興対策、高齢社会対策や健康づくりの推進、教育、保育環境の充実など、行政全般にわたり取り組みました。

主な財政指数である財政力指数については0.802で前年度と同水準であり、また経常収支比率については93.2%と、前年度より2.1ポイント改善しておりますが、依然として高い水準にあります。財政健全化判断比率については、全ての比率が早期健全化基準を下回っており、比率は算定されておられません。実質公債費比率においては5.3%と、0.7ポイント改善いたしました。

令和2年度に策定した第六次総合計画に定める町の将来像に向けたまちづくりを実現するため、行財政改革を着実に推進し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っております。無職の方や退職者など被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べると、平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

本町の国民健康保険事業については、医療費抑制を念頭に事業運営に当たっておりますが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えもあり、保険給付費や1人当たりの医療費は減少しております。特定健診をはじめとした保健事業や医療費適正化事業による医療費の抑制を図り、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に努めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額12億3,331万5,603円、歳出総額11億8,443万5,672円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の4,887万9,931円となりました。歳出では、予算現額に対しまして96.5%の執行率でありました。

保険制度改革により、平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりましたが、今後とも国民健康保険における相互扶助の趣旨や公平な保険税負担の啓発を推進するとともに、町が担っていく保健事業や医療費適正化事業について、更に積極的に取り組んでまいります。

次に、令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より開始され、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引渡しなど、高齢者の方の安定した医療が守られるよう被保険者と広域連合との

橋渡しの役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額 1 億3,098万8,484円、歳出総額 1 億2,919万9,506円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の278万8,978円となりました。歳出は、予算現額に対しまして96.3%の執行率でありました。

今後とも、更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、高齢者の安定した医療が守られるよう、関係機関と協力しながら、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康増進や医療費適正化に努めてまいります。

次に、令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての人が被保険者となり運営しております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢化の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的な事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額10億4,128万9,272円、歳出総額 9 億6,926万1,631円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の7,202万7,641円となっております。歳出は、予算現額に対しまして96.8%の執行率でありました。

令和2年度末における要介護・要支援認定者は479人で、前年度に比べ13人増となっております。また、介護サービス利用者数は年間で延べ4,592人となり、前年度同数となっております。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の3年目に当たり、被保険者数の増加傾向は近年同様ながら、低所得者の保険料軽減施策もあり、保険料収入は減少しました。

また、歳出面においては、保険給付費が増加しましたが、収支のバランスは適正範囲であり、今後も介護給付費適正化事業や介護予防事業などの取組みにより、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次、区域を拡大しながら管網整備を進めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額 2 億5,403万3,900円、歳出総額 2 億4,604万2,785円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の799万1,115円となりました。歳出は、予算現額に対しまして98.7%の執行率でありました。令和2年度の事業では、管渠築造工事を推進工法で117.3メートル、開削工法で439.6メートルを実施いたしました。

今後も下水道への接続の促進を図り、快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていた

だきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

[監査委員（白石正躬君）登壇]

○監査委員（白石正躬君） それでは、令和2年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和2年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、去る8月4日、5日及び10日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め、総体的にほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標については、町の財政力を示す財政力指数が0.802で、前年度とほぼ同水準であり、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が5.3%で、前年度より0.7ポイントの改善がなされております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.2%で、前年度より2.1ポイント改善されており、継続した改善への取組みが数値に表れたものと思われまます。

歳入については、自主財源の根幹である町税の収入未済額が前年度より642万円も減少しており、滞納整理の取組みの結果と評価いたします。今後も住民負担の公平性を確保するため、引き続き収入未済額の圧縮に向けた取組みを望みます。なお、私債権における未納額の不納欠損については、法令に規定する手続を踏まえ、適正に実施されるよう望みます。また、現金収受の取扱いについては、現金領収証の使用や納入通知書の再発行における台帳管理など、確実に履歴が残る運用が行われるよう望みます。

歳出については、各種事業の展開に当たり、総合計画及び総合戦略を柱とした計画的な実施に努められ、新型コロナウイルス感染症対策などの新たな行政課題にも適切に対応がなされておりました。なお、感染症対策として、備品購入を数多く行っておりますが、台帳整備を確実に実施するなど、適正な管理がなされるよう望みます。また、各種団体が受けた補助金については、諸事情により活動を行えなかった場合など、年度内に補助金の清算を実施することに加え、補助金の目的に沿った活用がなされるよう、町当局の団体への指導を望みます。

令和2年度一般会計決算では、基金残高は減少、公債費残高は増となっておりますが、単年度収支は約1億4,000万円の黒字、財政調整基金を加味した実質単年度収支は約1億7,000万円の黒字と、令和元年度は双方とも赤字であったことを鑑みると、大幅な財政運営上の改善がなされております。これからも時代に即した事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うとともに、新たな財源を積極的

に確保し、適正な財政運営が行われるよう望みます。

結びに、行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して審査意見といたします。

○議長（柿沼英己君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置して審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和2年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は令和2年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には7番、大谷議員、副委員長には5番、酒巻議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定5件は、一括して特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

---

### ○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから16日まで休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、16日まで休会といたします。

なお、10日金曜日は午前9時より文教民生常任委員会、午後1時半より総務産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 零時26分）



## 令和3年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年9月17日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定  
認定第 2号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 3号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 4号 令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 5号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議案第40号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 議員派遣の件
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	小林	正明	君	12番	柿沼	英己	君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	柿沼孝明	君
企画財政課長	宗川正樹	君

会計管理者 兼税務会計課長	高 田 充 之 君
住民福祉課長	須 永 洋 子 君
健康子ども課長	茂 木 久 史 君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	荒 井 稔 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会 事務局 長	久 保 田 新 一 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農業委員会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 弘 明
書 記	森 田 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(柿沼英己君) おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長(柿沼英己君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件につきましては、本定例会2日目の9月9日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、大谷議員。

[決算審査特別委員長(大谷純一君)登壇]

○決算審査特別委員長(大谷純一君) 委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。令和3年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。認定第1号 令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、令和3年9月9日。審査年月日、令和3年9月13日、14日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(柿沼英己君) ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(柿沼英己君) ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 令和2年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 令和2年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

---

#### ○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第2、議案第40号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第40号 工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

千代田町総合保健福祉センター改修増築工事につきましては、工事請負契約が5,000万円を超えることから、去る令和2年12月11日に議会の議決をいただき、これまで改修増築工事を進めてきたところであります。工事の施工については、新築工事と異なり、改修増築工事であることから、現場の解体や増築を進めていく中で、当初予定していなかった部分として、建物の雨漏り対応のための屋根や

外壁の防水工事をはじめ、既存の空調機器やサッシの老朽化による入替え工事、施設内の案内表示の追加工事、大型会議室に係る音響設備や展示用照明器具取付け工事などの各種追加工事が必要となり、その工事分等として、3,880万8,000円を増額し、変更後の契約金額を3億7,980万8,000円とするものであります。

詳細については健康子ども課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、議案第40号 工事請負契約の変更について詳細説明を申し上げます。

町長が申しあげましたとおり、千代田町総合保健福祉センター改修増築工事の施行に伴いまして、当初予定しておりませんでした。現場の解体や増築を進めていく中で、やむを得ず追加工事が必要となりました。そこで、現契約が5,000万円を超えますことから、工事請負契約を変更することにつきまして、議会の承認、議決をお願いするものでございます。

それでは、議案第40号の参考資料のほうを基にご説明を申し上げます。お手元のほうへ資料のご準備をお願いいたします。千代田町総合保健福祉センター改修増築工事についてという形で、1番、主な手続についてという形で、平成30年の4月からこちらの検討委員会のほうを立ち上げまして、工事の着手に当たるまで様々な段階を経て行ってまいりました。1番の一番下のところにありますけれども、令和2年12月1日に入札の落札者のほうが決定いたしまして、記載の事業者となってございます。

また、2番の予算対応についてでございますが、こちら2か年にまたいでの状況となってございまして、令和2年度当初予算で3億5,000万円、また今年度の令和3年度の第2号補正で2,500万円の追加。追加内容の主なものとしては、こちらにあります空調工事、屋根、外壁雨漏り工事、音響設備などとなってございます。また、令和3年度の補正予算の第4号、先般9月の9日のほうにご承認いただきました案件でございますが、557万6,000円の追加という形になってございます。内容につきましては、既存のアルミ建具や既存の扉の鍵の交換、超低温冷蔵庫の電源工事やサイン工事、照明器具取等の取付けなどとなってございます。

また、3番の工事契約の状況でございますが、昨年12月3日に仮契約を行いまして、12月11日に議会のほうに上程をさせていただきまして、ご承認をいただいて本契約という形になってございます。3億4,100万円という形になってございます。また、令和3年9月10日、こちらについて今年度の4号補正ご承認いただいた後に仮契約のほうを締結させていただきまして、本日9月17日に建設工事変更請負本契約に係ります審議のほうをお願いしているものでございます。なお、変更後の金額は3億7,980万8,000円、増額3,880万8,000円という状況になってございます。

また、次の図面のほうでございますが、こちらのほうが最終的な図面となっております。右下のところは2ページ、その裏が3ページという形になりますが、主に当初の部分と変わるところといた

しますと、玄関入ってすぐ左、こちらが住民福祉課事務室、当初は社協事務室という形だった状況です。また、奥の上のほうになりますが、社会福祉協議会事務室というものが表示されておりますが、こちらは当初作業所用の調理室と多目的室という部分でございました。また、プレイルームの上にデッキというのがありますが、当初ここは増築予定でしたが、取りやめをしております。また、右側の会議室3については、当初作業所のスペースという形で予定をしておりましたが、会議室3という形に変更しております。なお、裏面の2ページについては、特段変更はございません。

なお、契約の目的、契約の相手方、契約の方法については、変更はございません。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、高橋議員。

[10番（高橋祐二君）登壇]

○10番（高橋祐二君） 議案第40号の資料に基づいて、私の記憶が定かではないのですが、6月の定例会で補正予算2,500万ここに書いてありますが、そのときの説明で空調工事だけだったような説明の気がしているのですが、その辺、下の屋根、外壁雨漏り工事、音響設備工事などはそういう説明はなかったように思われるのですが、もう一度確認をさせてください。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

空調工事のみというようなご説明ではなかったかと思しますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋議員。

○10番（高橋祐二君） 補正予算の中身、空調工事だけだったようなことで、ほかのことは一切説明なかったように思われるのですが。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 先ほど申し上げたとおりです。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋議員。

○10番（高橋祐二君） 確認します。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 大きく分けて2つ質問があります。

ちょっとやっぱり議員としてもやもやがあるとよくないと思いますので、確認の意味で質問させていただきたいのですけれども、最初木曜日の質問でもあったのですが、当初3億5,000万ということで予算がありました。その中で、いろいろ工事をしたいのだけれども、出てしまって、削って削って、最初3億4,100万円で契約したというような多分茂木健康子ども課長の答弁があったと思うのです。工事をやっているときに、また後から付け足しというと高くなるというような答弁で空調工事とか、その後の補正をするのだということだったかと思うのですが、3億5,000万と最初に出た見積りというのが、企財課長にお尋ねしてもいいのですけれども、最初この金額でやってくれということで、もう頭が仕切られていたから3億5,000万ということの中でやりくりしようとしてこういう見積りになったのか、私から思うと、そういうのがなければ最初から3億8,000万で組んでいけば補正補正とか後出しで、例えば空調をつけるとか、こういうことにもならなかったかと思うのですけれども、何で最初に3億5,000万がありきだったのかというのが疑問点なのです。

あと、次の2番目の質問なのですけれども、最初新築で造るよりも複合化したほうが補助金を受けられるのだという町長のご説明があったと思うのです。後から2,500万、550万というふうに追加したわけなのですが、この辺についての補助金を受けられるのかどうか。最初に取り決めをしたときの当初の金額内での補助金の内容なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、大谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

それでは、1ページの資料の主な手続というところの欄をご覧くださいと思います。丁寧にご説明をさせていただければと思っていますので、お願いいたします。平成30年4月23日のときに、こちらの建設に向けての検討委員会という形で、町長はじめとした委員長になっていただいて、町内の課局長、それから下部の組織として作業部会、建物に関する課長補佐、係長、その辺のメンバーで協議をスタートして、約1年かけて協議を行ったところでございます。2番目に、3月31日付で基本計画の取りまとめというものを行いました。この中には、検討委員会の中で様々な議論をしてきた中で、候補地についても役場の周辺がいいのか、町民プラザの周辺がいいのか、あるいは東部の商業地域のエリアがいいのか、そういったところも議論をした中の結果をまとめたものになってございます。そのまとめた結果の中で、現在の福祉センターと保健センター、そちらのほうを現福祉センターの建物を基本とした複合化にしていくことが、将来の保健、福祉、医療、あるいは施設の長寿命化、財政負担の圧縮、そういった面で複合化が千代田町としては最良の選択だということで、複合化で方針を決定したところでございます。また、一方、3番目の令和元年12月2日に個別施設計画というものを策定しております。こちらについては、群馬県の建設技術センターという専門集団がいる、専門官が複数いらっしゃるそういった集団の中で、特に建築分野にわたってもかなりの知識や経験をお持ちで、そこをお願いをして、こちらの福祉の施設という形で、保健センターと総合福祉センター、そちらの個別施設計画のほうを策定いただきました。その中で、やはり試算というものがその当時になされて、

計画書のほうにもございます。その中では対策費の比較というものがございまして、対策1から3までございます。対策1、保健センターの移転を伴う建て替え優先方針、こちらが5億8,700万円の概算推計見込み。対策2、総合福祉センターへの保健センター機能統合を伴う長寿命化、こちらは施設の改修を含めますが、長寿命化方針を行った場合に3億4,200万円ぐらいの見込みであると。3番目といたしまして、保健センター機能と総合福祉センター機能を統合する複合施設を新たに建設する場合、こちらが約10億円という形で概算の試算が示されて、計画のほうには記載がございまして。こうした中で、こういった背景を踏まえて、4番目のところに令和元年12月5日、こちらのほうに今回の複合化に当たっての建物の基本実施設計の事業者、そういったものを選定するための指名型プロポーザルを実施させていただきました。こちらのプロポーザルに当たっては、基本的な実施要領というものを定めなければなりません。この実施要領の中に、千代田町が意図している保健、医療、福祉、そういった将来を見据えた複合化の施設であること、あるいは長寿命化として老朽化した部分についても更新をしていくこと。その他地域需要等、もろもろ踏まえたそういった条件の下にこちらのプロポーザルのほうを7社指名して、うち3社のほうが参加という形になりました。その実施要領の中には当然基準となる指標をお示しして、一定の条件の中でそれぞれのデザインや設計の金額を提案していただくというような内容でございました。その中で、建設工事については、外構、税を含む3.5億という一つの指標を示してプロポーザルのほうを行いました。こういった背景で一つの3.5億というのがございまして。こちらの3.5億の根拠となるものは、先ほどお話ししました検討委員会での基本計画の取りまとめや個別施設計画、この辺の状況を踏まえて、また財政事情としても大きく2つの要素からこの3.5億という部分を決定したところなんです。1つ目については、町の財政対応可能額、その当時、財政当局とも十分相談し、町長とも相談、協議をした中で、町の財政対応能力、そこを決めて、その予算に基づいて優先度の高い内容の工事を選択しながら工事を発注していくことがいいと。また、2点目については、改修増築工事を実施していく中では必ず追加で必要な工事も出てくる可能性が十分あるので、当初工事予算額は低めに抑えて可能な限り節約をしていく中で進めていこうというような方針の下にプロポーザルの実施要領を定めて行ったところなんです。こういったことから、当然令和2年度の当初予算についても3億5,000万円というものがございまして、ここの上限が決められた中で設計事業者と相談しながら、当初は理想とする部分に関係課局の意見も聞きながら、理想とする部分の設計を行い、そこから金額を見ながら3億5,000万円に追いつくような形で調整を図ってきたというのが経緯でございまして。

また、2点目の新築よりも複合化が、追加分の補助金という形のお話なんですけれども、そちらについては企画財政課長のほうからご説明させていただきます。

以上でございまして。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

追加分について補助金がもらえるかということでございます。この総合保健福祉センターの工事に  
関しては、補助金ではなくて有利な起債を借り入れまして、その借入れ分の50%が交付税の中に入っ  
てくるというような形になっております。この起債なのですけれども、先ほど茂木課長のほうから話  
がありましたとおり、個別施設計画を策定していることが前提となって、公共施設等適正管理推進事  
業債という起債を借りますと、本体工事費の90%を借りることができます。90%の借入れをした元利  
償還金の50%が毎年度交付税として入ってくるというような形になっております。そういった形にな  
りますので、基本的には、当初3億5,000万と想定しますと交付税が約1.5億入ってくる計算になりま  
す。残りの2億が一般財源を充てるというような形になりまして、今の財政状況ではこの一般財源の  
2億が限度だろうということで判断をさせていただいて、3.5億というような形にさせていただいた  
ところです。

追加分の起債の借入れにつきましては、該当にはなりません。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今説明があったとおりなのですけれども、もやもやを払拭するために私のほ  
うからも幾つか説明させていただきます。

平成30年4月23日に、この資料を見ますと建設検討委員会立ち上げというのがありますけれども、  
立ち上げ以前にいろいろ庁舎内で検討したのです。その案が2点ありました。ここに新築で造るのが  
いいか、役場庁舎の裏側ですね。それと、以前も説明したかも分からないのですけれども、今の複合化  
に持っていくのとどちらが有利かということで、いろいろ検討してまいりました。その中で、検討委  
員会立ち上げた中で検討した中で、近くだと邑楽町が数年前に保健センターを新築しております。い  
ろいろ情報を入れたり、あとは先日も話した甘楽町にも行って、これは複合化なのですけれども、  
どちらがいいだろうかという検討した結果、検討委員会の中で満場一致で資金もそうは豊かでないと。  
町のほうですね。いろいろな観点から検討した中で複合化にいくのがいいだろうということで、複合  
化に踏み切っていったわけです。更には向こうの保健センターのところに延伸事業で、その以前の話、  
ずっと今都市計画道路を計画しているのですけれども、その案も3点ありました。どこに道を造った  
ら有利だろうということで、これも検討委員会立ち上げた中で、3案あったのですけれども、今の保  
健センターに町道を図面上当てて、向こうの以前農道と言われたそこに接続するのが一番資金的にも  
そんなにかからないだろうという結果にたどり着いたわけです。そうしますと、宗川課長のほうから  
もお話があったのですけれども、有利な起債50%というのを活用しながらやっていると。更には、  
これはまた出どころ違うのですけれども、あそこがちょうど保健センターが当たることによって、あ  
そこの補償料も入ってくるということで、今の複合化に踏み切っていったわけです。踏み切った中で、  
いろいろ先ほど茂木課長のほうからお話があったように、群馬県の技術センターのほうを、プロフ

ェッショナルがいる集団のところにある程度チェックも入れてもらうということで、先ほど述べたような内容で最終的にJVで業者が落札をした中で、あそこのところを新築でないですから、ずっと工事を進めていく中で、当初は3億5,000万だったのですけれども、進めていく中で、特に空調に関しては金額がかなり、先ほど高橋議員からも6月の補正で説明があったのかという話でしたけれども、あそこの分に関しては、先般皆さんにも説明した町民プラザが平成4年だったと思うのです、竣工が。あそこの空調も先日入札が終わりまして、あそこも壊れてしまったり、壊れると大変なことになってしまう。部品がなくて、突然それが壊れてしまうと時間がかかってしまうということで、町民プラザのほうも、これは文化庁の予算で補助金もらいながら、あそこも新たな空調に踏み切ったわけです。ここに関しても、私の記憶ですと平成5年かなと思うのです。以前の総合福祉センターがあったのがたしか平成5年かなと思うのです。その中で、一回も空調のあれは交換していないのです。それをやっっていく中で、以前も何回か空調が壊れたりはしているのです。そんな中で今までしので予算を取ったりして、一部の改修工事でしのできたのですけれども、今回空調の室内、室外も含めた中で、またこれがもし壊れた場合は大変なことになってしまうという結論に達したわけです。技術センターのほうからも助言をいただきながら、そのような形で空調のほうは新たに理解させてもらおうと。この金額がかなりしょっているかなと、こう思っております。あそこは今まで指定管理者でずっとお世話になっていたのですけれども、今年度から指定管理者でなくて、一部指定管理者で、あとはこちらの行政のほうで管理もやっているという状況なのです。以前指定管理者で任せていた部分を、建物は町の建物なのです。ですから、町の一般会計のほうから、これは社協のほうからの予算でなくて町のほうからの予算で、今まで雨漏りしたり、空調が壊れたり、そういう部分に関しても町の一般会計からずっとお金を捻出していたという状況なのです。このままずっと数年に1回同じようなことを繰り返していても莫大なお金がかかってしまうだろうということで、今回新たに空調とか、先ほど説明があったように、空調のほかにも幾つかの部分で思い切って、これは今までの部品を使うのではなくて、新しいところは新しくしていこうという結論に達して、技術センターをかませながら、値段も適正かどうか、これも含めた中で判断をして、今に至っているわけです。それを積み重ねながら、追加工事が5,000万を超えたということで、皆さんにお諮りをするわけでありませう。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） そうしますと、茂木課長のご説明だと、最初令和元年の策定した時点では、いろいろな面で3億5,000万という厳しい予算の中で、優先度の高いものから工事をしようということだったというふうなご答弁だったと思うのですが、そうすると2年、3年と来る中で、町の財政的に少し余裕があったのかどうか分かりませんが、補正を組んで、その次の優先度の高かった空調なりを替えようというご判断になったのかなというふうに推測されるのですけれども、私は空調を替えるなど言っているわけではなくて、やっぱり造るからには町民が来ていただいて、いいもの、遺

憾のないようなもの、建物設備にしていだきたいと誰しも思っていることだと思えるのですけれども、例えば前回の6月の補正ですか、外壁雨漏り工事とあったのですけれども、我々も視察に行ったときに壁にしみがあつたり、雨漏りの跡があつて、茂木課長が老朽化で雨漏りなのですよなんていうご説明あったのですけれども、そのときの雨漏りというのは確かにしみで見られるわけですから、これはどこか雨漏りしているのだなというので推測ができるわけで、それとは別に壁なりを剥がしていったら別の箇所から雨漏りが発見されたということなのか。私、雨漏り工事というのは相当優先度が高い工事になると思うのですけれども、それが補正で入ってきてしまっている。それは最初の段階で発見できなかった雨漏りなのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） お答えいたします。

最初に発見できなかったものです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 追加工事があるたびに、私も、それ以外もそうですけれども、現地に何度も足運ばせて説明受けております。建物がある段階で、雨漏りがまずあるかないか、これを含めて、その段階ではもちろん雨漏りは確認できませんでした。なので、それを改修していく中で、非常に建物的にも、私は行ってたまげた部分もあるのですけれども、まず違法の建築の部分も若干あったのです。そんな部分も含めた中で、当時はそれで違法ではないのだと思うのですけれども、それで済んだのだと思うのです。そんな状況もありました。皆さん御存じのように、100畳の一番奥の部屋がありました。カラオケやったり、あそこでくつろいだりしているところ、ステージがありました。あそのステージのところは土間も何も打っていないです。あそこに砂が敷いてあっただけです。当時はそれで済んだのかも分らないです。それを見て、そういう追加とかそういうのも重なってきたわけです。壁面があつて、基礎があつて、雨が降るとそこところが水がしみてくるのです。ところが、使っているうちは、そこは気がつきません。もちろん中にはしみてきません。ところが、解体してみるとそこに水がたまっている状況になってしまうのです。そういうことは、なかなか見た目では我々も気がつきませんでした。現場行ってみて、この砂でよくもったなという状況もほかにもあります。何度か見てきています。そんな状況で、そのままそれを塞いでしまうわけにはいけないので、新たにそれをやり直していこうという状況で、やり直すからには、先日お話ししたように、近隣のどこかの自治体が1年もたたないうちにまた雨漏りでは困るということで、今回改修工事ということで、我々の契約には2年の担保期間も契約書にはつけてあります。そのような形で我々も進めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 大谷議員。

○7番（大谷純一君） 課長も含めて丁寧な答弁ありがとうございました。今後は、多分公務員と住民との考え方の乖離だと思うのですが、ほかのことでもそうなのですけれども、予算を組むときに、最悪の想定というか、いろんなことを想定した上で予算を組んでいただいて、ぎりぎり組んでいただいて、後からこれもこれもというのではないようにしていただかないと、やはり普通に見ると後から付け足し付け足しというのはあまりよくないので、その点積算するときに今後は注意していただいて、遺憾のないようにして、複合工事で、町長おっしゃったように、後から見えないところを剥がしてみたら見つかりました、これはやむを得ないことなのですよ。だけれども、外から見えるものに関しては分かるはずなので、その辺はこれから注意していただいて、今後見積りをつくっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 森です。私は、もやもやしているわけではないのですけれども、ちょっと明確にさせていただければと思います。展示用の照明器具なのですから、多分屋外でなくて屋内の話だとは思いますが、それがどういうものを展示するのか、町民の方で結構芸術的な活動をされている方がいらっしゃいますので、そういう方の作品を展示して応援するような形にするのか。あるいは、町内で芸術作品をつくられている著名な方もいらっしゃいますので、そういう絵画を購入して展示する予定なのか。あるいは、今のところ、特にそういうのは決めていなくて、芸術的な空間をちょっとつくろうという意味合いで照明の準備をしておくという形なのか、何か具体的なものが決まっているのかとか、そこで何か展示するものの予算とかが入っているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのと、もう一つ、今町長の答弁の中で、手抜き工事ではないとは思いますが、これでよくもったなというお話を聞きまして、その業者が施工したものについて再点検する必要とかということについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、前者なのですから、まず1点目なのですから、町に文化の誇れる場所、町民プラザがあるので、関口虚想先生の書画を今現在ご兄弟の方に寄附もいただいて、ずっと保管してあるのです。ああいうのをできれば多くの町民の方にも見ていただきたい。更には、議員が述べられたように、著名な絵画、油絵を中心とした方のグループもあります。更には、個人で行っているエアブラシ、これでいろいろな、先日もテレビにも出たのです。地元で女性の方が描いた作品がテレビでも紹介をされていました。そのような方もおりますので、できればあそこで期間限定で展示会とか、そういうのもできれば行っていただきたいと。これから先を見据えていきます

と、総合福祉センターも活用する方がだんだん減ってくるかなというふうに思うのです。複合施設もですね。ですので、そういう文化の拠点となるような、入って皆さんも見えてきたと思うのですけれども、ふれあいホール、入ってすぐのホール、あそこと、あと先般皆さんにもあそこの改正案を示させてもらって可決されたと思うのですけれども、半日幾ら、そういうのも含めた中で貸し付けて、展示会とかもあそこでやってにぎわいを創出できればと、こう考えております。

それと、今から30年ぐらい前にあそこのところが新築をしたという状況なのですけれども、30年たつとそのときの検証は厳しいかなと思っています。今回は、先ほど述べたように、契約した業者と2年間の担保期間は、これは契約書にうたってありますので、建設業法上、30年前の検証は不可能というふうに判断しております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

9番、川田議員。

[9番（川田延明君）登壇]

○9番（川田延明君） ちょっと確認なのですが、今回の補正予算557万の中に超低温冷蔵庫電源工事というのがあるのですが、これはあえてここに書き出してあるということは、コロナワクチンの貯蔵冷蔵庫のことかなとは思っているのですが、あえてここに載せるということは、かなり金額として高いものになるのだろうかと想定するのですが、ちょっと詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 川田議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの超低温冷蔵庫、お話のとおり、コロナワクチンの冷蔵庫2台の設置を想定して電源を、ほかのブレーカー、回線ルートが幾つもあるのですが、ほか全部落ちてても上の階層から直接電気を持ってくるというような形で、ほかブレーカーが落ちててもここだけは落ちないような形の設定という形になっております。主なものという形でこちらに書いてあるのですけれども、たしか三、四十万ぐらいだったかなと記憶しています。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 川田議員。

○9番（川田延明君） 分かりました。そういうことであれば理解できますけれども。

それと、その部分についてはワクチンを貯蔵するための冷蔵庫であるので、これも先ほどの助成金の話ですが、別枠で取れているのかどうか、それだけちょっとすみません。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 特に別枠で補助金がいただけるものではございません。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） あそこの冷蔵庫なのですけれども、コロナワクチンの関係もございまして、あそこは避難所にもなっているわけです。避難所にもなるわけですので、最終的に、皆さんも御存じのように、川田議員も多分一緒に東北の被災地に行って、ボランティアと一緒にやってきた記憶あるのですけれども、全国的に万が一災害があった場合は、社会福祉協議会がボランティアの拠点となるのです。全国から受け入れて、そこから食料とか、受入れ体制をつくっていかなくてはならない。ですので、先ほどの改修工事もそうですけれども、裏の今回造成した駐車場に関しても、あそこも車ごと避難所ということで考えております。建物のほうもしっかりした構造で、更に改修ですから新築ではないのですけれども、あらゆる手段を講じながら改修工事を行っている。最終的にボランティアの拠点となるところが壊れてしまっただけではなかなか大変な状況になりますので、今のお話で備品に関しても、冷蔵庫等々も含めた中で、コロナだけでなく、できれば本来はコロナで活用すべき冷蔵庫なのですけれども、そのようなことも考えながら、担当課のほうでいろいろ検討しながら今回購入ということに至っております。あそこは最終的には災害があったときはボランティアの拠点になるということですので、ご了解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 川田議員。

○9番（川田延明君） よく分かりました。いざというときに大変なことになると困るので、そういうところまで今回の工事でできるということではよかったのではないかなと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 工事請負契約の変更について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

---

○議員派遣の件

○議長（柿沼英己君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

---

#### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（柿沼英己君） 日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○議長（柿沼英己君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 令和3年第3回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今月8日から本日までの10日間にわたり、令和2年度の決算認定をはじめ、条例その他各種の全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

今定例会におきまして、議員各位からいただきましたご意見やご提言などにつきまして、今後の行政運営に当たり十分留意して努めていきたいと存じております。

さて、9月も半月が過ぎ、下旬に差しかがろうとしております。これからが本格的な台風シーズンを迎えます。現代では、地球温暖化に伴う異常気象により、季節外れの台風の襲来やゲリラ豪雨など、特殊なケースも発生しております。年間通して、いつ災害が発生するか分からない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小しての開催となりましたが、今月5日には2年に1度の町の防災訓練を実施いたしました。震度6強の地震が発生した場合を想定し、全町民参加型のシェイクアウト訓練をはじめ、災害対策本部や学校、公共施設における避難所の開設、運営など、各施設において打合せや協議を行い、また新型コロナウイルス感染症の感染防止も念頭に置きながら、緊急時の対応に備えました。今回訓練を実施した中で、施設ごとに備品類の確認、避難者の受入れな

ど、流れや課題が抽出できたと思いますので、危機管理室を中心に、万が一の緊急時に備えた対策を講じてまいりたいと存じます。また、議員各位には、シェイクアウト訓練におきまして、大変お世話になりました。ありがとうございます。この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。今回、自宅のできる訓練でありましたので、この機会にご家族の備蓄品の確認や家族間での避難場所の共有など、日頃なかなか話すことができない内容を確認するよい機会になったのではないかと思います。我々は、町民の生命、財産を守る立場にありますので、再度胸に刻むとともに、緊急時には職員一丸となって最大限の対応に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、1年延期されていた東京オリンピック・パラリンピックが開催され、実施について意見は様々ありますが、連日報道を通じて、選手たちから継続、努力することの大切さや感動を届けていただきました。特に印象に残っていますのがスケートボード競技であります。国やわざの成功、失敗に関係なく、競技者のチャレンジに対してたたえ合う姿が印象的であり、現代のスポーツを象徴するような光景だったのではないのでしょうか。

また、先行きの見えない新型コロナウイルス感染症ですが、群馬県においては緊急事態宣言が9月30日まで延長され、感染力の強いデルタ株が猛威を振るい、現在、ミュー株など12種類の変異株が存在している状況にあります。今後も変異株の出現が予想されますので、大切な人や自分の命を守るため、改めて一人一人が現状を考え、行動していただきますようお願いいたします。

さて、昨年9月16日に発足した菅内閣ですが、今回の自民党総裁選には出馬せず、僅か1年で退陣されることとなりました。本日、自民党総裁選の告示がされ、今月29日に投開票となり、新たな総裁が決定いたします。その後、任期満了に伴い衆議院選挙が行われる見通しとなっております。国政状況を更に注視していく必要があります。

私の好きな言葉の中に、座右の銘の中に幾つかあるのですけれども、その一つの中に山本五十六元帥の言葉があります。「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ。話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。やっている、姿を感謝で見守って信頼せねば、人は実らず」という言葉がございます。

今後も、町民目線のまちづくりのため、縦と横のつながりを強固にしながら、全庁一丸となって取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位には、寒暖差が激しい季節の変わり目になりましたので、体調管理には十分注意いただき、今後の議員活動にお励みくださいますようお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。ご協力をありがとうございました。

---

## ○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8日から本日まで10日間にわたり、令和3年第3回千代田町議会定例会が開催されました。会

期中、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し心からお礼申し上げます。

本会議では、6名の議員より一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では、2日間にわたり各会計について審議されたわけですが、町長をはじめとする町当局の皆様には懇切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。会期中、議員各位から寄せられたよき提案や指摘、意見を行政運営または行政の執行に反映していただくようお願いいたします。今後とも有効な予算執行に努めていただき、行政サービスの更なる向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、群馬県での緊急事態宣言も延長となり、一層の警戒が必要となってまいりました。住民それぞれがこの事態を認識し、一刻も早い収束を望むものであります。また、感染症対策も重要であります。同時に経済対策においてもしっかり行わなくてはなりません。そのためにも、議会発議案件にありましてとおり、国に対して地方財源の充実が図られるよう強く要望するものであります。

さて、まだ記憶に新しい先月に、九州及び中国地方において、秋雨前線による記録的な大雨で河川の氾濫や土砂災害などにより甚大な被害をもたらしました。改めて国土強靱化を進めるべきだと思います。

そのような中で、本町におきましては、共助を支える自主防災組織の強化をより一層図っていかねばなりません。過日行われた町防災訓練では、本町初となるシェイクアウト訓練が行われ、地震時に対してではありますが、安全確保のための行動を再認識したことと思います。

結びに、例年になく暑さの厳しい日が続いたり、秋の長雨があったりと、季節は日一日と秋が深まってまいりました。皆様には健康に十分留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、令和3年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦勞さまでした。お礼を申し上げ、終了といたします。

閉 会 （午前10時07分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和3年 月 日

千代田町議会議長 柿 沼 英 己

①署名議員 橋 本 和 之

②署名議員 大 谷 純 一